

市町要保護児童対策地域協議会 実務マニュアル



「あなたもみきゃんとオレンジ・パープルWリボンを！」

オレンジリボン 児童虐待防止シンボルマーク

パープルリボン 女性に対する暴力をなくす運動シンボルマーク

平成28年11月

愛媛県

はじめに

平成17年4月1日に改正児童福祉法が施行され、住民に身近な市町が子ども家庭相談の第一義的な窓口となり、子ども虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組を進めること、都道府県は専門的な知識及び技術を必要とするケースへの対応や市町の後方支援に重点化すること、そして、子ども家庭相談に関わる主体を増加させるとともにその役割を明確化することにより、全体として地域における子ども家庭相談体制の充実を図る、という方針が国から示されました。

しかしながら、全国的に市町が子ども家庭支援と機関連携の要として十分に機能しているとは言えず、市町間の格差も小さくない状況であり、市町と児童相談所との責任と役割の明確化、市町の子ども虐待発生予防のための在宅支援ネットワークの体制整備などの問題が顕在化してきています。

さらに本県においては、平成26年に伊予市において、児童相談所が関わっていた中で「少女傷害致死事件」が発生し、地域の住民をはじめ、多くの関係機関にも衝撃が走りました。県としては、この事件を重く受け止め、二度とこのようなことが起こらないよう、子ども相談体制の充実強化や市町要保護児童対策地域協議会の機能強化、関係機関との連携強化に向けた対策を取ってきたところです。

地域の子どもたちを守るためには、市町と児童相談所それぞれが本来果たすべき役割をきちんと果たすとともに、地域における「虐待防止ネットワーク」として、要保護児童対策地域協議会の機能の充実強化を図ることが最も重要であることから、今般「市町要保護児童対策地域協議会実務マニュアル」を取りまとめました。

このマニュアルでは、初めて市町における子ども家庭相談に関わる方や要保護児童対策地域協議会の運営に関わる方が手に取られても、子ども虐待通告の受理から調査、安全確認までの初期対応、要保護児童対策地域協議会の法的位置づけや情報共有、会議の開催等の手順が理解できるようにまとめられています。

子ども虐待対応は県と市町の責務であり、相談体制整備と専門性の向上、多機関連携が求められているところです。

関係機関においては、このマニュアルを活用して、地域の子どもたちが確実に守られる仕組みが強化されるよう、市町相談体制の強化と児童相談所や関係機関との多機関連携に積極的に取り組んでくださるようお願い致します。

なお、国においては、子ども虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講じることを趣旨として「児童福祉法等の一部を改正する法律」が平成28年5月27日に成立し、6月3日の

公布日以降順次施行されているところです。今回の法改正の内容につきましては、「平成 28 年児童福祉法等改正のポイント」の項目で概要を説明しています。今後の政省令の制定や通知により、改正法の運用が明らかになってくると思われますので、今回作成したこのマニュアルにつきましては、新しい改正法に即したものとなるよう、引き続き改訂作業を行っていくこととしております。

また、このマニュアルの作成にあたりましては、奈良県発行の「市町村要保護児童対策地域協議会実務マニュアル」を初め、各自治体発行のマニュアルやウェブサイトを参考にさせていただきました。巻末の参考文献に一括して記載しておりますが、あらためてお礼申し上げます。

目 次

○ 平成28年児童福祉法等改正のポイント……………	1
第1章 子ども家庭相談における市町の役割と機能……………	11
1 市町の役割と機能……………	11
2 市町における子ども家庭相談体制……………	12
3 市町における子ども虐待対応……………	14
4 要保護児童対策地域協議会……………	16
5 市町と県（児童相談所）との役割分担……………	17
第2章 市町における子ども虐待対応の実際（受理から安全確認まで）…	19
◇ 通告対応における実務チェックリスト……………	20
1 通告の受理から初期調査……………	21
◇ 関係機関への確認事項……………	29
2 子どもの安全確認と保護者へのアプローチ……………	30
3 泣き声通告対応のポイント……………	37
◇ 「泣き声通告」のチェックリスト……………	38
4 転居を繰り返す事例への対応……………	41
第3章 アセスメント……………	45
1 アセスメントの基本……………	45
2 緊急度アセスメントシートの使い方……………	46
3 在宅支援アセスメントシートの使い方……………	48
第4章 要保護児童対策地域協議会の実務……………	58
1 要対協の意義、構造と運営……………	58
2 調整機関の役割……………	62
3 要対協運営のための三つの会議……………	65
4 ケースの進行管理……………	72
5 要対協を機能させるための工夫……………	73
第5章 個別ケース検討会議の進め方……………	75
1 会議の目的……………	75

2	会議の開催時期	75
3	会議の設定	76
4	会議開催前の準備	77
5	会議当日の進行	78
◇	ファシリテーター（司会）としての留意点	83
6	会議後の対応	83
第6章	児童相談所及びその他の関係機関との連携	85
1	児童相談所との連携	85
2	その他の関係機関との連携	96
参考1	子ども虐待早期発見のために	102
1	早期発見と通告の義務	102
2	子ども虐待を見逃さないために	103
◇	早期発見のためのチェックリスト	104
参考2	アセスメントツール	106
1	安全パートナーリング（Partnering For Safety, PFS）のアセスメント とプランニングの枠組みシート	106
2	「三つの家」によるアセスメントとプランニング	115
参考様式集		121
関係機関一覧表		144
関連法令・通知等		147
参考文献		181

○平成 28 年児童福祉法等改正のポイント

(平成 28 年 6 月 3 日公布、順次施行)

項 目	改 正 内 容	施行日
I 児童福祉法の理念の 明確化等		
1 児童の福祉を保障する ための原理の明確化	以下の内容を児童福祉法第 1 条及び第 2 条に規定する。なお、これらは、「児童の福祉を保障するための原理」であり、児童に関する全ての法令の施行に当たって、常に尊重されなければならない（児童福祉法第 3 条）。 ① 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する（同法第 1 条）。 ② 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努める（同法第 2 条第 1 項）。 ③ 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う（同法第 2 条第 2 項）。 ④ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う（同法第 2 条第 3 項）。	公布日
2 家庭と同様の環境に おける養育の推進	以下の内容を児童福祉法第 3 条の 2 に規定する。 ① 国及び地方公共団体は、児童が「家庭」において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援することとする。（児童福祉法第 3 条の 2） ② ただし、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合は、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的	公布日

3 市町村・都道府県・国の役割と責務の明確化	に養育されるよう、また、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合は、児童ができる限り「良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置を講ずることとする。（同法第3条の2） なお、「家庭」とは、実父母や親族等を養育者とする環境を、「家庭における養育環境と同様の養育環境」とは、養子縁組による家庭、里親家庭、ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）を、「良好な家庭的環境」とは、施設のうち小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）を指す。 以下の内容を児童福祉法第3条の3に規定する。 ① 市町村は、基礎的な地方公共団体として、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務を適切に行うこととする（児童福祉法第3条の3第1項）。例えば、施設入所等の措置を採るに至らなかった児童への在宅支援を中心となっていくなど、身近な場所で児童や保護者を継続的に支援し、児童虐待の発生予防等を図る。 ② 都道府県は、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術（以下「知識等」という。）並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、児童の福祉に関する業務を適切に行うこととする（同法第3条の3第2項）。例えば、一時保護や施設入所等、行政処分としての措置等を行う。 ③ 国は、市町村及び都道府県の行う業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報提供等の必要な各般の措置を講ずることとする（同法第3条の3第3項）。例えば、市町村及び都道府県における体制等について、あるべき水準を明確にし、これを達成するための方策を具体化するなどにより、児童の福祉に関する支援の	公布日
-------------------------------	---	------------

4 国による要保護児童に係る調査研究の推進	質の均てん化を図る。 国は、要保護児童の健全な育成に資する調査研究を推進することとする（児童福祉法第 33 条の 9 の 2）。	公布日
5 しつけを名目とした児童虐待の禁止	児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならないことを法律上明記する。（児童虐待の防止等に関する法律（以下「虐待防止法」という。）第 14 条）	公布日
II 児童虐待の発生予防		
1 子育て世代包括支援センターの法定化	市町村は、母子保健に関し、支援に必要な実情の把握等を行う「子育て世代包括支援センター」（※）を設置するように努めなければならないこととする（母子保健法第 22 条）。 （※）法律上の名称は「母子健康包括支援センター」	H29.4.1
2 支援を要する妊婦等に関する情報提供	児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項に規定する要支援児童等（支援を要する妊婦、児童及びその保護者）と思われる者を把握した病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、その旨を市町村に情報提供するよう努めることとする（児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項）。 また、刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、こうした情報提供を妨げるものと解釈してはならない（同条第 2 項）。 なお、歯科医師については、法案の国会審議において議論があったところであるが、児童虐待の早期発見において重要な役割を果たしており、現行の虐待防止法第 4 条第 2 項及び第 5 条第 1 項における「その他児童の福祉に職務上関係のある者」と同	H28.10.1

3 母子保健施策を通じた虐待予防等	様、改正後の児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項における「その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事 する者」に含まれる。 国及び地方公共団体は、母子保健施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳幼児の虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意することとする（母子保健法第 5 条第 2 項）。	公布日
Ⅲ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応		
1 市町村における支援拠点の整備	市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うための拠点の整備に努めることとする（児童福祉法第 10 条の 2）。	H29.4.1
2 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化	①市町村の設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関は、専門職を置くこととする（児童福祉法第 25 条の 2 第 6 項）。 ②調整機関に配置される専門職は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けることとする（同法第 25 条の 2 第 8 項）。	H29.4.1
3 児童相談所設置自治体の拡大	政令で定める特別区は児童相談所を設置することとする（児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項）。	H29.4.1
4 児童相談所の体制強化	① 児童相談所に、心理に関する専門的な知識等を必要とする指導をつかさどる所員として児童心理司を配置し、その要件は、医師であって精神保健に関して学識経験を有する者又は大学において心理学を専修する学科等の課程を修めて卒業した者等とする（児童福祉法第 12 条の 3 第 6 項第 1 号）。 ② 児童相談所に、児童の健康及び心理の発達に関する専門的な知識等を必要とする指導をつかさどる所員として医師又は保健師を配置する（同法第 12 条の 3 第 6 項第 2 号）。	① ～⑥ H28.10.1

	③ 児童相談所に、他の児童福祉司が職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司（以下「スーパーバイザー」という。）を配置し、その要件は、児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者とする（同法第13条第5項）。 ④ 都道府県は、児童相談所における弁護士的配置又はこれに準ずる措置を行うこととする（同法第12条第3項）。 ⑤ 児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めることとする（同法第13条第2項）。 ⑥ スーパーバイザーの数は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定めることとする（同法第13条第6項）。 ⑦ 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者を児童福祉司として任用するときは、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した者であることとする（同法第13条第3項第5号）。 ⑧ 児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けることとする（同法第13条第8項）。	⑦～⑧ H29.4.1
5 一時保護の目的の明確化	一時保護は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の状況を把握するために行うものであることを明確化する（児童福祉法第33条）。	公布日
6 児童及び保護者に対する通所・在宅における指導措置	児童相談所長は、通告等を受けた児童・保護者に対し、通所又は在宅において指導し、又は市町村等に委託して指導させることができることとする（児童福祉法第26条第1項第2号）。	公布日
7 児童相談所から市町村への事案送致等	① 児童相談所長は、通告を受けた児童等のうち、児童及び妊産婦の福祉に関し、専門的な知識等を要しない支援を行うことを要すると認める者（施設入所等の措置を要すると認める者を除く。）を市町村	H29.4.1

	に送致することとする（児童福祉法第 26 条第 1 項第 3 号関係）。 ② 児童相談所長は、通告を受けた児童等のうち、市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業等の実施が適当であると認める者をその事業の実施に係る市町村の長に通知することとする（児童福祉法第 26 条第 1 項第 8 号関係）。	
8 臨検・搜索手続の簡素化	都道府県知事が児童の福祉に関する事務に従事する職員に児童虐待が行われている疑いのある児童の住所等に臨検させ、又は当該児童を搜索させる際に、当該児童の保護者が再出頭の求めに応じないことを要件としないこととする（虐待防止法第 9 条の 3）。	H28.10.1
9 関係機関等による調査協力	病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められたときは、当該資料等を提供することができることとする（虐待防止法第 13 条の 4）。これにより、これらの機関等は、原則として、個人情報保護法や守秘義務に違反することなく、児童虐待に係る情報を提供できることとなる。 なお、歯科医師については、改正後の児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項と同様、「その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者」に含まれる。	H28.10.1
IV 被虐待児童の自立支援		
1 親子関係再構築支援	① 乳児院等の長及び里親等は、施設に入所し、又は里親等に委託された児童及びその保護者に対して、関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の	H28.10.1

	再統合のための支援等を行うこととする（児童福祉法第 48 条の 3）。 ② 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について採られた施設入所等の措置等を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進等を支援するために必要な助言を行うこと及び当該助言に係る事務を民間団体に委託することができることとする（虐待防止法第 13 条）。 ③ 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について採られた施設入所等の措置等を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、必要な支援を行うこととする（同法第 13 条の 2）。	
2 里親委託の推進	里親の普及啓発から里親の選定及び里親と児童との間の調整並びに児童の養育に関する計画の作成までの一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けることとする（児童福祉法第 11 条第 1 項第 2 号へ）	H29.4.1
3 養子縁組に関する相談・支援	児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、援助を行うことを都道府県（児童相談所）の業務として位置付けることとする（児童福祉法第 11 条第 1 項第 2 号ト）。	H29.4.1
4 養子縁組里親の法定化	① 養子縁組里親について、都道府県知事が行う研修を修了し養子縁組によって養親となること等を希望する者のうち養子縁組里親名簿に登録されたもののこととする（第 6 条の 4 第 2 号）。 ② 都道府県は、養子縁組里親名簿を作成し、養子縁組里親の欠格要件等を設ける（第 34 条の 19 から第 34 条の 21 まで）。	H29.4.1

5 18 歳以上の者に対する支援の継続	① 児童相談所長は、一時保護が行われた児童について、20 歳に達するまでの間、引き続き一時保護を行うことができることとする（児童福祉法第 33 条第 6 項）。 ② 児童相談所長は、18 歳以上 20 歳未満の者のうち、施設入所等の措置が引き続き採られているもの等について、一時保護を行うことができることとする（同法第 33 条第 8 項）。 ③ 都道府県は、18 歳以上 20 歳未満の者のうち、①により一時保護が引き続き行われているもの等について、施設入所等の措置を採ることができることとする（同法第 31 条第 4 項）。 ④ 18 歳以上 20 歳未満の者のうち、施設入所等の措置が引き続き採られているもの又は①により一時保護が引き続き行われているもの等について、要保護児童対策地域協議会において支援する対象とすることとする（同法第 25 条の 2 第 1 項及び第 2 項）。 ⑤ 18 歳以上 20 歳未満の者のうち、施設入所等の措置が引き続き採られているもの又は①により一時保護が引き続き行われているもの等の保護者について、施設の長が面会等の制限等を行うことができることとする（虐待防止法第 16 条）。	H29.4.1
6 自立援助ホームの対象者の拡大	大学の学生等であって 20 歳に達した日から 22 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者（20 歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていたものに限る。）を児童自立生活援助の対象とすることとする（児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項、第 33 条の 6 及び第 50 条の 3）。	H29.4.1
V その他の改正事項 1 児童福祉審議会に関する事項	① 児童福祉審議会は、関係者に対し、必要な報告等を求め、その意見を聴くことができることとする（児童福祉法第 8 条第 6 項）。 ② 児童福祉審議会の委員の要件に、その権限に属	H28.10.1

	する事項に関し、公平な 判断をすることができる者であることを追加する（同法第 9 条）。	
2 情緒障害児短期治療施設の名称変更等	「情緒障害児短期治療施設」の対象を、環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童とし、その目的を社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行うものとして明確化するとともに、その名称を「児童心理治療施設」とする（児童福祉法第 43 条の 2）。	H29.4.1
3 施設入所等に係る徴収金の収納事務の私人委託	都道府県又は市町村の長は、施設入所等の措置等に係る徴収金の収納の事務について、私人に委託することができることとする（児童福祉法第 56 条第 3 項）。	H29.4.1
4 婦人相談員の非常勤規定の削除	婦人相談員を非常勤とする規定を削除する（売春防止法第 35 条第 4 項）。	H29.4.1
5 母子・父子自立支援員の非常勤規定の削除	母子・父子自立支援員について、非常勤を原則とする旨の規定を削除する（母子及び父子並びに寡婦福祉法第 8 条第 3 項）。	H29.4.1
6 婦人相談所長による報告又は通知	① 婦人相談所長が、要保護女子であって配偶者のない女子等である者及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、都道府県知事等に報告し、又は通知することとする（売春防止法第 36 条の 2）。 ② 都道府県知事等は、①の報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、母子保護の実施の申込みを勧奨することとする（児童福祉法第 23 条第 4 項）。	H28.10.1
7 母子家庭等の支援機関への婦人相談員の追加	母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない関係機関に婦人相談員を追加する（母子及び父子並びに寡婦福祉	公布日

VI 検討規定等	法 第 3 条の 2 第 1 項)。 ① 政府は、この法律の施行後速やかに、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする（附則第 2 条第 1 項）。 ② 政府は、この法律の施行後速やかに、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする（第 2 条第 2 項）。 ③ 政府は、この法律の施行後 2 年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする（附則第 2 条第 3 項）。 ④ 政府は、①～③のほか、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする（附則 第 2 条第 4 項）。 ⑤ 政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずることとする（附則第 3 条）。 ⑥ その他、この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行う。	H29.4.1
-----------------	---	----------------

第 1 章 子ども家庭相談における市町の役割と機能

1 市町の役割と機能

子ども虐待が社会問題と認知され、平成 12 年に「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、「児童虐待防止法」とする。）が制定されました。

子ども虐待への対応としては、児童相談所による緊急かつ高度な専門的対応が求められる一方で、虐待件数の増加に伴い、育児不安等を背景に身近な子育て相談へのニーズも増大していきました。こうした相談は、市町の身近できめ細やかなネットワークによる対応が求められることから、平成 16 年の児童福祉法の改正により、市町が子ども家庭相談の一義的な窓口となり、虐待通告先と位置づけられました。

（１） 市町の役割

市町の役割は、大きく分けて以下の 4 つに分類されます。

①相談支援

- ・ 子ども家庭相談に応じ、必要な調査や指導を行う。
- ・ 市町の社会資源を活かし、幅広い支援を行う。

②子ども虐待対応

- ・ 通告受理時は速やかに子どもの安全確認を行う。
- ・ 緊急度や重症度に応じて、児童相談所と連携する。
- ・ 一般の子育て支援サービス等を活用することで対応可能な比較的軽微なケースについては、市町が中心となり対応する。

③支援のためのネットワークの構築（要保護児童対策地域協議会の設置）

- ・ スムーズな機関連携のための情報共有を行う。
- ・ 各機関の役割分担による支援を行う。

ネットワークの構築のために、市町村には「要保護児童対策地域協議会」（以下、「要対協」とする。）の設置が努力義務化されています。

愛媛県では、平成 21 年度から全ての市町に要対協が設置されています。

④発生予防・未然防止の活動

- ・ 虐待の発生予防、未然防止のため、以下の取組を推進する。

住民及び関係機関への虐待防止に向けた啓発（通告先、相談窓口の案内等）

地域の子育て支援活動の推進（一時保育、地域子育て支援拠点事業、養育支援訪問事業等）

妊娠期及び乳幼児期の支援の充実（母子保健との切れ目のない連携、乳児全戸家庭訪問事業等）

2 市町における子ども家庭相談体制

市町が子ども家庭支援と機関連携の要として十分に機能することが不可欠であり、市町には子ども家庭相談体制の充実と、それに伴う要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）を中心とした連携体制の整備が重要となっています。

（１）福祉・保健・教育の相談窓口

市町における主な子ども家庭相談窓口としては、児童福祉部局（子ども家庭福祉主管課）、保健部局（母子保健主管課等）、教育委員会部局（学校教育主管課）が想定されます。各市町においては、これまでそれぞれの特色を生かした相談体制が整備されてきました。市町は一義的な子ども家庭相談窓口であり、これらの相談体制の有機的な連携が期待されます。具体的には、要対協の主な構成員として、相談ケースを情報共有し、支援方法を検討する過程で、相互の連携、役割分担を効果的に行うことができます。

（２）庁内連携

子ども家庭福祉は地域社会の中で展開される必要があるため、子ども家庭福祉主管課だけでなく、保育主管課、母子保健主管課、人権施策主管課、地域福祉主管課、教育委員会事務局、住民窓口など、市町のあらゆる部局が関係します。

このことから、各部局において、子ども虐待を早期に発見することができるよう、虐待に関する認識を高めるとともに、住民などからの通告や相談を受けた場合にどのように対応するのか、直接相談対応しない部局が相談を受けた場合に要対協の調整機関（主に子ども家庭福祉主管課）にどのようにつないでいくのか、庁内できちんと決めておく責任があります。また夜間、休日の通告受理や初期対応に関する体制整備も必要となります。

（３）職員と専門性の確保

市町の子ども家庭相談件数の増加に対応するためには、子ども家庭福祉主管課をはじめ子ども家庭相談担当部局に人的資源を質量ともに確保することが基本となります。人口規模や相談件数等地域の実情に応じて児童福祉司たる資格を有する職員の配置など、安全確認や調査、支援、連携などの市町の役割に的確に対応できる必要な職員を確保するとともに、組織としての責任者を明確にしておくことが重要です。

特に初期の判断が子どもの安全を左右しかねない虐待対応では、一定の見立てができる

専門性をもった職員の配置は大きな課題といえます。また、継続した支援を行うためにも職員の専門性は重要であり、人員の確保だけでなく、研修、スーパーバイズが受けられるような支援の基盤作りが大きな意味を持っています。

例えば、異動の期間を長くし職員の習熟度を高める、複数の職員が担当し異動時期をずらすことで経験・知識の蓄積を継承していく、近隣市町との連携においてスーパーバイザーを確保する、県が実施する研修への参加や市町・要対協支援事業（児童支援コーディネーターの派遣等）の活用なども考えられます。

3 市町における子ども虐待対応

<市町における子ども虐待対応の実務>

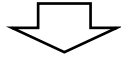
① 相談・ 通告の 受理	《相談・通告の受付》（文書・電話・来所） ○ 受付票をもとに、必要事項を聴取。 注：丁寧な話を聴く。 相談者は切羽詰っていることが多い。 →相談・通告受理後の見通しを説明する。 言いたくないことを無理に聴き出してはいけない。 《予備調査》…緊急受理会議時に行うことも可 ○ 受理をした事例について、関係機関から基礎的情報を収集（家族構成・関わりのある機関・子どもの所属機関での様子など）	□虐待相談・通告受付票〔様式1〕の作成 ●関係機関からの通告は緊急の場合は電話で構わないが、後日通告書を送付してもらうことが望ましい〔様式2〕 □相談受付番号の取得（受理台帳）〔様式7〕
② （緊急） 受理会議	○ 緊急度や重症度・児童相談所送致の必要性の判断 ○ 初期調査方法、子どもの安全確認の方法の検討 誰が、どのように、いつまでに行うか。 ○ 当面のケースの主たる支援機関と主たる支援者の決定 注：① できるだけ速やかに実施（受理日当日の開催が原則） ② 「子ども虐待庁内緊急対応チーム」（☞本編 P25）の緊急招集（担当者一人で判断することは絶対に避ける。）	□緊急度・重症度・送致の必要性の判断 緊急度アセスメントシート〔様式3〕 □在宅支援アセスメントシート〔様式4〕 □会議録の作成 【児童相談所に送致する場合】 □送致書の作成〔様式13〕 □進行管理台帳への記入〔様式8〕
③ 情報 収集・ 調査	○ 子どもの安全確認（子どもに会うことが原則） ・子どもの所属機関（学校・保育所・幼稚園等）への訪問 ・家庭訪問 ※子どもが学校や保育所等に通っていたり、継続的に子どもや家庭に関わっている人がいる場合には、確認を依頼することもできる。 ○ 通告者や関係機関等への調査（所定の手続きを踏んで実施） <主な情報源と確認できる内容> 福祉事務所：生活保護の受給の有無、各種手当の受給状況 保健センター：母親の妊娠中の状況、子どもやきょうだいの乳幼児健康 民生児童委員、主任児童委員：近所の評判や家庭内の雰囲気、家庭の生活パターン等が分かる場合がある 学校や保育所、幼稚園等：日常的な子どもやきょうだいの様子や最近の変化、登校状況などの情報 医療機関：慢性疾患があったり、日常的・継続的に診ている医療機関があれば、病歴だけでなく、家庭内の様子を把握している場合がある 警察：虐待の相談受理状況や対応等の確認 児童相談所：子どもやきょうだいの一時保護・施設入所・家族の相談歴や現在の関わりを確認	□調査記録の作成〔様式6〕 □児童記録票の作成〔様式5〕 ケースファイルのフェイスシートとなる（記載内容に変更があった場合には書き加える。） □情提供等協力依頼書の作成〔様式18〕



④ ケース検討会議 (初回)	※必要に応じて、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を活用して、援助方針を他機関とも共有 《初期支援方針の決定》 ○ 事例に関する情報の整理とアセスメント ・ 調査結果の報告及び関係機関等からの内容の補足 ・ 子どもや家庭の状況の整理 ○ 今後の対応方法を検討 ① 緊急性・送致の必要性の判断 ② 誰が、何を、いつまでに行うのかを具体的に決める ○ 次回のケース検討会議の開催時期を決定	☐ 緊急性・送致の必要性の判断 〔緊急度アセスメントシート〕〔様式 3〕 ☐ 〔在宅支援アセスメントシート〕 〔様式 4〕 ☐ 会議録の作成〔様式 11〕
-------------------------------	--	--



⑤ 支援の実施	○ 福祉や母子保健サービス等の活用 ○ 所属機関や地域の支援者（民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員ほか）を活用した支援 ○ 継続的な来所相談や家庭訪問の実施 注：① 緊急事態等の場合の連絡先を明らかにしておく ② 支援内容や支援時の子どもや家庭の様子を記録する	☐ 支援記録の作成〔様式 6〕
--------------------	--	--



⑥ ケース検討会議 (再評価)	《支援の見直し》 ○ 支援計画がどの程度達成されているかを確認 ○ 子どもや家庭の状況の変化を確認 ○ 今後の対応方法を検討 ① 支援の継続→支援計画の作成 ② 児童相談所への送致 ○ 支援の終結	☐ 緊急性・送致の必要性の判断 〔緊急度アセスメントシート〕〔様式 3〕 ☐ 〔在宅支援アセスメントシート〕 〔様式 4〕 ☐ 会議録の作成〔様式 11〕
--------------------------------	---	--

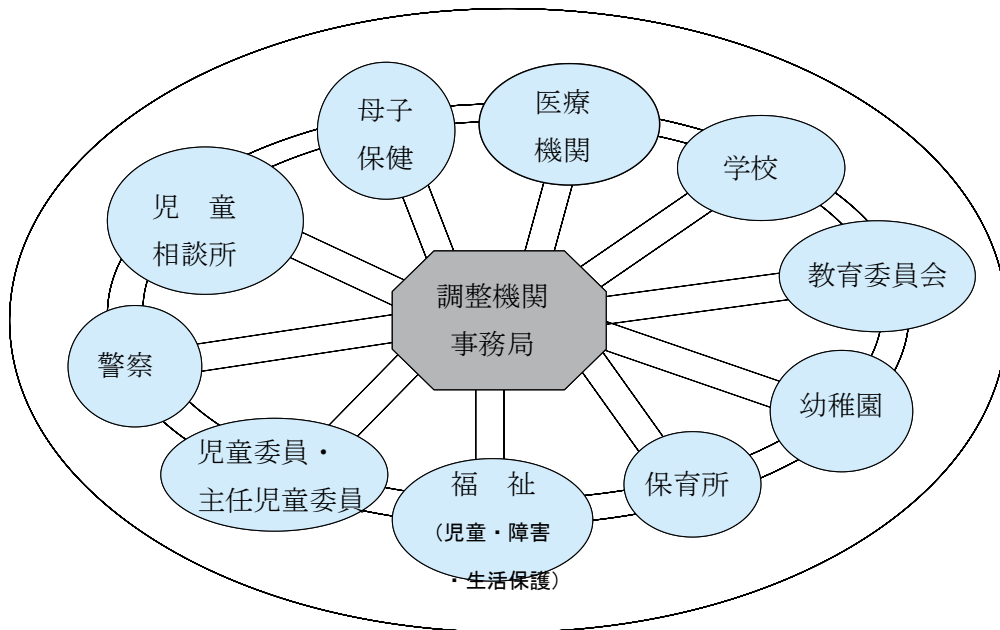


⑦ 支援の終結	○ ケース検討会議、実務者会議で終結を決める <終結の条件> ・ 他市町村への転出→ケース移管 ・ 一般の子育てサービスや所属機関の通常の支援で対応できるようになった→子どもや保護者等に、困った時の相談先を伝えておく ○ 特別な支援が必要なくなってから 6 か月以上経過をみた上で、進行管理台帳による管理を終了する。	☐ 〔在宅支援アセスメントシート〕 ☐ 〔児童家庭相談連絡書〕〔様式 12〕 ☐ 進行管理台帳への記入〔様式 8〕
--------------------	---	--

4 要保護児童対策地域協議会

要対協は、子ども虐待等で保護を要する子ども、支援が必要とされる子どもや保護者に対し、複数の機関で援助を行うための、法定化されたサポートネットワークです。

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）のイメージ



虐待事例は、一つの機関では解決できない多機関協力のもとに対応していくものであり、各機関を通じての情報共有、役割分担による連携が必要となります。

要対協の設置により、要対協を構成している機関同士の情報共有が可能となると共に、各機関による役割分担、連携のルールが明確になります。

虐待対応において、最も避けなければならないことは、虐待による死亡等の最悪の事態です。

そのため、以下の事態に陥らないよう注意する必要があります。

○支援が必要なケースへの対応が、どこの機関においても行われていない。

→ ケースの放置により、子どものリスク（危険度）が上がり、重症化を招く。

○一つの機関が抱え込み、他機関と情報が共有されていない。

→ 担当機関（担当者）がリスクの見落としや見誤りを行い、重症化を招く。

→ 他機関の機能を活かした役割分担ができず、支援が硬直化する。

こうした事態に陥らないためにも、要対協のメリット（強み）を十分に理解し、支援に活用することが大切です。

○要対協を活用することのメリット

①要保護児童等の早期発見

- ・多機関の多くの目によって、虐待を早期に発見できる。

②各関係機関等の連携による情報の共有化

- ・情報の共有化＝支援方針の共有化

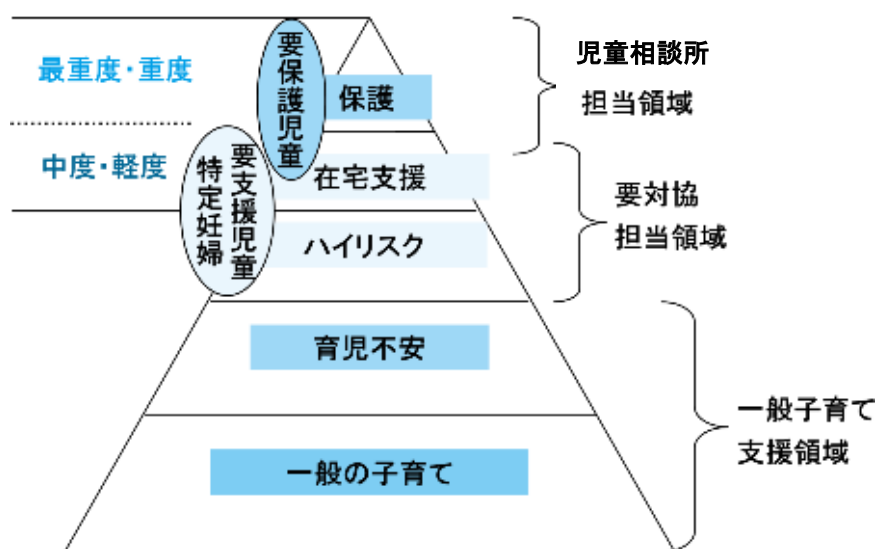
③情報共有化を通じて、各関係機関等の間での役割分担についての共通理解

- ・各機関が同じケースに対して独自に行っている支援が重複することを防ぐ。
- ・各機関の役割・責任範囲を明確にし、機関の「丸投げ」「抱え込み」を防ぐ。
- ・担当者の燃えつきや機関間の対立を防ぎ、関係者の協力意識が向上。

5 市町と県（児童相談所）との役割分担

市町は、緊急性の高いケース及び困難ケースを主に担当する児童相談所（「福祉総合支援センター」、「東予子ども・女性支援センター」、「南予子ども・女性支援センター」）と機能を分担し、市町における各機関の身近な社会資源を活用し、相談支援の中心となることが求められます。

<子ども虐待の担当領域>



○要対協の対象となる者（ケース別）

①要保護児童

虐待等により保護者が児童を監護することが不適當であると認められるケース。

②要支援児童

虐待もしくは虐待の発生のおそれがあり、保護者の養育を支援することが特に必要であると認められるケース。

③特定妊婦

出産後の虐待発生予防のため、出産前からの支援を必要とする妊婦のケース。

※①～③を「要保護児童等」と総称し、要対協の支援対象として法定化されています。

○市町の具体的な役割（市町村児童家庭相談援助指針より）

①住民等からの通告や相談又は乳児家庭全戸訪問事業や新生児訪問指導により把握した、一般の子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用することで対応可能と判断される比較的軽微なケースについては、市町中心に対応する。

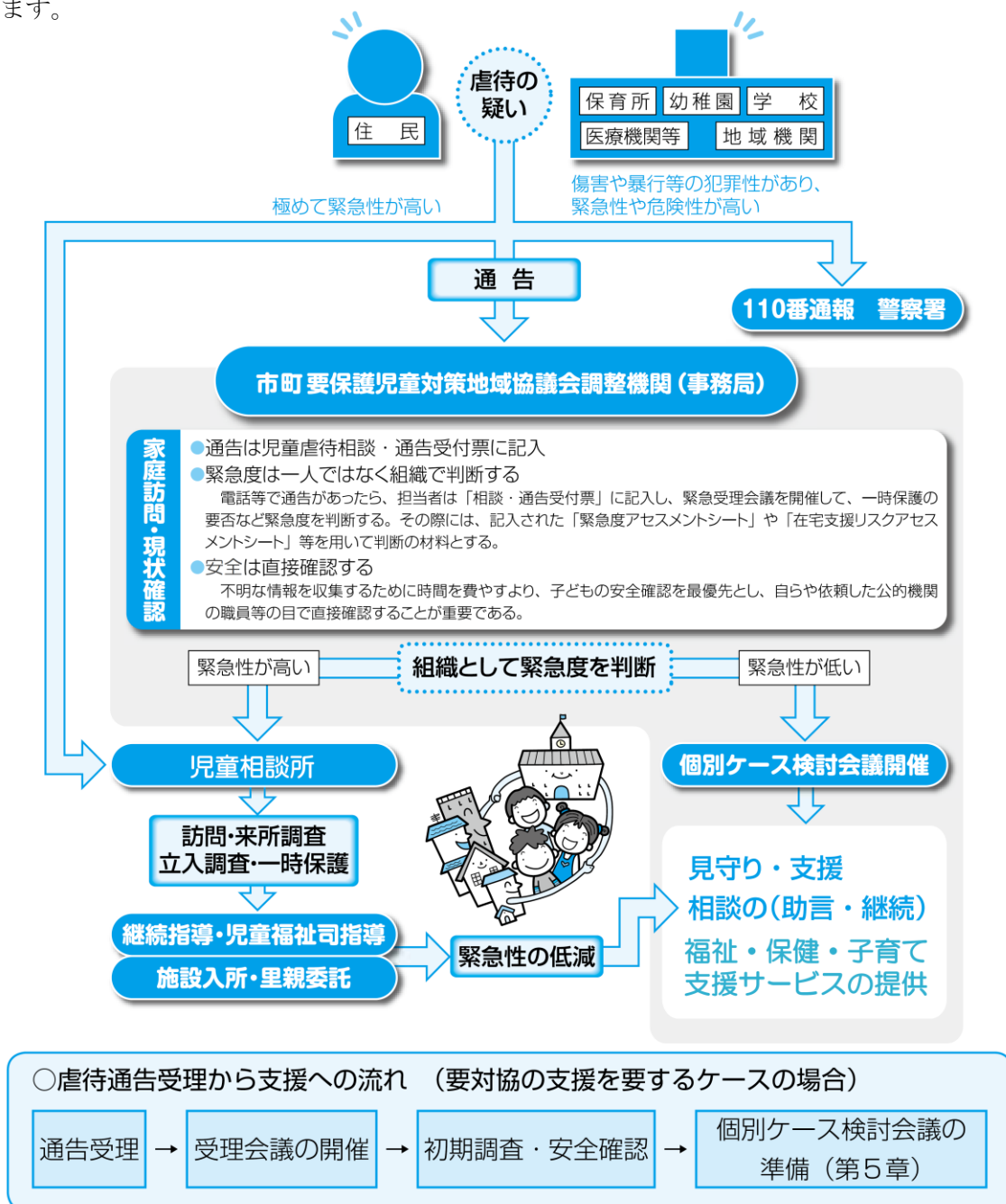
②ケースの緊急度や困難度等を判断するための情報収集を行い、立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児重福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要とされる困難なケースについては、児重相談所に直ちに連絡する。

③施設を退所した子どもが安定した生活が継続できるよう、相談や定期的な訪問等を行い子どもを支え見守るとともに、家庭が抱えている問題の軽減化を図る。

第2章 市町における子ども虐待対応の実際(受理から安全確認まで)

市町が虐待通告を住民、関係機関から受理した場合は、ケースの緊急度を見定め、初期調査から安全確認、アセスメントを行い、緊急度の高いケースは児童相談所と連携する等の対応を行います。また、各機関の役割分担等の連携による要対協での支援が必要なケースの場合は、個別ケース検討会議を開催し、今後の支援について協議します。

本章では、虐待通告の受理から受理会議の開催、初期調査と安全確認までの手順を説明します。



通告対応における実務チェックリスト

通告受理後の対応の流れは、次の表のとおりです。もれがないかチェックしながら対応しましょう。

	対 応	書式等（参考様式集に掲載）
☐	1. 通告受付 ・ 来所、電話は、必要事項を丁寧に聞きとる。	☐ 虐待相談・通告受付票（様式番号*1） ☐ 通告書（*2）
	・ 学校等から通告書が提出された場合は、虐待対応教員や直接関わっている担任等に連絡を取り、内容を確認する。	
☐	2. 受理会議 * 速やかに複数の職員で開催 ①緊急度や重症度の判断 ・ 児童相談所送致の必要性について判断する。	☐ 児童家庭相談受理台帳（*7） ☐ フェイスシート・受理会議資料等 ☐ 緊急度アセスメントシート（*3） ☐ 在宅支援アセスメントシート（上欄）（*4）
☐	②ケースの初期調査の手順を協議 ・ 「だれが、どのように、いつまでに」	
☐	③子どもの安全確認の手順を協議 ・ 「だれが、どのように、いつまでに（できれば48時間以内）」	
☐	④当面のケースの主たる支援機関、主たる支援者の決定	
☐	3. 初期調査（情報収集） ・ 庁内外の関係機関から、出来るだけ多くの基礎情報を収集する。 ・ どのような情報が必要かは、アセスメントシートの項目が参考になる。	☐ 在宅支援アセスメントシート（*4）
☐	4. 子どもの安全確認 ・ 家庭訪問や、子どもの所属機関で、必ず誰かが出会って確認する。緊急と判断した場合は児童相談所に送致する。	☐ 送致書（*13）
☐	5. 庁外の関係機関から詳細な情報を得る。 ・ 直接出会うなど信頼関係のもとで確かな情報を収集する。必要な場合は、文書で情報提供を依頼する。	☐ 情報提供等協力依頼書（*18）
☐	6. ケース検討会議（初回）の実施 ・ 情報共有のうえアセスメント、支援方針と役割分担	☐ ケース基本情報（会議資料） ☐ 緊急度アセスメントシート（*3） ☐ 在宅支援アセスメントシート（*4）
☐	7. ケース検討会議（定期）で支援の再評価 ・ 定期的にケース検討会議を実施し、支援の見直しをし、会議や支援内容を記録に残す。	☐ 児童記録票（*5） ☐ 在宅支援アセスメントシート（*4） ☐ 進行管理台帳（*8）
	・ 市町と児童相談所の役割分担は、会議で決定するが、必要に応じて文書のやりとりを行う。	
	・ ケースの終結は、会議で決定し、ケースの進行管理台帳に年度内は残しておく。	☐ 児童家庭相談連絡書（*12） ☐ ケース移管通知書（児童相談所から市町に移す場合）（*14）

1 通告の受理から初期調査

(1) 虐待通告の受理体制の整備

各市町の虐待通告先となる機関には、いつ何時となく虐待通告が入ります。しかし、担当者が出張等で不在であった場合、対応した職員が再度の連絡や他機関窓口の紹介等を行うことは、ケースの致命的なリスクの見逃しになる場合があります、絶対に避けなければなりません。そのため、いつでも誰でも受理対応が可能となるよう、体制を整備する必要があります。

○職場の誰もが虐待受理対応が可能な体制にすること

- ・「虐待相談・通告受付票」を、職員の誰もがすぐに取り出せる場所に置いておく。
- ・通告受理時の聴取手順について、ロールプレイ等の研修を職員全員に行う。

○休日や夜間の通告への対応を整備すること

- ・夜間等の電話を受ける市町の警備室から子ども虐待対応担当の責任者へ円滑に連絡されるよう、事前のルールを設定しておく。

(2) 通告の受理

○通告受理について

虐待通告は、住民及び関係機関（保健センター、保育所、学校、警察、病院等）からあり、以下のルールにより受理します。

- ・通告書、口頭、電話等にかかわらず、虐待の疑いのある子どもについての相談があった場合は、原則すべて「通告」として受理する。
- ・関係機関からの通告は、通告書（様式は各機関により異なる場合がある）を受理する等、通告内容を詳細に確認する。
- ・緊急の場合は、通告後に通告書の送付を関係機関に依頼する。

○通告をためらう場合

虐待を発見する、もしくは虐待の疑いをもった時においても、様々な理由で、住民や関係機関が通告をためらう場合があります。その場合、以下の説明を行います。

○虐待通告そのものをためらう場合

- ・通告は、子どもとその保護者の支援への第一歩となること。
- ・通告は国民の義務であること。（児童虐待防止法第6条、児童福祉法第25条）
- ・関係者（教員、医師、福祉事業者等）は、虐待の早期発見に努めなければならないこと。（児童虐待防止法第5条）

○虐待かどうか確信が持てない場合

- ・ 通告内容が虐待でなくても、通告者は罰せられないこと。（児童虐待防止法第 6 条第 1 項）

○対象となる子どもや保護者の個人情報を理由に通告をためらう場合

- ・ 通告は守秘義務よりも優先されること。（児童虐待防止法第 6 条第 3 項）

○通告者の個人情報や通告内容等の情報が漏れる不安で通告をためらう場合

- ・ 通告者の秘密は厳守されること。（児童虐待防止法第 7 条）

（３） 通告受理時の対応の流れ

通告は、近隣住民や関係機関等の第三者からの通告と、虐待者本人、虐待を受けた子ども本人、親族等からの通告に分類できます。ここでは、通告元別の対応と留意点について説明します。

○近隣住民等の第三者からの通告を受けた場合

子ども虐待の通告者は子どもの状況を心配し、何とかしたい気持ちが強く、意を決して連絡してこられる人もいます。そのために通告者の気持ちは焦り、混乱していることがあります。それらの通告者の思いや気持ちをまず受けとめて（「驚かれたでしょうね」、「戸惑われたのもよくわかります」、「無理せずお話になれることからお伝え下さい」）、「虐待相談・通告受付票」（様式 1 P. 122）の項目に沿って整理しながら丁寧に尋ねることが大切です。

対応の流れを次に記載しますが、様式 1 の「虐待相談・通告受付票」の裏面には、第三者からの通告を想定した聞き取りのガイドが記載されていますので、それも参照してください。

○対応の流れ

①まずは内容を傾聴する

「ご連絡ありがとうございます」「少しお時間がかかりますがよろしいですか」などのあいさつから始め、通告者に自由に話してもらい、「虐待相談・通告受付票」に記入していく。

②子どもの情報、保護者等の情報

子どもの情報を詳しく聞く。保護者やきょうだい等の家族の情報については、わかる範囲でできるだけ詳しく聞く。

③虐待内容

事実関係が明らかでない場合、「それはいつのことですか」、「今も続いていますか」、「その発言は誰がしたのですか」、「本人はどう言っていましたか」等と具体的に聴く。

通告者が主観的な判断で語っているような場合は、「そう思ったのはどんなことがあったからですか。」「それはあなたがそう思ったのですか。それとも本人が言ったのですか。」等、根拠となる事実を確認する。

④重篤度のアセスメントと安全な情報の確認

子どもの現在の安全はどうか、虐待の重篤度はどうかについて確認する。虐待を防ぐことができた良いエピソードや安全な情報についても聞いておく。

⑤通告者から「自分はどうしたらいいか」等の申し出があった場合

「今後ご協力をいただきたいことができた場合、こちらからご連絡させていただくために、お名前や連絡先をお伺いしてもよろしいでしょうか。」と協力を依頼する。

（匿名を希望される場合は、その事情に配慮して強く求めない）

⑥通告への謝意・対応結果の情報提供の説明

「子どもの安全のためにご連絡いただきありがとうございます。今後、適切に調査を進めて対応いたします。」

「今後の調査や対応の内容については個人情報の保護により、お知らせすることはできませんが、ご了承をお願いします。」

「今後も気になることがありましたら、またご連絡をお願いします。」

⑦緊急事態の場合の説明

「もし（夜間に閉め出されたままであるとか、尋常でない子どもの悲鳴が聞こえる等）子どもの安全が脅かされるような緊急事態の場合は、110番通報をお願いします。」

○学校、幼稚園、保育所等、子どもが所属している機関からの通告を受けた場合

地域、近隣住民あるいは家族、親族からの相談とは異なり、通告をした機関を特定させる情報を保護者に伝えざるを得ない場合があることを説明します。また、そのような情報を保護者に伝える場合には具体的にどのような説明を行うかについて、事前に綿密な協議を行い、今後の協力を依頼しておきます。早い段階で、「通告は法的義務であること、子どものために必要な対応であること」を関係機関が直接保護者に伝えたほうが、のちのち保護者との信頼関係を損なわないことが多いです。

○医療機関からの通告を受けた場合

子どもの受傷の程度、心身の状態、治療の見通し、保護者の言動とともに、虐待を疑った理由を聴き取ります。また医療機関が保護者に伝えた情報も併せて聴き取ります。

市町が保護者と接触する場合は、医療機関からの通告が契機であることを保護者に伝えざるを得ない場合があることを了解してもらいます。

入院している場合は子どもの安全を確保する意味から、児童相談所による一時保護委託が

適当な場合もあるので、児童相談所と協議するとともに、退院の時期を医療機関だけで判断して保護者に言わないよう依頼します。

傷害が重篤なケース等、場合によっては警察への通報を要請します。

○子ども本人、家族等からの通告を受けた場合

(ア) 家族や親族からの通告

通告したことを秘密にしてほしいと言うことも多く、介入の糸口となることが困難なことがあります。一方で、子どもの安全確認に関して緊急な対応を求められることも多いです。まずは調査を開始することを説明し、今後可能な範囲での協力を要請します。

(イ) 虐待をしている保護者自身からの通告

保護者の訴えを受け止め、傾聴し、批判したり責めたりはせず、面談したいことを説明します。状況により、児童相談所が必要と認めれば、子どもの一時保護も可能であることを伝えます。

匿名の場合は、個人を特定する情報収集に努めます。

(ウ) 虐待を受けている子ども自身からの通告

子ども本人からの相談があった場合は、特別な配慮が必要です。まさかと思うような内容でも、しっかりと子どもの話に耳を傾けてください。子どもの言葉による表現力は、その年齢や性別、経験等によって様々です。特に電話での相談の場合、うまく説明できない、言葉が見つからない場合が多く、勇気をもって電話しても、あきらめてしまいやすい傾向があります。子どもの不安を受け止めつつ、心配をやわらげ、安全を守ることを子どもに理解できる言葉で説明し、落ち着いて対応することが大事です。

○ 子ども本人から相談を受けた場合の対応と留意点

- ・ 年齢を確認し、年齢に応じた言葉づかいを心がけ、話しやすい雰囲気にする。
 - ・ 子どもは、自分が話すことで家族がバラバラになってしまったり、家庭でさらに暴力を受ける危険性があることを心配している場合が多い。このような場合、面接相談員は子どもが話してくれた情報を誰に伝え、どのような結果が起きうるのかを、子どもと話し合う必要がある。子どもとの信頼関係を築いていくことが、より本音で話そうという子どもの気持ちにつながっていくので、できる限り子どものペースに合わせて説明し、子どもが不安に対処できるように助けるようにする。
- ▷「あなたのお話を聞いて、どうしたらあなたを助けられるか、みんなで考えることにするね。お父さんやお母さんにも伝えて考えてもらうけど、どう伝えたらいいかはあなたと相談するし、あなたの安全は守るから、安心して話してね。」

▷「よく伝えてくれたね。一緒にどうしたらいいか考えたいので、もう少しお話してくれるかな。」

▷「お話してくれてありがとう。もう少しどんなことがあったかわかると、あなたを助ける方法が考えやすくなるので、こちらが聞くことを教えてくれるかな。」

- ・子どもが用いた言葉を大切に、子どもが嫌だと感じた気持ちを十分受け止める。

▷「そうか、嫌なことされたんだね。」

- ・その上で、子どもの安心と安全を守るために必要な範囲で、無理のないように事実関係を確認していく。

▷「その嫌なことってどんなことかな。」

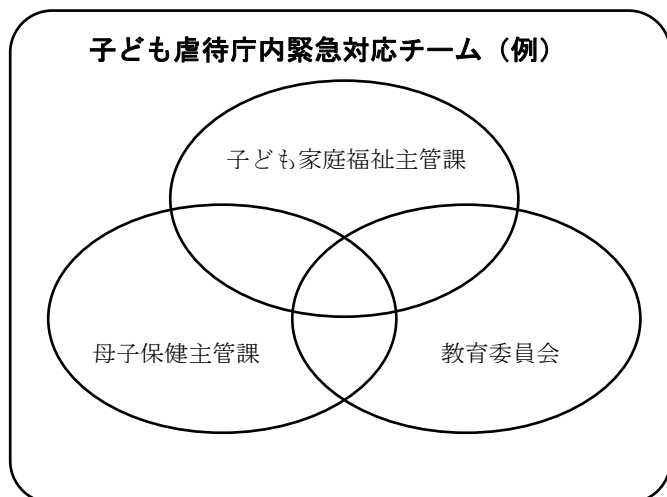
- ・子どもの話から安全確認が必要な場合には、子どもの住所、電話番号、通っている学校と担任の先生の名前等の連絡先や所在の確認を行い、早急に、直接会って面接をする段取りをつける（安全を守るために教えてほしいとはたらきかける）。
- ・緊急性が高いと想定される場合は、児童相談所への通告を念頭に対応する。

（４）受理会議、初期アセスメント

通告を受理したら、「速やかに複数の職員で」受理会議を開催して初期アセスメントをします。受理した担当者一人での判断を避けることは当然ですが、直属の上司への報告のみや、同僚との相談は、受理会議ではありません。

また、虐待担当部署が少人数の場合には、関係部署（子ども家庭福祉主管課、母子保健主管課、教育委員会等）を緊急収集し対応を協議できるように、あらかじめ「子ども虐待庁内緊急対応チーム」を設置しておくことも役立ちます。

「子ども虐待庁内緊急対応チーム」は、調査や継続的な支援の中で緊急事態が発生した場合等においても、その後の対応の協議の場として有効です。ただし、ケースの内容や緊急度によって、参加を求める機関・参加可能な機関は異なってくるため、柔軟な運営を心がけます。



通告受理後の対応としては、以下の点に注意してください。

○通告受理後に絶対してはならない対応

- ・受理した職員の主観で、虐待ではないとか、見守りで十分であると判断する。
- ・緊急性がないので受理会議の開催をしない、または会議を先送りする。
- ・上司や同僚に報告しただけで終わり、会議を行わない。
- ・通告した機関に対し、そちらで対応するべきと伝える。
- ・通告した機関に対し、その場限りの対応を指示する（また何かあったら連絡など）

○受理会議前（通告受理直後に行うこと）

- ・ 通告受理内容の整理
- ・ ケースの基本情報の把握（家族の世帯状況（住民基本台帳）、乳幼児健診・予防接種状況（母子保健）、子どもの所属機関の状況（保育所、学校等）等）

○受理会議で行うこと

- ・ 緊急度や重症度の判断
- ・ ケースの初期調査（P. 28）の手順を協議
- ・ 子どもの安全確認（P. 30）の手順を協議
- ・ 当面のケースの主たる支援機関、主たる支援者の決定

○各種様式への記入

「虐待相談・通告受付票」に基づき、以下の様式を記入する。

- ・ 台帳管理 → 児童家庭相談受理台帳（様式7 P. 129）
- ・ 緊急度判断 → 緊急度アセスメントシート（様式3 P. 125）
- ・ ケース把握 → 在宅支援アセスメントシート（様式4 P. 126）

○緊急度や重症度の判断

- ・ 緊急度アセスメントシートと在宅支援アセスメントシートの上欄（「虐待の程度」P. 55）を用いて判断する。
- ・ 受理時点で緊急度は高くない場合でも、子どもの安全確認は必ず行う。
- ・ 不明な部分については、初期調査時の確認事項としておく。

○緊急度や重症度が高い場合

- ・ 受理時点で緊急度や重症度が高く、一時保護等の子どもの安全確保が必要と想定される場合には、児童相談所への通告・送致や調査の同行等を協力依頼する。

- ・緊急度や重症度の判断が難しい場合は、児童相談所へ連絡して技術的援助や助言を求める。

○児童相談所への通告・送致及び協力依頼の目安

以下の表及び緊急性が高いと想定される例を参考にしてください。機械的な判断でなく、集められた情報を基に、包括的なアセスメントをすることが重要です。

緊急度 (緊急度アセスメントシート)	虐待の程度 (在宅支援アセスメントシート)	児童相談所への通告・送致及び協力依頼の目安
AA・A	生命の危険	・ 通告、送致
A	重度～中度	・ 通告、送致 ・ 協力依頼
B	重度～中度	・ 協力依頼 ・ 通告、送致（乳幼児や、ケースの困難性に応じて）

○緊急性が高いと想定される例

〔子どもの被害状況から（乳幼児は更に緊急度が増す）〕

- ・虐待の程度がひどく、生命の危険や、身体的障害を残す危険がある。
（頭部や顔面等への暴行による怪我、骨折、タバコ等の押し付けによる火傷等）
- ・乳幼児で身体的虐待が繰り返されている。
- ・極端な栄養障害や慢性の脱水症状傾向がある。
（年齢に比べて身長や体重が標準を極端に下回る）

〔子どもの訴えから〕

- ・性的な被害を受けたと打ち明ける。
（性交された、性器や性交を見せられた、体に触られた、体を触らされた等）
- ・自殺を企てる、ほのめかす。
- ・子どもが自ら保護を求めている。

〔保護者の加害行為から（乳幼児は更に緊急度が増す）〕

- ・子どもに生命の危険を及ぼすような加害行為。
（蹴る、殴る、道具を使った体罰、乳児を強く揺さぶる、投げる、首を絞める、溺れさせる等）
- ・子どもに治療が必要であるが、放置している。
（乳幼児の感染症や下痢、重度の慢性疾患、外傷等）
- ・虐待が非常に衝動的になっている。
- ・性的虐待が強く疑われる。

◎極めて緊急性が高い場合は、救急・警察に通報を！

- ・重篤な怪我や衰弱、子どもの命が危ぶまれるような場合 → 救急 119番
 - ・今、目の前で行われている暴力を止める場合
 - ・保護者（児童の同居人）が覚醒剤をしている場合
- 警察 110番

（５）初期調査

通告受理時に把握したケースの基本情報に加えて、子どもの安全確認を行う前または安全確認と平行して、不明な情報を明らかにするため、関係機関に対して、初期調査を行います。

初期調査は「だれが、どのように、いつまでに行うのか」を明確にするのが原則です。

○初期調査時の基本確認事項

- ・情報の真偽
- ・児童の年齢や性別（通告受理時に明らかにならない場合）
- ・居所と虐待の事実や経過・程度（緊急度等）
- ・保護者の年齢や職業（若年の親、経済状況等）
- ・保護者自身の状態（暴力的な性格、病気がち等）
- ・家族構成や生活状況、身近な支援者の有無

○関係機関からの情報提供における留意点

要対協の構成機関と非構成機関では、情報提供の手順が異なるので、特に非構成機関に対しては、情報提供等協力依頼書（様式 18 P.143）で情報提供についての理解を得ておくことが大切です。

○機関間の情報共有・情報提供における留意点

【要対協構成機関との情報共有】

ケースに関する構成機関間の個人情報の提供及び共有は、守秘義務や個人情報の違法性はなく、本人や保護者の同意も必要ない。

【要対協非構成機関への情報提供依頼】

医療機関等の非構成機関に対しては、文書で情報提供等の協力依頼を行う。

この場合も、情報提供機関にケース本人や保護者の同意は必要がないことを説明する。

- ・要対協の構成機関内における情報共有は、守秘義務違反にならない。

（児童福祉法第 25 条の 2 第 2 項）

- ・要対協は必要に応じて、要対協に構成されていない機関等に対しても、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。（児童福祉法第 25 条の 3）

◇ 関係機関への確認事項

対象機関	確認事項
子ども家庭福祉 主管課	・ 保育所等の子どもの所属情報 ・ 児童手当等の情報
住民基本台帳 主管課	・ 世帯構成の情報（住民票） ・ 家族関係及び親権者の情報（戸籍謄本）
税務主管課	・ 世帯の収入情報（所得証明書）
母子保健主管課	・ 妊娠から出生前後までの状況等の情報 - 子どもについて：予防接種、乳幼児健診の受診歴、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業等の情報 - 保護者について：母親の妊娠状況及びその後の支援についての情報 - 他のきょうだいの妊娠出生とその支援についての情報
生活保護主管課	・ 生活保護の受給や手当の情報 ・ 年金等の収入状況や生活状況の情報
障害福祉主管課	・ 子ども、保護者の障害の有無（手帳取得の有無） ・ 障害福祉サービスの利用状況等の情報
保育所、幼稚園、 学校等	・ 子どもの就園・就学状況の情報 ・ 他に在園、在学しているきょうだいの情報 ・ 保護者との関わりの情報 ・ 各諸費用の滞納状況等の情報
民生児童委員 主 任児童委員	・ 家族の生活状況の情報 ・ 家族の近隣関係（近所付き合い）の情報
医療機関	・ 受診時の状況や怪我の程度についての情報 ・ 虐待を疑う理由や保護者の態度等の情報 ・ これまでの通院・入院の状況等の情報
警 察	・ 家出、徘徊、迷子、万引き等、子どもの非行に関する情報 ・ DVその他の生活相談歴等の保護者に関する情報、通告相談・対応歴
児童相談所	・ 子どもやきょうだいの一時保護・施設入所・家族の相談歴や現在の関わりについての情報

○ 調査内容の記録について

調査結果は正確、簡潔、客観的に児童記録票に記載し、資料の出所、日時等を明らかにします。

調査結果は、個別ケース検討会議等で使用する「在宅支援アセスメントシート」（様式 4 P. 126）等に記入し、今後のケースの支援のために活用します。

初期調査で不明であった情報、特に子ども本人や保護者自身の態度や言動、虐待への意識や子育てへの思い等に関する情報は、安全確認やケースへの支援が始まることで明らかになっていくので、更新された情報は常に記録しておくことが大切です。

2 子どもの安全確認と保護者へのアプローチ

（１）子どもの安全確認、リスクアセスメント

○安全と危険のアセスメント

初期調査段階、リスクアセスメントでは次のような核心的情報が必須となります。（*1）

- ・虐待の事実があるかどうか。
- ・子どもが家庭で安全かどうか。安全でなければ、どうすれば子どもの安全が保障されるか（可能ならば家族を維持しながら）
- ・今後の虐待の危険があるか。
- ・今後の虐待の危険を減らすための適切な資源があるか。

これらの核心的な情報を入手するためには、親に安全と危険のアセスメントのパートナーとして、初回面接から参加してもらうことが重要です。アセスメントの質は、受け取る情報の質に左右されるので、家族と取り組む早い段階で、ゆっくり協力関係を築き始めることが不可欠です。親と建設的な協働関係を築き、得た情報をアセスメントシートに記録していくことで、十分なアセスメントが得られることになります。

親と対立しがちな状況の中で、親との協働関係を築くためのアセスメントツールとして、ニュージーランドのソーシャルワーカーのニキ・ウェルド等が考案した「三つの家ツール」や、オーストラリアの児童保護コンサルタントのソニア・パーカーが開発した「安全パートナーリングによるアセスメントとプランニング枠組み」を使うことが有効なことが報告されています。これらのツールの使い方については、巻末の参考2「アセスメントツール」で説明します。

（*1）インスー・キム・バーグ他 桐田弘江他訳 「子ども虐待の解決」2004, pp. 66-67

○安全確認の目的

安全確認の目的は、以下のとおりです。

- ・子どもの状態の確認。必ず市町担当課職員もしくは関係機関への依頼により、直接子どもを見て確認（「現認」という）すること。
- ・親の子どもへの関わりについて判断し、子どもの当面の安全を推測すること。
- ・児童相談所への通告の必要性の有無について確認すること。
- ・継続の調査または当面の支援が必要とみられる場合は、次回の相談への促しや家庭訪問等について伝え、その家族と繋がりをもつこと。
- ・安全確認の目的は、子どもの状態を確認だけでなく、その家族への支援のきっかけづくりであることを意識すること。

（２）安全確認の手順、保護者へのアプローチ

＜子どもが家にいて、家庭内で安全確認する場合＞

以下の①～⑩を基本に対応します。

①家庭訪問し安全確認を行う前に決めること

- ・訪問者を決めます。複数対応が基本で、男女のペアが望ましいです。
- ・身分を証明できるもの、名刺、訪問連絡票、ノート、筆記用具、携帯電話を準備します。
- ・地図にて訪問する家への行き方、どこに駐車するかを確認します。
- ・あらかじめ電話連絡をするか、突然の訪問をするのか決めます。
- ・電話連絡の場合は、自宅か、携帯電話か、誰にするのか決めます。
- ・一番最初のかかわりの時に、保護者の勤める職場に連絡をすることは極力避けるようにします。
- ・訪問する時間を決定します。親子が揃っている時間に出向くようにします。

②家庭訪問しても不在だった場合

家庭訪問連絡票（様式 10 P.134）を投函します。市町の封筒に入れ、ドアの郵便受け等に差しこみます。連絡票は訪問時にあらかじめ準備しておきます。子育て相談のリーフレット等を同封することも役立ちます。時間をおいて再訪問した際は、投函した連絡票が残っているかを確認します。

③家庭訪問の際、保護者への最初の話しかけをどうするか

人は、最初に会った時の印象が後々まで残るものです。出会った最初のやりとりが大切です。虐待を疑って尋問する姿勢ではなく、心配して訪問したというようなソフトな介入を行うよう心がけます。対応の例をみてみましょう。

- 「こんにちは。〇〇町子ども支援課の〇〇です。突然お伺いしてすみません。」
- 「子どもさんのことでお伺いしました。実は、このところ毎日、子どもさんの泣き声が続いているので心配というお知らせをもらったのです。近年は、子どもさんのことで、心配なことに気づいたら誰でも、市町に連絡をしてもらい、困っていることがないか確認することになっているのです。子どもはよく泣くものですが、最近は、そんなことはありませんでしたか？」
- 「子育てに困っていることはありませんか？」
- 「子どもさんと会わせていただけますか？」

④訪問根拠を説明する際の話し方

保護者から「余計なおせっかいです。お引取り下さい。」などという対応があった際は、さらに踏み込んで話をしなくてははいけません。通告があった際は家庭訪問をすることが責務になっていることを説明し、子どもの安全と安心な育ちを保障することは、保護者と行政の共通の責務であることを示して、了解を求めることにしましょう。対応の例をみてみましょう。

→「今、マスコミとかでも話題になっているように、子どもへの虐待が問題になっていて、私たちは、子どもに関するお知らせをもらうとお家にお伺いして子どもさんの様子を確認しなければいけないのです。子どもが泣いているなんて、よくあることなのですが、万が一の場合があるので、こうしてあちこちお邪魔していることが続いているのです。」

⑤家庭訪問の際に確認すること

家庭訪問の際に観察して確認するポイントは次の3つです。

- ・家の様子を確認する

家、アパートの前に来たら、屋外から外観を観察します（表札の有無、ゴミの散乱、散らかり具合、車や家財の置き具合等）。玄関に入ったらそこから見える家の中の様子を観察します（ゴミなど衛生面ではどうか、家具、生活用具、子どもの遊具、台所は、酒瓶は、生活感はあるか等）。

- ・親の態度を確認する

理解を示す、びっくりする、怒る、無反応、攻撃的になる、悲しむ、渋々承諾する、泣き出す、いやみを言う、話が通じない等の親の態度を確認します。あわせて、夫婦間の様子、親の子どもへの態度も確認しましょう（父母のどちらが話をしているか、相槌をしているか、夫婦仲は良さそうかどうか、子どもに対しての話しかけ方はどうか〔「お前がギャーギャー泣くからこんなことになったんだ」、「ちょっと来て、ご挨拶して」〕等）

- ・子どもの様子を確認する

全体の雰囲気、清潔か汚れているか、傷、アザはあるか、行動の様子で気になることはなにか、知らない人に警戒して親にしがみつく、どたばた騒ぎまくる等の子どもの様子を確

認めます。

⑥通告が誤認と判明した際の対応

心配していたことが、保護者から事情を聴いたり、子どもと会ったりしたことで解消し、安心した旨を伝えて、訪問に応じてくれたことに謝意を伝えることにしましょう。

対応の例をみてみましょう。

→「本当に安心しました。突然訪問して、驚かせてしまっでごめんなさいね。子育てをしていると迷ったり困ったりはつきもの。子育ての情報がほしいときは連絡して下さいね（名刺を渡す）。子育てに関するパンフレットを持参したのでよろしければ見てください。」

⑦保護者が虐待事実を認めた際の対応

家庭訪問の際に、保護者が虐待事実を自ら話したり、認めたりした時に留意するポイントは次の3点です。

- ・子育ての大変さをねぎらいます

（例えば、「反抗期で大変ですね」「下の子が生まれると焼もちやいてしまうものね」「痛の強いお子さんのようですね」「だんなさんは協力してもらえそうですか？」「お母さん1人で頑張っていたのですね。お疲れじゃないですか？」等）

- ・当面の支援方法を提案します

（例えば、「お母さんのストレス発散のためにも時々お話を伺いたいのですが」「また、お伺いしてもよろしいですか」「うちの〇〇（相談窓口名）に来てみませんか」「子どもさんの様子をみてもらうことが必要みたいですね。今度、保健センターと一緒にいきましょう」等）

- ・次の面接日、時間などの約束をします

（初回の訪問調査は、多くのものを求めず、子どもの安全確認が出来た時点で第一段階クリアとみて下さい。次回の訪問や来所など、繋がりをつくることで訪問目的は概ね達成とみます）

⑧怒りと敵意を持ち、親権やしつけを主張する親への対応

- ・怒りと敵意を持ち、親権やしつけを主張して、答えにくい質問で挑戦してくる親もみられます。しかし、子ども虐待は子どもからみて安全かどうかで判断されるべきであり、それがしつけか否かという親の主観によって暴力などの行為が正当化されるものではありません。面接場面では、親は「私は～」と自分の立場を主張することが多いので、それを「子どもさんからすると～」というように、子どもを主語に置き換えて問いかけると、一方的なものの言いの勢いを押さえるのに役立ちます。
- ・議論をして、虐待事実を認めさせようとするのは無意味です。逆に、親を追い詰めてしまうことにもなります。虐待をする親の多くは、子どもを人一倍可愛がっている気持ちを有

しているのに上手に子育てすることができないという親達です。親が養育への考え方を变えていくきっかけになるような問いかけをしましょう。防衛的であったり、怒ってくる親であっても、家族の中でうまくいっていることや、子どもの世話でうまくいっていることを質問して、心配事だけでなく、親の子育ての強みや良いところにも注目することを知らせることで、建設的な協力関係を築くことができます。

怒りと敵意を持つ親と話すときに覚えておく役に立つ提案として、次のようなものがあります。（*2）

i 尊重を伝え、礼儀正しく振る舞うこと

最初のやり取りから、そしてその後の交流全てにおいて、相手に尊重を伝えること。礼儀正しく尊重して話しかける。家に入るときには必ず許可を求める。親が話を拒むときには「家に入れていただくには、いつがご都合よろしいでしょうか」と尋ねる。親が立腹しているときには、穏やかに「いつでしたらお子さんの安全について話ができますか」と尋ねる。家に入ることを許されれば、必ず客として振る舞う。

ii これまで担当していた同僚やスーパーバイザーからうまくいったことについて聞き出すこと

もしある親がその相談機関で知られているなら、以前に何がうまくいったのかを誰かに尋ねると良い。

iii 親が児童相談機関や前の相談員を激しく罵ったとしても彼らを弁護しないこと。親の見方に同意すること

これは彼らの見方を支持することとは違う。「あなたがどうしてそう感じられるのかわかります」とか「あなたの見方は理解できます」とか「そのようにみれば、誰でも同じように感じるでしょう」。親の怒りをノーマライズする（*3）ことで、彼らを早く落ち着かせることになります。

iv 時間をかけること

時間をかけ、純粋な好奇心をもって怒りの背後にある理由に耳を傾けること。あなた自身や機関を弁護しようとせずに、彼らの不平を真剣に取り上げる。助言や提案をしない。こうした姿勢が怒りを鎮めるのに役に立つ。

v 親が怒ったり、脅したり、敵意を持っている場合でも必ず選択肢を与えること

「法律に従っているだけです」「自分の仕事をしているだけです」「法律ではこうなっているのです」と言う代わりに、同じ内容を盛り込みながら選択できる形の質問をすると良い。「プライバシーを守り家族を離ればなれにしたいことは分かります。もしあなたが望むなら今すぐ帰りますが、ご存知のように私には報告の義務があります。どんな物語にも2つか3つの違った側面がありますから、私はあなたの側からの話をぜひ聞きたいのです。あなたの言い分を聞かせてください」

vi 家族の見方が重要であることを伝える

起っていることについて、よりバランスの取れた見方をすることができるように、家族の見方や、家族や子どもにつながるほかの重要な人々の見方を聞くことが重要なことを伝えます。じっくり親や家族の話を聞くことは、始めは時間がかかりますが、協力関係を築くのに大いに役立ち、後になって膨大な時間を節約することになります。

vii 心配事と同じく、うまくいっていることにも注目する

心配事だけでなく、親の子育ての強みやうまくいっていること、今後のビジョンについて話し合うことを説明します。状況をバランスよくアセスメントすることにこちらの関心があることを伝えます。うまくいっていることに注意を払うことを話した上で、最初の面談中にも肯定的なことに注目したほめ言葉を伝える時間を取れば、あなたが真剣に親の強みとそのペアレンティングの肯定的な面に注目しようとしていることが親に伝わります。

(*2) インスー・キム・バーグ他 桐田弘江他訳 「子ども虐待の解決」2004, pp. 73-75

ソニア・パーカー 井上直美訳 「安全パートナーリングのアセスメントとプランニングの枠組み」
2012, pp. 20-21

(*3) 「ノーマライズする」とは、人の懸念事項を人生における（誰でも経験するような）普通の困難として示すこと。親の怒りの気持ちを受け止めて、それが当たり前のこととノーマライズすることで、気持ちに静まり、冷静な視点に導くことができる。

対応の例をみてみましょう。

（保護者）「悪いことをしないようにしつけをするのは親のつとめじゃないですか。うちの子どもは言ってもわからないから私は殴るのです。普通に叱って親の言うことを聞くくらいなら殴ったりしませんよ。だいたい、私だって悪いことしたら平気で親に殴られていましたよ。昔の親なんてみんなそうだったでしょ。自分の考えをあらためる気持ちは全くありません。今度、同じことしたら、私はまた殴りますよ。別にアザとか怪我とかさせているわけじゃないし、私だって手加減しますよ。」

（相談員）「確かにしつけは大切ですよね。でも、〇〇ちゃんは叩かれてどう感じるでしょうか。お父さんにとっても、叩かれて痛かったことがよかったわけではないと思うのです。お父さんにとっては、例えば、どんなことが良かったのでしょうか？」

「叩いてもいい」とおっしゃいますが、そうおっしゃるには何かもっともな理由があったのだと思います。どんなことがあったのか、教えてもらえますか？」

「お子さんを叩かずにしつけるようにできたら、私たちは親の暴力をチェックしに訪問することがなくなります。私たちと一緒にそのような方法を考えてみませんか？」

「確かに、そういう方法を見つけるのは簡単ではないと思います。それでも、ご両親と一緒にそういう方法をなんとかして見つけたいと思いますので、ご協力いただきたいのです。親御さんが困りごとを解決してお子さんを安全に世話していかれるのをどうお手伝いでき

るか、いろいろ話し合わせていただきたいと思います。子育てには、心配なことだけでなく、うまく行っていることもありますよね。ご家族のあなたやお子さんに何が起きているか分かるといいので、あなたやお子さんにとって身近な方たちとお話しさせていただきたいと思います。これから、お時間とってもらえませんか？」

⑨親が安全確認を拒否している場合の対応

家庭訪問の際に、保護者が安全確認を拒否する場合があります。その際は、児童相談所への通告送致を念頭に対応することが必要になります。再度、保護者を説得し、どうしても子どもに会わせる事を拒むときは、保護者に対し、児童相談所に知らせることを告知することになります。対応の例をみてみましょう。

→「お子さんのことが地域で心配にあがったという連絡を受けました。今は私はこの連絡が正しいのかどうかはわかりませんが、この連絡は重大なこととして扱う必要があります。ご家族であるあなたやお子さんに何が起きているか分かるといいので、あなたやお子さんにとって身近な人たちとお話しさせていただきたいと思います」

→「お怒りは分かりますが、これは法律に基づいた調査で私には報告の義務があります。どんな物語にも2つか3つの違った側面がありますから、私はあなたの側からの話をぜひ聞きたいのです。あなたの言い分を聞かせてください」

→「私達にお話しいただけないと、児童相談所に連絡をとらなくてはならないのです」

→「なんとか、ご協力いただけないでしょうか？」

→「(それでもだめな時は) 残念です。それでは、児童相談所に対応してもらうことになるので、ご承知置き下さい」

⑩子どもに傷、あざ、火傷の跡等がみられた場合の対応

子どもに会った際に、子どもに外傷がみられる場合があります。その際に必要なことは事実確認です。いつ、どこで、どのようにしてできたものなのか直接保護者に確認しましょう。治療、手当が必要な状態であれば、すぐさま病院受診につなげましょう。

保護者に事実確認をした際に、子どもの外傷について正当な理由が見当たらない時は、児童相談所への通告送致を念頭に対応することが必要になります。アザ、傷の原因究明が必要な旨伝え、児童相談所に連絡することを保護者に伝えましょう。

＜子どもが学校や保育園におり、その施設内で安全確認ができる場合＞

①子どもの学校や保育園等に連絡を取り、登校、登園していることを確認します。

②学校や保育園等に、下校、帰園時の時間等を聞き、帰宅前に安全確認をさせてもらえるよう依頼します。場合によっては、下校させずに待たせてもらうよう依頼します。

③通告が学校や保育園等からあった場合は、経緯やこれまでの子どもの様子について聞きます。

④通告が学校や保育園以外からあった場合は、通告された内容を報告します（守秘義務が課せられている要保護児童対策地域協議会のメンバーであるので可能となります）。

⑤学校、保育園等で傷等が観察された場合は、写真やスケッチに残し、記録しておくよう依頼します。写真は、皮膚の状態がわかるように撮ります。全身とアザや傷のアップの写真をそれぞれ撮ります。大きさがわかるように定規をあてます。

子どもは傷の写真を撮られることに不安や嫌悪感を抱くので、子どもの気持ちを第一に配慮して記録します。

⑥記録の仕方は、傷等に気づいた日時の記録が大事です。月曜の朝、登校してすぐ気づいたのか、下校間際に気づいたのかでは、怪我が家庭内のものか校内のものか論争になります。子どもに「これはどうしたの？」と問いかけてみて下さい。必ずしも本当のことを言うとは限りませんが記録します。

⑦傷、アザなど状態が悪い時は児童相談所に通告することを念頭に対応することになります。この場合、早急に受理会議を開催することが必要になります。

3 泣き声通告対応のポイント

近年、近所の人が子どもの泣き声を心配して、『虐待ではないか』と通報する「泣き声通告」が急増しています。対応のポイントをまとめてみました。

（１）泣き声通告受理時の留意点

泣き声通告の場合は、なにより緊急性の判断が重要となります。

『泣き声』だけでは、室内で何が起きて子どもが泣いているのかわかりません。

実際、子どもはよく泣くものです。乳児の場合は、泣くことが要求表現になりますし、幼児から学童期でも、叱られて泣いたり、さみしくて泣いたり、悔しくて泣いたりときまざまです。

そうした中、「子どもの泣き声がする」と通告がある場合、何かしら、通告に至る「**泣き声プラスアルファ**」があります。

通告者からは、そうした「プラスアルファ」の情報を聞き出すことが、有効な判断材料となりますが、通告者が自発的に話してくれるとは限りません。

こちらから、通告に至った背景、意図、心配な点を聞いていくことが必要となります。

そこで、虐待通告を受けた際に聴取すべき点のほかに、押さえておきたいポイントを次のチェックリストとしてまとめてあります。

これらのチェックリストにおいて、

- ・子どもが長時間泣き続けている、
- ・子どもの泣き声が聞こえる期間が継続している、
- ・子どもの泣き声に加えて、大人の怒鳴り声等が聞こえる、

- ・子どもの体に不自然な傷・痣がある

といったことが確認された場合、なんらかの不適切な養育が疑われる可能性が高くなります。

特に、子どもの年齢が低い場合、ひとつの身体的暴力で、生命が危険にさらされる場合もあるため、リスクアセスメントのためには、通告者の意図や通告者が把握している情報を正確に確認することが前提となります。

○「泣き声通告」のチェックリスト

※ 虐待相談・通告受付票（様式1 P.122）で確認する以外に、確認したい項目をあげています。これらを総合的に判断します。

	内 容
子どもの状況	泣いている場所： 室内 戸外 現在の居場所： 保育所等通園の状況：
内 容	いつから（昨日から、1ヶ月前から等）： 頻度は（毎日、週に 回、月に 回、曜日の偏り等）： 声の大きさ： 泣き方（すすり泣き、大声で泣き叫ぶ等）： 泣き声の長さ： 時間帯： 今現在は： 今現在はいつから泣いているか： 今現在子どものほかに誰がいるか：
家庭の状況 (家族構成等)	同居家族： きょうだいの有無：
泣き声にプラス して	助けを求める声がきこえる どなり声がきこえる（誰がどなっているか） （ ）と言っている等 子どもの体に傷・痣がある 子どもにケガが多い 物がこわれた・こわれる音がした 子どもをたたく・子どもにぶつける（音がする）
地域との関係	友好的 疎遠 孤立

(2) 保護者や子ども本人への調査時の留意点

泣き声通告の場合、事前に電話連絡はできず、飛び込み訪問となることが多くあります。

そのため、訪問される側にとっても、訪問を受け入れる気持ちの準備がない状態で訪問を受けるため、警戒心や抵抗感が強い場合があります。

訪問は犯人探しではありません。多くは、子どもが泣きやまない状況で親も困っています。

そのため、「子どもさんの泣き声が聞こえるという連絡があったのだけど、心当たりはありますか?」「何か子育てでお困りのことはありますか?」と援助のスタンスで入ります。

「虐待を疑われた」というだけで露骨に拒否する人も中にはいますが、相手の拒否感が大きいときは、まずはその拒否感を下げられるよう、急な訪問を詫言、相手の不満を聞くことから始めます。

ある程度保護者の不満を傾聴した後、再度、泣き声通告があったことを伝え、心当たりがあるかどうか、どういった状況で子どもが泣いているのか確認していきます。

また、同時に、泣き続けることで親が疲弊していないか、余裕をなくしていないか等を聞きながら、必要があれば支援につなげるよう、話していきます。

多くは泣き声に関して、身に覚えがあるため、訪問を受け入れてくれます。

○ 泣き声通報の訪問調査の際の言葉かけ例

順 番	言葉かけ例	備 考
1	(「〇〇役場から来ました△△です。突然おじゃましてすみません。少しお時間よろしいですか?」) 「お子さんがよく泣いているので、子育てが大変ではないか。」という心配の電話があったので、お伺いしました。 何かお心当たり(子育てでお困りのこと)はありますか? ※場合によっては、「このあたりの赤ちゃんがいるご家庭を全部回っているのですよ」等の言い方も。	・社会的に孤立している(近所付き合いのない)保護者も多いので、近隣に対して敵意を抱かないような配慮が必要 ・突然の訪問なので、相手に配慮する声掛けも必要 ・「虐待発見のため」ではなく、「育児の大変さを手伝う」ための訪問であることを強調

2	お子さんはよく泣くのですか？ どんな時に泣きますか？ その時にどう対応していますか？	・泣き声通報をきっかけとした訪問であるので、必ず質問すること ・特に「子どもが泣き止まない」のがきっかけの乳児の虐待死は多いので、対応方法は重要
	（時間帯など詳細情報がわかっている場合は、「昨日の7時頃はどのようにしていました？」など具体的な状況を確認し、「そういうことはよくあるのですか？」 「いつもですか？」 など、話を広げていく。）	・泣き止まない時の親の辛さには共感 ・実際に保護者がすでに行っている対応法で、適切なものを強調し、「そのやり方を中心に、もっとやってみましょう」と促す
3	子育ては大変ですよ？ （「そういうときイライラしてしまいますよね？」など、保護者への共感・労いの言葉も）	・育児に対する負担感や育児を楽しめているかどうかなどを聞く ・ネガティブな気持ちがたくさん出れば、今後の継続的な支援策を考慮する
4	お母さん（親御さん）は大丈夫ですか？ （「寝られない時もありますよね？」、「お母さん、よく頑張っていますね」など、保護者への共感・労いの言葉も）	・保護者の味方であることを強調するため、保護者の状況を聞く ・話が長くなれば、それだけハイリスク
5	お子さんは今どうしていますか？	・既に目の前にいれば省略 ・必ず目視（実際に子どもの様子を見る）

	(子どもがいない場合) 今度親子一緒に時に訪問したいのですが、いつ戻ってきますか。	・現在の所在を聞く。 ・1週間以内を設定 ・保護者が会わせながらない場合、「最近、全国のニュースでも虐待の事件が多いので、子どもの様子を確認しなくてはいけないことになっているのです」 ・拒否された場合、ハイリスクとして情報収集。児童相談所と協議。
6	(次回へのつなぎ) ・「お子さんの様子をお聞きしたいので、また連絡（訪問）してもいいですか？」 ・「どういう風にしていけばいいか、一緒に考えていきたいので、また連絡（訪問）させてもらえますか？」	・具体的な子育て支援情報（市町村の子育て支援サービス、行事、集まりの紹介など）の提供も有効。 ・叩いている場合、「叩かないことは約束してほしいのです」など、叩いてはいけない旨をきちんと伝える。
7	・「今日は時間を取ってくれてありがとうございました」 ・「突然で、初対面なのに話してくれてありがとうございました」	

4 転居を繰り返す事例への対応

虐待に至るおそれのある家庭の特徴として、転居を繰り返す家庭があることが、様々な実態調査や事例検証を通じて明らかになっています。

こうした転居を繰り返す家庭については、以下の点に留意しながら、調査や援助を行うことが必要です。

(1) 転居事例での留意点

転居には様々な事情や理由がありますが、虐待とかかわって着目すべき点は以下の点です。

① 転居の時期

保護者の転勤などの際には、子どものことを考えて学年や学期の区切りで転居することが多い。そうした区切りの時期と異なる転居については、どういう事情があったのかに着目すべきです。

② 転出入手続きの実施の有無

転居が行われて速やかに転出入手続きが行われているかどうかに着目する必要があります。手続きがなかなかされない場合には、転居を繰り返す、住所地を明かせない事情がある、保護者が子どもの就学等に無関心である、などの背景があることが考えられます。

③ 転居の回数

転居の頻度や間隔といった情報にも着目します。

④ 家族構成の変化

離婚や別居、あるいは交際相手との同居、再婚、実家への転居など、転居に伴って家族構成が変化することはまれではありません。家庭状況をアセスメントする際には、こうした変化を的確に把握することが不可欠です。

なお、交際相手との同居のような場合、交際相手が転入してきたのか、子どもと保護者が交際相手宅に移動したのかといった点にも注意を払う必要があります。

(2) 初期調査

住民基本台帳登録所在地が確認できた場合には、住民票や戸籍（戸籍を確認する際には、必要に応じて改製原戸籍で確認したほうが家族史の詳細について把握できる場合がある）、戸籍附票を確認し住所の異動歴や家族関係歴を確認します。

その上で、住民基本台帳の登録がある市区町村に保育所や学校の所属歴を確認し、所属していた当時の子どもの状況や保護者の状況について調査することが必要です。学校への所属が確認できた場合は、指導要録の写しをもとにした情報提供を受けることで、子どもの入学前の経歴や転入学の記録、保護者の記録等の情報を得ることができます。また、過去の居住地を所管する市区町村や児童相談所にかかわりがあったかどうか照会することが必要です。

子どもが乳幼児である場合には市区町村保健センターや保健所に健康診査やフォロー状況での関わりについても照会します。

なお、現居住地での住民基本台帳登録がない場合には、子どもや家庭への援助を行うために、いつ、どこで住民基本台帳の登録がなされているかを、保護者等から聴取します。DVやヤミ金等の被害から逃れるために住民基本台帳の異動をしないまま転居している家庭もあることから、被害を怖れて調査に応じないこともあります。子育て支援サービス・福祉サービスの提供や子どもの就学に必要なために聴取していることを丁寧に説明し、保護者の理解を求め聞き取る必要があります。

（３）個別ケース検討会議の活用

他の虐待ケースと同様に、要対協の個別ケース検討会議を開催し、主担当機関や主たる援助者の確認、情報の共有と援助の枠組みを確認します。その際に、再び転居してしまうことを想定して、居住確認を誰がどのような方法でどのような頻度で行っていくのかを確認しておく必要があります。児童委員への協力要請や不動産会社への協力依頼なども検討することで、行政機関だけでは確認しにくい夜間や休日の状況を把握することや日常の様子を把握することができるようになります。ただし、具体的にどのような方法で何を確認するか、内容と限度を事前に打ち合わせておくことが大切です。個人の判断で必要以上の関わりをもった結果、関係が遮断され、又は必要な連絡がなされないことを避けるためには、具体的な役割を確認したうえで依頼することが必要となります。

個別ケース検討会議を開催する際に、警察官に参加してもらい、警察に照会したところ既に親族から子どもや保護者の行方不明者届が出されており、それまで把握でききていなかった親族の状況や援助の可能性が見出せた事例もあります。

（４）知人、親族等の連絡先の確認

保護者と面接ができたときには、親族等の氏名や住所、連絡先を聴取しておくことが、行方不明等になった時の大きな情報源となります。保護者は「親戚とは数年間連絡を取っていない」などと語ることが多いですが、親族の居住地を聞き取ったうえで住民基本台帳等の確認をとっておくことが有益です。また、親族等がいなかった場合には、知人や友人の連絡先を聞いておき、保護者と連絡がとれる間に、保護者の了解のもとに友人や知人の連絡先にも連絡が取れることを確認しておくことが役立ちます。

（５）居住実態が把握できない児童の対応

「居住実態が把握できない児童」については、子ども虐待のリスクがあると捉えて、市町の母子保健や子ども家庭福祉部門、教育委員会、警察、児童相談所等の関係機関が、要対協を活用すること等により情報を共有し、連携して対応することが必要です。

乳幼児期から学齢期の居所不明児童を早期に把握するためには、まず居住実態が把握できない児童を担当する部門（以下「居所不明児童担当部門」という）を定めて、一元的な情報の集約・整理や、庁内の関係部門間での情報共有の徹底を図ることが大切です。そのうえで、以下の点に留意して対応することが考えられます。（*4）

なお、国通知「居住実態が把握できない児童への対応について」（平成27年3月16日雇児総発0316第1号他、総務省、文部科学省及び厚生労働省連名通知）を参照してください。

① 小・中学校

- ・長期欠席・未入学の児童生徒について、電話・訪問等を行い、状況把握を行う。
- ・状況把握ができない児童生徒について、「居所不明児童担当部門」に情報集約する。

- ② 住民基本台帳部門、就学事務担当部門
- ・住民基本台帳法に基づく実態調査を実施する。
 - ・海外に出国している可能性のある児童については、東京入国管理局に出入（帰）国記録を照会する。
 - ・私学就学などの届出の勧奨を徹底する。
- ③ 母子保健部門
- ・乳幼児健診の未受診者に対し、電話・訪問等による受診勧奨及び子どもの状況把握の徹底をする。状況が把握できない子どもについては、「居所不明児童担当部門」に情報集約する。
- ④ 子ども家庭福祉部門
- ・保育所入所事務、児童手当等給付事務、生活保護、母子福祉、障害児福祉等の主管部署と情報共有して状況把握に努める。状況が把握できない子どもについては、「居所不明児童担当部門」に情報集約する。
- ⑤ 居所不明児童担当部門
- ・居住実態が把握できない児童についての情報を集約・整理し、要対協調整機関に要保護児童ケースとして進行管理依頼する。
- ⑥ 要対協事務局（調整機関）
- ・「居住実態が把握できない児童」は、「子ども虐待のリスクが高い」要保護児童としてケース登録し、進行管理を実施する。
 - ・不適切な養育や虐待のリスクを判断し、要対協に基づく詳細な調査の必要性を判断する。
 - ・調査の結果、他の市区町村に転居先が判明した場合は、居住市区町村における継続支援を依頼する。
 - ・虐待のリスクや事件性を示す情報がある場合には、児童相談所や警察署に相談し、連携して対応する。
 - ・最終的に居所が確認できない児童については、警察への相談、行方不明者届の提出について検討する。

(*4)横浜市「横浜市における児童虐待対策について」（平成 26 年 9 月 30 日）を参考にした。

第3章 アセスメント

1 アセスメントの基本

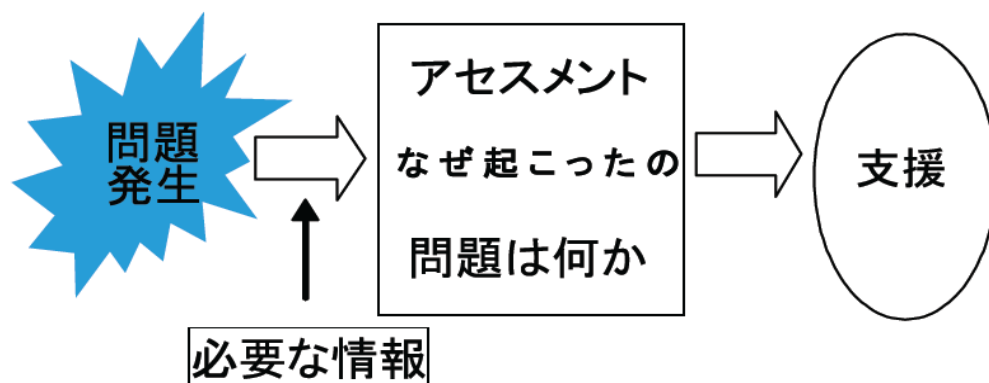
(1) アセスメントとは

アセスメントとは、ケースに関する情報を収集し、問題の発生原因を明らかにし、どう支援していくのかにつなげるためのプロセスです。

要対協の支援の中心は在宅支援であり、アセスメントの目的は在宅支援のためですから、保護者の言葉や気持ちをよく理解しながら、まず、保護者との信頼関係を築くことが重要です。そのうえで、段階をふまえて、アセスメントを行っていくことが大切です。

ていねいなアセスメントにより、ケースの課題が明らかになるとともに、課題の解決に向けた目標（支援）がより具体的なものとなっていきます。

ここでは、緊急度アセスメントシートと在宅支援アセスメントシートの使い方について解説します。



○アセスメントの段階

第1段階 リスクを第一に見る

- ・ 子どもの状態、様子の把握
- ・ 虐待の程度、傷の程度
- ・ 親との関係、生活状況、家族状況

第2段階 家族の力【ストレングス（家族が持つ強み）】の把握

- ・ 家族の問題解決能力の把握（親の意見や意向を尊重）
- ・ 子どもの対処能力の把握（子どもの意見を聞く）
- ・ 支援機関との関係

第3段階 今、どういったことが解決に向けて必要なのか

第4段階 そのためには誰がどのように支援するのか

2 緊急度アセスメントシートの使い方

(1) アセスメントシートの目的

緊急度アセスメントシート（様式3 P.125）は、断片的な情報を一つに統合して虐待のリスクを評価し、子どもの一時保護の必要性をできるだけ客観的に判断するための補助的な道具として活用するものです。このシートの活用には、機械的に判断するのではなく、できる限り幅広く情報を集め、総合的な判断をすることが重要で、時間の許す限り、チェック項目に関する情報収集に努めます。しかし、一方で、緊急を要する状況なのに各チェック項目の情報がすべて集まっていないことを理由にして介入を遅らせるべきではないことにも留意します。

関係機関が同じアセスメントツールを使うことで、ケースに対する情報や問題意識の共有が図られ、相互理解を深めることにつながります。

○利用方法について

緊急度アセスメントシートの利用にあたっては、以下の点を留意してください。

- アセスメントシートは、一時保護の必要性をできるだけ客観的に判断するための補助的な道具として用い、機械的な判断をしない。
- 一時保護の要否をできる限りの確に判断するためには、できる限り幅広く情報を集め、総合的な判断をすることが重要です。時間の許す限り、①から⑧の各段階におけるチェック項目に関する情報の収集に努めるようにします。
- チェックを付けるかどうか迷うような場合は、まずはチェックを付けておいて、追加の情報収集及び子ども虐待の対応を行います。
- 子ども虐待に対応する初期段階では、不明となる情報も多いため、チェック項目の確認ができないこともあります。そうした場合は、情報が不明であること自体をリスクとして捉え、対応することが必要です。
- 緊急度アセスメントシートは緊急度 AA や A ランクのケースを見落とさないためにつけるものです。得られた情報が少ないためにランクを決めにくいことがありますが、各チェック項目だけにとらわれず、限られた情報であるという前提で緊急度ランクを判断します。チェック項目に該当しない情報でも、緊急度を判断する際に参考に出来る情報がある場合は、空欄にその内容を具体的に記入します。
- また、「⑤繰り返される可能性が高い」と「⑥虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている」との間で迷う場合はより高いリスクの⑤を選び、A ランクと判断します。
- 緊急受理会議後、早急に初期調査により情報収集し、チェック項目を見直し、より精度の高い判断としていきます。

緊急度アセスメントシート		様式3
児童氏名 _____ (作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日) _____ (作成者 _____)		
①当事者が保護を求めている？ ☐ 子ども自身が保護・救済を求めている ☐ 保護者が子どもの保護を求めている ☐	YES	
②当事者の訴える状況が差し迫っている？ ☐ 確認にはいたらないものの性的虐待の疑いが濃厚 ☐ このままでは「何をするかわからない」「殺してしまいそう」の訴え ☐	YES	緊急度AA
③すでに重大な結果が生じている？ ☐ 性的虐待(性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患) ☐ 致命的な外傷、内臓破裂、頭蓋骨骨折など ☐ ネグレクト(栄養失調、衰弱、脱水症状、治療放棄・拒否) ☐	YES	分離を前提とした緊急介入
④重大な結果が生ずる可能性が高い？ ☐ 乳幼児、多胎児、低出生体重児、虚弱児である ☐ 生命に危険な行為(頭部・顔面打撲、首絞め、シェイク等) ☐ 性的行為に至らない性的虐待 ☐	YES	緊急一時保護を検討
⑤繰り返される可能性が高い？ ☐ 新旧混在した傷や入院歴がある ☐ 過去の介入歴(通告、一時保護、施設入所、きょうだい虐待) ☐ 保護者に虐待の自覚、認識がない ☐ 保護者が精神的に不安定、判断力の衰弱 ☐	YES	緊急度A
⑥虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている？ ☐ 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安 ☐ 無表情、表情が暗い、過度のスキンシップを求める ☐ 虐待に起因する身体的症状(発育・発達遅れ、腹痛等) ☐	YES	発生・再発防止のための緊急支援
⑦保護者に虐待につながるリスク要因がある？ ☐ 子どもへの拒否的感情、態度(愛情欠如、拒否等) ☐ 精神状態の問題(うつ病、育児ノイローゼ等) ☐ 性格の問題(衝動的、攻撃的、未熟性) ☐ アルコール・薬物等の問題 ☐ 行政等からの援助に拒否的、あるいは改善がみられない ☐ 家族・同居者間での暴力(DV等)、不和 ☐ 日常的に子どもを守る人がいない ☐	YES	発生前の一時保護を検討
⑧虐待発生の可能性のある家庭環境等 ☐ 虐待によるのではない子どもの生育上の問題 ☐ 子どもの問題行動(攻撃的、盗み、家出、自傷行為等) ☐ 保護者の生育歴(被虐待歴、愛されなかった思い) ☐ 養育態度や知識の問題(意欲なし、知識不足、期待過剰等) ☐ 家族状況(保護者の死亡、失踪、離婚、妊娠、出産等) ☐	YES	緊急度B
		集中的な支援の実施
		集中的な支援場合によっては一時保護を検討
		緊急度C
		継続的総合的支援の実施
		継続的・総合的な支援場合によっては一時保護を検討
*判断に当たっては、各チェック項目を参考にすること。参考にすべき情報がこれ以外にある場合には、空欄に記入すること *厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」(平成21年3月31日 改訂版)の表5-1「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」及び図5-2「一時保護に向けてのフローチャート」を参考に作成		

3 在宅支援アセスメントシートの使い方

(1) アセスメントシートの目的

在宅支援アセスメントシート（様式4 P.126）は、在宅アセスメント研究会（代表：流通科学大学 加藤曜子氏）によって考案されたもので、全国の児童相談所や市町村で広く使用されています。このアセスメントシートは、要対協の個別ケース検討会議等の際に関係機関が集って、子どもの危険の程度、安全の可能性を関係機関と共有し、支援の役割を明確にするために利用するものです。アセスメントに慣れることで、効果的な活用が可能になります。

要対協の運営する各会議において、構成機関との情報共有や支援の方向性を探るうえで、アセスメントシートの活用は大変有効です。調整機関の職員のみ利用にとどまらず、ぜひ要対協全体でケース把握のために活用してください。

在宅支援アセスメントシートは、関係機関同士の共通の言葉とするために利用します。他機関の担当者と一緒にアセスメントシートを完成させることが、その後の支援のために重要です。

○利用方法について

在宅支援アセスメントシートの利用にあたっては、以下の点を留意してください。

- ①アセスメントシートでは、こういった問題点や課題があるのかを共有しながら、支援に役立てるために必要な項目が抽出されています。
- ②記載している各項目は、一つの機関で、すべて知り得る項目ではありません。会議等において、関係機関で必要な項目の情報や問題理解について共有をはかり、どう支援していくかを考え、整理するために利用します。
- ③アセスメントシートは、あくまでも支援のための枠組みを提供するものです。個々のケースの支援方針の決定は、支援者の経験や知識も必要となりますが、ケースの検討や研修等の各場面において、アセスメントシートに習熟する機会を持ち続けることが大切です。

(2) 利用場面

以下の場面で利用できます。

①受理会議で利用

ケースの通告受理段階で、すでに他機関の支援があった場合の状況を把握する場合や、初期調査で明らかにしておきたい項目として、アセスメントシートを利用します。

②個別ケース検討会議で利用

会議を効果的に進行するために、共通のアセスメントのツールとして利用します。

以下の工夫例を参照にしてください。

- ・会議での各機関からの経過報告内容を、ホワイトボード等で整理したのち、アセスメントシートに記入する。
- ・あらかじめ他機関から寄せられた情報をもとにアセスメントシートに記入し、会議で配付する。
- ・他の参加機関もあらかじめ各自の情報に基づいて記入したアセスメントシートを持ち寄り、調整機関が作成したアセスメントシートをもとに確認しながら完成し、情報を整理し共有する。
- ・会議の開催までに、緊急の対応や、支援の見直しが必要な事態が発生した場合には、アセスメントシートにあらかじめ記入しておき、情報を共有できるようにしておく。

③実務者会議等の定期的なケースの見直しで利用

ケースを定期的に点検する際、リスクや支援効果の確認や変化を判りやすくするため、以下の工夫も大切です。

- ・アセスメントシートの読み方や記載に慣れるためには、実際のケースでの利用だけでなく、各用語の理解や項目のチェック等、研修での習得が大変効果的です。
- ・市町においても、要対協の関係機関職員等を対象に、アセスメントシート活用を目的とした研修会を開催することを、強くお勧めします。

（３）在宅支援アセスメントシートを利用する前に準備しておくこと

ここでは、アセスメントの前の準備として、ジェノグラム（家族関係図）やエコマップの書き方等をふまえて、説明していきます。

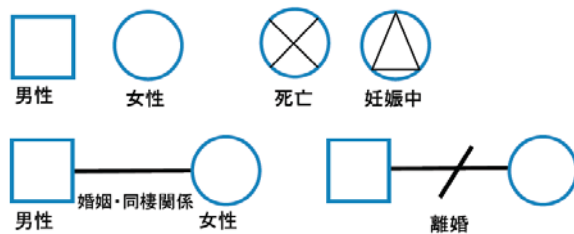
1 アセスメントの前に、必ず意識しておくべき子どもと家族への基本的な姿勢

- ・子どもが安全に暮らせているかを確認する。
- ・家族がどのようなことで困っているのかを理解する。
- ・子どもや家族がすでにできていること、困っていること、どうしていけばいいかを共に考える。
- ・親がどのように育ってきたのかを理解する。

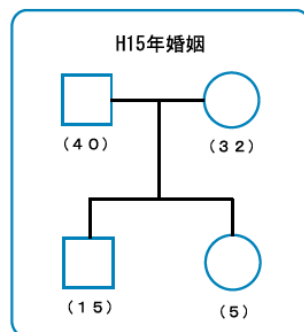
2 ジェノグラム

- ・対象となる家族を理解するために、ジェノグラム（家族関係図）を利用します。
- ・ジェノグラムは記号を使って、家族構成や家族内の関係を考え、家族の状況を把握します（いつ家族が構成されたのか、家族の誰がいついなくなったのか、子どもはいつ生まれたのか等）。
- ・ジェノグラムは、子どもがその親にとっては、どのような存在なのかということや、どの子どもが親からの虐待を被っているのか、他のきょうだいの状況、子どもや親を支援する親族の有無等、仮説をたてながら、支援の方向性を考えるツールになります。

○記号の例（他の記号の書き方もあります）

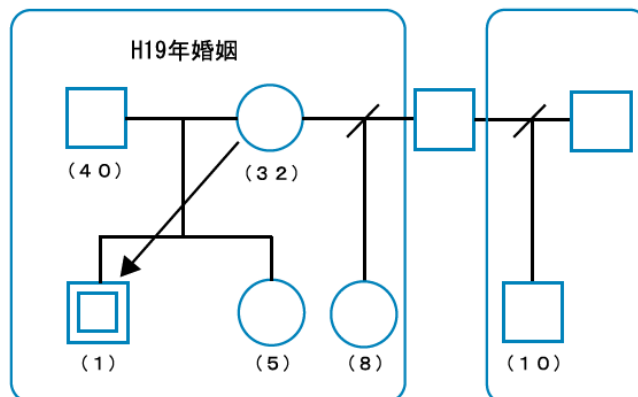


○親子関係



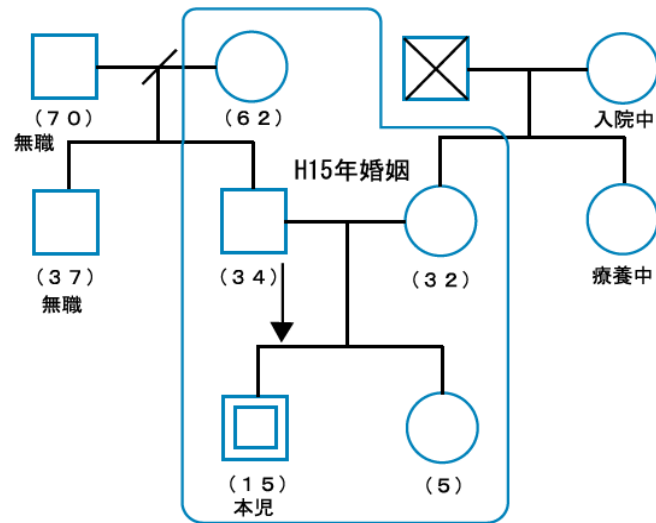
40歳の夫と32歳の妻の間に
15歳の子と5歳の子がいる。
15歳の子は妻の17歳の時の
子どもである。
同居している場合には、その
世帯を線で囲む。

○再婚関係



例) 32歳の母は前夫の子を連れて再婚し、2人の子をもうけている。
最初の夫の子とは別れている。
母は、1歳の子(対象となる子は「本児」とし、二重囲みで示す)を放置しがちである。
この場合は「→」を母から子へ記しておく。

○三世代家族



例 34歳の父、32歳の母、62歳の父方祖母、本児、妹の5人暮らし。
本児の母方祖父は、他界している。

3 エコマップ

- ・エコマップとは、家族にどのような支援ネットワークが関係しているのかを理解するために利用します。
- ・個別ケース検討会議で、どの機関と連携しながら支援を考えていくのかについての参考材料にもなります。

○エコマップの記述手順

方法：円を一家族として、中心におく。

その周りに、家族に影響を与えている人、機関について把握していく。

その人にとってはあまり影響のない場合には記入しません。

○使用する記号

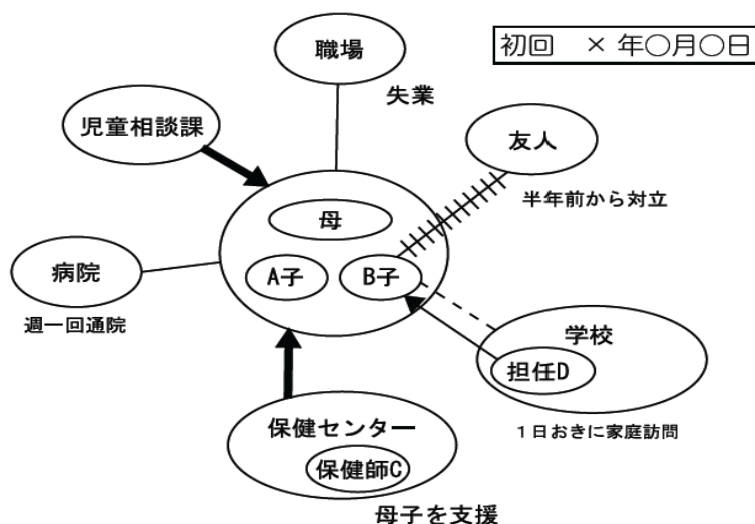
関係が強い	———
普通の関係	———
関係が弱い	-----
対立関係	+++++
働きかけの方向	————→

中心の円は、家族・本人とする。

○エコマップの例

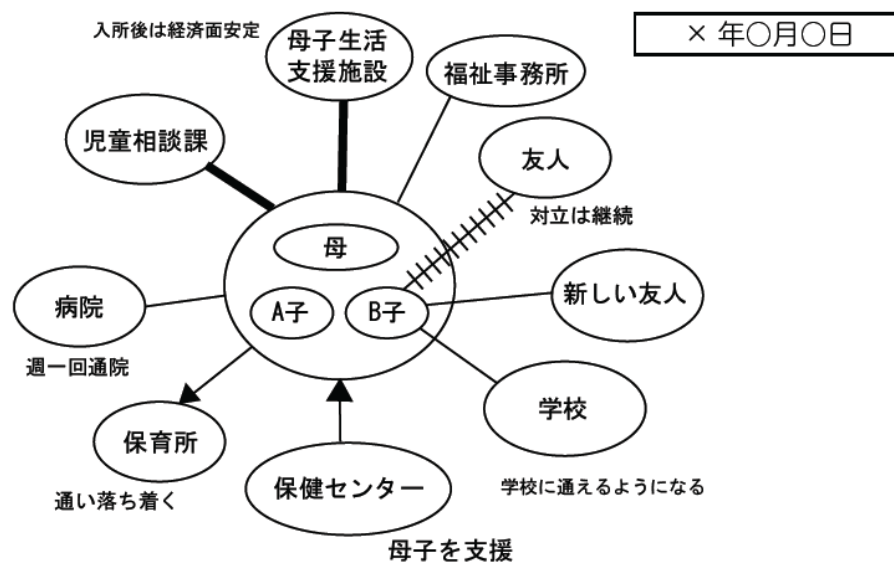
【個別ケース検討会議の初回】

ネグレクトのケース。ひとり親家庭で、母が失業し、2人の娘と同居している。母はうつ傾向があり、通院している。A子（2）は保健センターの保健師Cが熱心に関わり、B子は小学校5年で友達と半年前にケンカをし、登校渋りが始まっている。



【2回目以降の会議】

母子は母子生活支援施設に入り、母は通院を継続している。A子は保健センターの尽力により保育所に入ることができた。またB子は、新しい友達ができ、学校に通い出した。



（初回以降のエコマップについては、別紙か、アセスメントシートの裏に記入しておく）

アセスメントの基本、ジェノグラムとエコマップの利用をふまえたうえで、在宅支援アセスメントシートを利用します。

（４）在宅支援アセスメントシートの項目について

○項目の解説

項目には、聞き慣れない用語等もあるため、専門的な知識が必要です。職場内でアセスメントシートの作成に慣れている職員等がいらない場合は、実務者会議や個別ケース検討会議等において、児童相談所の職員と一緒にチェックしてください。

項目についての考え方は、以下を参考にしてください。

○項目のチェックについて

- ・項目のチェックは、「はい」「いいえ」「疑い」「不明」で行います。
- ・項目は、順番にチェックしていくものではありません。
- ・分からない部分は、「不明」欄に○をしてください。「不明」「疑い」は、次回までに把握し、明らかにしておく点になるので、留意してください。

○項目の「はい」「いいえ」の考え方

- ・項目が「はい」に該当する部分は、支援が必要な領域であると考えます。
- ・項目に「はい」があるから虐待であると直接的に解釈することは避けましょう。項目は互いに関連しあっています。項目間の関係等から総合的に判断してください。
- ・「いいえ」に該当する項目は、そのケースにおけるプラスの点と考えられます。プラスの点（そのケースの強み・力）をどのように伸ばし支援につなげるかが大切です。
- ・「はい」の部分のみに注目せず、「いいえ」の部分を尊重することが大切です。

○他機関との視点の違い

- ・会議等での利用において、参加機関によって項目のチェックや視点の違いが出てきます。この場合、どの機関の見方が間違っているとか、正しいということではありません。その差こそが様々な見立てや支援のヒントとなるため、大切なポイントです。

○複数機関によるアセスメント

- ・一機関で最初から全ての項目を把握することは困難なので、個別ケース検討会議等において、複数機関でアセスメントシートの不明な点や課題を明らかにし、ケースに必要な支援を考えることが大切です。

(5) 虐待の種類

「虐待の種類」における項目のチェックは、以下を参考にしてください。

○主たる虐待と従たる虐待

- ・「虐待の種類」の該当欄に、主たる虐待は◎、従たる虐待は○で記入します。
- ・主たる虐待は、受理により調査や安全確認のきっかけとなったもの、子どもにとってダメージが大きいものとしします。

例) 身体的虐待は軽いが、心理的虐待が重くて、子どもに精神的な症状が出ている。

「心理的」に◎、「身体的」に○を記入。

虐待の種類
○ 身体的
○ ネグレクト
◎ 心理的
○ 性的
要支援・特定妊婦
子の年齢
*0-2歳
*3-5歳
6歳以上

○ネグレクト

- ・ネグレクトの場合は、さらに種類があります。下記の例を参考に、該当欄をチェックしてください。

栄養的ネグレクト：適切な食事を与えない。

情緒的ネグレクト：子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない。

身体的ケアへのネグレクト：長期間入浴させない、下着等不潔なままにする。

安全（保護監督）のネグレクト：乳幼児を家に残してたびたび外出する。

教育的ネグレクト：子どもに必要な教育を受けさせない。

医学的ネグレクト：子どもに必要な医療的ケアを受けさせない。

○要支援児童・特定妊婦

- ・虐待の種類の「要支援・特定妊婦」欄に○を記入します。
- ・要支援・特定妊婦における虐待の程度は「虐待はないが、発生する可能性が高い」として、レベル欄の「危惧」に○を記入します。

要支援・特定妊婦

虐待レベル「危惧」

虐待の種類
身体的
ネグレクト
心理的
性的
○ 要支援・特定妊婦
子の年齢
*0-2歳
*3-5歳
6歳以上

1 虐待の程度 : 該当レベルに○、あてはまる項	
レベル	身体的虐待の例
生命	頭部外傷のおそれ 乳児を投げる 踏み
重度	窒息の危険 その他の生命に関わる危き
中度	骨折 打撲 やけど 顔面のひどい外傷
軽度	被害児が乳児
	半年以内に2回以上のあざや傷(新旧の)
	顔面のあざ ける
	傷が残らない程度の暴力
	単発の小さくわずかなケガ
○ 危惧	虐待はないが、発生する可能性が高い

(6) 虐待の程度

○「虐待の程度」の記入

虐待のレベルは総合的に判断する必要があります。

顔面をひどく殴られた外傷（目の腫れ）が発見され、身体的虐待が疑われる5歳男児の例

虐待の種類		虐待の程度	
虐待の種類 ○ 身体的 ○ ネグレクト ○ 心理的 ○ 性的 ○ 親交権・特定妊婦	子の年齢 ○ *0-2歳 ○ *3-5歳 ○ 6歳以上	1 虐待の程度 : 該当レベルに○、あてはまる項目を○で囲んでください	
		レベル	身体的虐待の例
		生命	頭部外傷のおそれ 乳児を投げる 踏みつける 窒息の危険 其他の生命に関わる危害行為
		○ 重度	骨折 打撲 やけど 顔面のひどい外傷 腹を蹴る 被害児が乳児
		中度	半年以内に2回以上のあざや傷(新旧の傷) 顔面のあざ ける
		軽度	傷が残らない程度の暴力 単発の小さくわずかなケガ
		危険	虐待はないが、発生する可能性が高い

身体的虐待の該当項目

虐待の程度

ネグレクトの型

○レベル（重症度）の判断

レベルの判断には、虐待の程度の判断に加え、下記を留意して見極める必要があります。

○アセスメントシートの「*」がついている項目

- ・子どもの安全の目安として重要な項目です。
- ・「疑い」や「不明」となっている場合は、優先的に情報収集をしてください。

○子どもの年齢

- ・0歳児、1歳児については、虐待の程度において、レベルを一段あげてください。
- ・1歳～3歳までの子どもは自己表現が難しいため、極めてリスクが高いとみます。

○子どもの心身の傷の程度

身体的虐待やネグレクトの程度は、下記「虐待の部位」を参考にしてください。

○虐待の部位

- ・アセスメントシート右上欄の子どもの身体図（全身の前向き・後向き・顔面頭部）に、どのような傷が、どこに認められたのか、位置が判るように○で囲みます。
- ・いつの傷なのか、判明するものは日付を明らかにしておく必要があります。
- ・虐待の部位により虐待のレベルは異なってきます。以下の表を参考にしてください。

虐待の程度	部 位
生命の危険・重度	顔面・頭部・頸部・性器・内臓
中度・軽度	臀部・上下肢

(7) アセスメントシートを支援に活かすために

○家族状況の確認

虐待の種類及び程度を記入後、アセスメントシートの中欄にある、各領域の「子ども」「家庭」「養育者」「養育状況・態度」「サポート」の各項目から、その家族の状況と課題を明らかにしていきます。

この手順により、たとえ虐待の程度が軽度であっても、その家族に支援が行われていない場合は、それ自体が課題となり、家族への支援を考える機会となります。

例) ネグレクトケースAの場合

(保育所から、母親が子どもに時折朝食を食べさせていないという通告)

受理段階でのアセスメントにより、子どもへの虐待程度は軽度であるが、夫の借金により生活苦が続き、親族や周囲のサポートもなく、母親が精神的に追い詰められ、うつ的な状態にあることが判明。

→ 要対協の支援が必要であると判断し、個別ケース検討会議の開催を決定。

○必要な支援を考える

具体的な支援手順については、アセスメントシートの右欄にある「サービスとして使うことが期待される地域の社会資源や人材」に記入します。すでに行われている支援、必要な支援が明らかになり、各担当機関の当面の役割分担につなげることができます。

例) ネグレクトケースAへのサービスにおけるアセスメント

当面の支援として、保育所による子どもへの見守りを継続し、以下の支援を検討。

- ①生活苦緩和のための福祉的支援
- ②母の精神的ケア
家事サポート

(シート右下欄)
支援方向をふまえ、各担当機関による当面の役割分担を記入。

過去活用	活用中	サービスとして使うことが期待される地域の社会資源や人材 △すでに活用中のものは左に○ 利用が望ましいものは右に○△	未活用
		子の医学治療	
		子の心理治療	
	○	保育所・幼稚園・通園施設など	
		ショートステイ・保育所・一時保育	
		施設入所	
		学校による指導(生活・登校など)	
		学童保育	
		生活保護	
		諸手当・年金・貸付等・就学援助	
		住宅	
		親の医学的・治療	
		親のカウンセリング	
		家事育児支援(ファミサポ・ヘルパー・登校園支援・その他)	
		グループケア・親教育	

活用中は保育所のみ

生活保護及び福祉的支援の活用

母への治療及び家事支援への活用

担当機関	当面の役割分担
児童福祉課	養育支援訪問事業(ヘルパー活用)を週1回実施。 福祉課に母子の生活保護受給について協議。
家庭児童相談室	母親への面接を実施し、受診につなげる。 母親の受診について、日クリニックに協力依頼。
保育所	本児の着替えやトイレ等の身辺自立を促し、食事による栄養面をフォロー。 送迎時に保育士が母親の置き役になり、サポートする。
保健センター	乳幼児健診の結果等を伝え、本児の生活リズムの安定について、家庭児童相談室と協議し、母親の個別相談につなげる。

※次回の会議時に、ケースについて明らかになった課題や支援のポイントを各機関が共有するためにも、アセスメントシートを継続して活用することが大切です。

【在宅支援アセスメントシート】

様式4

在宅支援アセスメント		ケース番号	担当者所属氏名	記入日：平成 年 月 日（初回・回目）	
2013年度版		家族構成 実父・養父・内縁男性・実母・養母・内縁女性・祖父・祖母・伯父・叔父・伯母・伯母・異父兄弟・異母兄弟			
該当に○	虐待の種類	1 虐待の程度：該当レベルに○、あてはまる項目を○で囲んでください			
	身体的	レベル			
	ネグレクト	生命			
	心理的	重度			
該当に○	性的	中度			
	子の年齢	軽度			
	*0-2歳	急激 虐待はないが、発生する可能性が高い			
	*3-5歳	ネグレクトの型			
	6歳以上	栄養・情緒・身体ケア・安全（監督）・教育・医学			
家族構成 兄弟虐待 有 無 不明		エコマップ（家族とつながる支援状況）		日付 傷の位置	
*は保護との関連の 高い項目です		はい や や い 疑い 不明 以下、該当項目と思われるものをすべてを○で囲んで下さい。 項目にないものは記入してください。 「養育者」は、家族の中で誰かが該当すれば○。			
把握 非 変 動	2 虐待の継続*			繰り返し・常習・子を何日も放置する	サービスとして使うことが期待される 地域の社会資源や人材 △すでに活用中のものは左に○ 利用が望ましいものは右に○△ 子の医学治療 子の心理治療 保育所・幼稚園・通園施設など ショートステイ・保育所・一時保育 施設入所 学校による指導（生活・登校など） 児童虐待 生活保護 諸手当・年金・貸付等・就学援助 住宅 親の医学的・治療 親のカウンセリング 家事育児支援（ファミサポ・ヘルパー） 登校支援・その他 グループケア・親教育 家庭訪問 担当機関（ ） 来所相談 担当機関（ ） その他（就職・法律） 家族・親族の協力 諸手続きの付添
	3 関係機関からの情報			児相・医療・保健・警察・学校・幼稚園・保育所・福祉事務所・民生児童委員・近隣住民・施設・その他	
	4 虐待歴			入院施設歴	
	5 性的虐待*			疑い・性病・妊娠	
	6 保護者の被虐待歴			被虐待歴・愛されなかった思い・厳しいしつけを受けてきた	
	15 身体の状態*			低身長・体重増加不良・発育不全・（発達・身体）障害・持病・皮膚疾患	
	16 精神の状態*			笑わない・表情が乏しい・視線が合いにくい・言葉の遅れ・睡眠リズム・抜毛・自傷	
	17 日常的世話の欠如			ひどいオムツかぶり・身体衣類の汚れ・異臭・非衛生・不潔・季節に合わない衣服	
	18 問題行動（気になる行動）			激しい癇癪・落ち着きなし・多動・注意惹き行動・攻撃的・遺尿・過食異食・性的行動・噛む・万引き・火遊び・夜間徘徊・家出	
	19 意志・気持ち*			家に帰りがたらない・親の前で妻・親が来ても無表情・親の口止めに応じる	
	7 家族問題			夫婦不和・夫婦間暴力・別居・家出・未婚・離婚・内縁・家族構成の変化	
	8 経済問題			借金多い・生活苦・失業・転職・計画性欠如	
	9 生活環境			劣悪な居住環境・安全確保への配慮なし・事故防止不足	
	10 子を守る人なし*			日常的に子を危険から守る人がいない・危険な時子の逃げ場がない	
11 精神の状態			鬱的精神症状・通院ができていない・服薬ができていない・疑いがあるが通院歴なし		
12 性格の問題			衝動的・未熟・攻撃的・偏り・共感能力欠如・人との関わり嫌い・被害的・その場逃れ・嘘が多い		
13 アルコール・薬物*			アルコールの匂い・視線がうつろ・会話しにくい・疑い・依存症		
14 家事・育児能力*			送迎ができない・障害のため能力低下		
20 子への感情・態度			子ども嫌い・出産の後悔・可愛がったり突き放したり・談ましい・子をけなす・ほめない・子どもに対する虐待事実の口止め・飛び込み出産		
21 虐待自覚なし*			問題意識なし・体罰容認・威嚇・虐待の隠蔽・虐待者をかばう		
21-1 ネグレクト			ケア状況の怠慢・長時間の放置・食事や医療を与えない・夜間放置		
21-2 養育意欲			意欲なし・改善意欲なし		
22 養育知識			若年親・知識不足・不適切・期待過剰		
23 社会的サポート*			孤立的・親族の対立・親族過干渉・保育なし・転居		
24 協力態度なし			機関介入拒否・接難困難		
25 援助効果なし			調整改善が期待できない		
当面の課題		保護者・家族の力（プラス面・ストレス）		担当機関	
支援の目標		子ども・保護者の意見		当面の役割分担	
個別ケース検討会議開催		①しばらく様子を見る ②必要 1週間以内 2か月以内 （ ）			
開催時期	新規招集機関	緊急時	連絡先	対応機関と方法	

第4章 要保護児童対策地域協議会の実務

要保護児童対策地域協議会（「要対協」）は、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う法定協議会です。（児童福祉法第25条の2）

1 要対協の意義、構造と運営

（1）意義

要対協の主な特徴として、以下の点が挙げられます。

① 責任体制の明確化（児童福祉法第25条の2）

要対協を設置した市町長は、要対協の運営の中核となる調整機関や構成員などを公示することが義務付けられており、そのことにより、要対協の責任体制が明確になります。

② 守秘義務による情報共有（児童福祉法第25条の5）

要対協構成員には守秘義務が課せられます。このため、守秘義務が職務上課されていない民間、団体等であっても、要対協を活用することで、積極的な情報交換や連携を図ることが可能になります。

③ 関係機関等への協力要請（児童福祉法第25条の3）

要対協は、構成員以外の関係機関等に対しても、必要に応じて要保護児童等に関する資料や情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができます。

これらにより、要保護児童等の早期発見や迅速な支援の開始、適切な連携によるより良い支援、隙間に落ちる事例の防止、等が期待されます。

○要対協の取り扱う情報についての法的位置づけ

- 要対協の構成機関内における情報共有は、守秘義務違反にならない。
(児童福祉法第25条の2第2項)
- 要対協は必要に応じて、要対協に構成されていない機関等に対しても、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
(児童福祉法第25条の3)
- 要対協の構成員（過去構成員だった者を含む。）は、正当な理由なく、要対協で知り得た情報を漏らしてはいけない。(児童福祉法第25条の5)
- 守秘義務に反し、秘密を漏らした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。(児童福祉法第61条の3)
- 守秘義務は、構成員及び構成員であった者に課されているため、構成員の名簿は常に最新のものとし、過去の名簿も保存しておかなければならない。(名簿の管理は要保護児童対策調整機関が行う。)
- 法人格を有さない任意団体からの参加の場合は、個人での参加となる。
→参加者全員を名簿に載せる必要がある。

○要対協内での情報共有におけるルール

情報共有が可能な要対協構成機関同士においても、第三者への情報の漏洩を防ぐために、事前のルール設定が重要です。

○各機関の所持資料におけるルールの設定例

- ・会議後の復命ルールの設定
(担当者及び管理職のみの回覧にする)
- ・資料の管理ルールの徹底
(配付資料のコピーは禁止する)
- ・守秘義務遵守の徹底
(会議前には、必ず守秘義務遵守の徹底について参加者に説明する)

※守秘義務のない個人や任意団体も、要対協参加によって守秘義務が課せられます。

(2) 構造と運営

要対協の構造は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3層構造とするのが基本になります。ただし、市町の実情に応じて、庁内連携のための連絡会議等の補完的な会議を設置することや、庁外機関との協議を定例的に開催したりするなどの工夫が求められます。

要対協の基本的な構造と効果的な運営のポイント、構成員について整理すると、次の図表のようになります。

要保護児童対策地域協議会の構造と運営について

事務局（市町子ども虐待調整部署）
【役割】
 ○虐待ケースに関する情報の一元管理
 ○関係機関のコーディネート

代表者会議

【役割】

- ・虐待問題への認識の向上
- ・実務者会議等が円滑に行われる環境づくり
- ・子ども虐待防止システムの検討

【参加者】

各機関の代表者

【開催頻度】

年 1～2 回
緊急時

【活動内容】

- ① 関係機関との連携・協力・情報交換
- ② 広報・啓発
- ③ 講演・研修

実務者会議

【役割】

- ・個別ケースの総合的な把握
- ・子ども虐待防止対策の課題の整理

【参加者】

各機関の実務者

【開催頻度】

定期的（3か月に1回程度）

【活動内容】

- ① 定例的な情報交換
- ② ケースの進行管理
- ③ 要保護児童対策地域協議会全体の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

個別ケース検討会議

【役割】

- ・個別ケースの支援

【参加者】

各機関の担当者

【開催頻度】

必要に応じて

【活動内容】

- ① 支援方針の確立
- ② 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- ③ 次回会議（評価及び検討）の確認

<効果的な運営のポイント>

- 1 基本は「子どもの安全確保と人権擁護」⇒迷った場合には基本に戻る。
- 2 前向きな議論⇒済んだことを責めず、今後について検討する。
- 3 それぞれの機関の役割や限界の正しい理解
⇒できないことを責めず、できることを出し合う。
- 4 支援方針に基づく各機関の役割分担と責任の明確化
⇒隙間をつくらない。
- 5 タイムスケジュールを決め、予定どおり進んでいるかを確認
⇒うまく進んでいない場合には速やかに支援方針の見直しを行う。
- 6 地域資源の活用⇒人・モノ・制度の総ざらい。

警察

保健センター

（主任）児童委員

保育所・幼稚園

保健所

児童相談所

福祉事務所

学校・教育委員会

医療機関

民間団体

その他

《要保護児童対策地域協議会の構成員》

構成員としては以下のような関係機関(者)が想定されますが、これに限らず、地域の実情に応じて幅広い者を参加させることができます。

【児童福祉関係】

- ・ 市町の児童福祉、母子保健等の担当部局
- ・ 児童相談所
- ・ 福祉事務所(家庭児童相談室)
- ・ 保育所(地域子育て支援センター)
- ・ 児童養護施設等の児童福祉施設
- ・ 児童家庭支援センター
- ・ 里親
- ・ 児童館
- ・ 民生委員・児童委員協議会、主任児童委員、民生委員・児童委員
- ・ 社会福祉士
- ・ 社会福祉協議会

【教育関係】

- ・ 教育委員会
- ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、特別支援学校等の学校

【配偶者からの暴力関係】

- ・ 配偶者暴力相談支援センター等配偶者からの暴力に対応している機関

【保健医療関係】

- ・ 市町保健センター
- ・ 保健所
- ・ 地区医師会、地区歯科医師会、地区看護協会
- ・ 医療機関
- ・ 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師
- ・ 精神保健福祉士
- ・ カウンセラー(臨床心理士等)

【警察・司法関係】

- ・ 警察署 ・ 消防
- ・ 弁護士会、弁護士

【人権擁護関係】

- ・ 法務局
- ・ 人権擁護委員

【その他】

- ・ NPO
- ・ ボランティア
- ・ 民間団体

(3) 支援の対象者

要保護児童対策地域協議会は、以下に挙げる要保護児童等を保護や支援の対象とします。

- ①要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童）及びその保護者
- ②要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）及びその保護者
- ③特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）

2 調整機関の役割

(1) 調整機関の業務

要対協（子どもを守る地域ネットワーク）は、要保護児童等の適切な保護または支援という設置目的をはっきりしているものの、構成員となる関係者には当初から共通認識があるとは限らず、問題意識も同じとは限らないという特徴があります。このように多くの機関から構成される要対協のネットワークが効果的に機能するために、その運営の中核となる要保護児童対策調整機関（事務局）（以下「調整機関」という。）が定められています。

調整機関は、要対協を構成する各機関からの虐待の通告や支援を要するケースを受理し、記録を作成して管理します。

具体的に想定される調整機関の業務としては、以下のものがあります。

○要対協に関する事務の総括

- ・協議事項や参加機関の決定等の各種会議の開催のための準備
- ・議事運営
- ・議事録の作成、資料の保管等
- ・個別ケース記録の管理

○支援の実施状況の進行管理

- ・関係機関による支援の実施状況の把握
- ・要対協の支援対象とする全てのケースの進行管理台帳の作成及び管理
- ・個別ケース検討会議等における主たる支援機関（＊）と支援方法の決定
- ・実務者会議等における主担当機関（＊）の確認と支援方針の見直し（＊「主担当機関と主たる支援機関の違い」P.63 参照）

○関係機関等との連絡調整

- ・個々のケースに関する連絡調整
- ・緊急対応ケース受理時の児童相談所への連絡
- ・ケースが転出した場合の他市町村への引き継ぎ連絡

(2) 進行管理とは

要対協が支援対象とする全てのケースについて、調整機関は進行管理台帳（様式8 P.130）を作成します。そして、各種会議における主たる支援機関の決定や確認、支援方針の決定や見直しについて定期的に台帳に記載し、管理します。

進行管理の目的は、各ケースの支援状況やリスクの確認、支援が行われていないケースがないかどうかの点検です。

これらの確認や点検は、実務者会議等で他機関、他職種の関係者との協議のもとで行わ

れることが基本であり、実務者会議用の進行管理票や進行管理シート（様式9-1，9-2 P.131～P.132）等に記載して、参加者が情報を共有して確認できるようにしておきます。

（3）支援機関とは

支援機関とは、要対協における、市町の各部局・機関、児童相談所、福祉事務所、保健所、保育所、学校、医療機関などの構成機関のうち、個々のケースを直接的・間接的に支援している機関をいいます。特に、直接支援の中心的な機関（複数の機関の場合もあります）を「主たる支援機関」といいます。

主たる支援機関の他に、ケースを間接的に支援している機関も含めて、要対協が開催する個別ケース検討会議等において、各機関の役割分担を決定します。目的は、市町の持つネットワークを支援につなげることです。

また緊急時の場合は、通告受理の時点で当面の主たる支援機関を決める場合もあります。

主たる支援機関と調整機関の関係については、以下の点を理解しておくことが大切です。

○調整機関は主たる支援機関とは別の機能である

多くの市町では、児童福祉主管課が要対協の調整機関を担っていることから、誤解を招きやすいので、注意してください。

- ・調整機関の役割は、要対協の運営であり、ケースの進行管理です。ケースが要対協に登録されるというのは、調整機関が進行管理を受理したということであり、調整機関が主たる支援機関になる訳ではありません。
- ・調整機関が児童福祉主管課であり、ケースの主たる支援機関も児童福祉主管課と決定した場合は、「児童福祉課の児童家庭相談担当」と明示する等、調整機関としてではなく、相談機能を理由に決定したことを、他機関にも理解できるようにします。

また、「主担当機関」と「主たる支援機関」とは次のような違いがあります。

○主担当機関と主たる支援機関の違い

○主担当機関

- ・主担当機関とは、ケースの支援のマネジメント（ケースのアセスメント、支援計画の策定と支援の実施などの支援全体の推進・調整）に関する責任を担う機関のこと。
- ・主担当機関は、各ケースの状況や緊急度に応じて、市町村か児童相談所のどちらかが担います。

○主たる支援機関

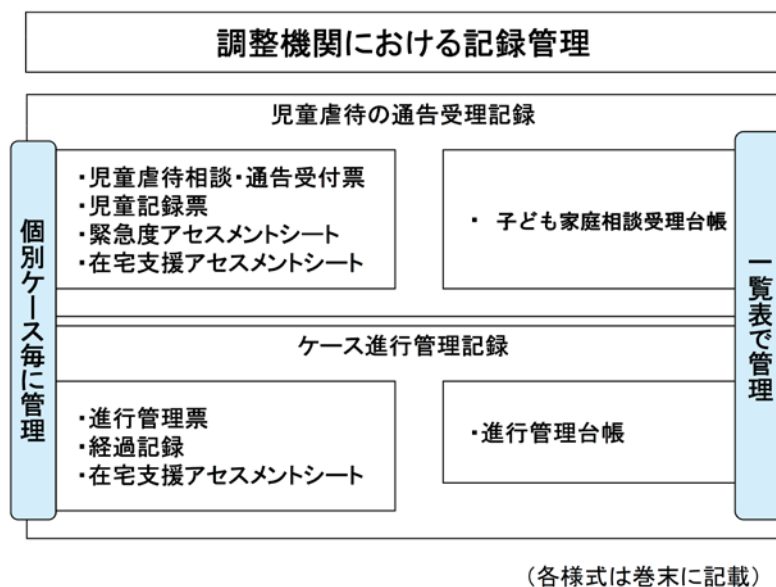
- ・主たる支援機関とは、要対協構成機関のうち、個々のケースを直接支援している中心的な機関のこと。（複数の機関の場合もあります）

主たる支援機関の決定は、実務者会議や個別ケース検討会議等で行います。

（４）ケース記録の作成と管理

調整機関は、①虐待通告受理時 ②ケースの進行管理 において、受理した全てのケース記録を必ず作成し、管理します。

また、個別ケース毎に作成する記録（個票）と、台帳による記録（一覧表）をそれぞれ作成します。



○なぜ記録を作成しなければならないか？

調整機関は、各関係機関からケースの情報を収集し、要対協構成機関の誰もがケースを理解できるよう、記録を作成しなければなりません。また、担当者が異動しても、引き継いだ担当者が読んで理解できるように、記録を整理することが大切です。

これらの記録情報を要対協の会議等で各参加機関が共有することにより、ケースの課題やリスクへの認識、支援への具体的な支援方針が共有できます。

○厳密な情報管理を！

調整機関が扱うケースの内容は、極めて重要な個人情報になります。

個人情報の漏洩を防ぐためにも、作成された個人記録、台帳は厳重に管理しなければなりません。

○他職員の目に触れず、関連書類の紛失を防ぐため、以下を徹底すること。

- ・保管場所はあらかじめ決めておく（施錠可能な書庫、机の引き出し等で管理）。
- ・児童記録票や通告受付票等の個人情報を机の上等に置きっぱなしにしない。
- ・資料の電子データは、他職員に見られないよう、扱えないよう管理する。
（パソコンのデスクトップにデータを貼らない・ファイルを暗号化する）
- ・記録作成後のメモ等は、児童記録票に綴じるか、シュレッダーで処分する。

（５）転出ケースの対応

支援していたケースが他市町村へ転出した場合は、以下のルールに基づき、当該市町村にケース移管してください。

○事前協議と文書によるケース移管の徹底

- ・転出先の市町村の要対協には、事前に連絡協議を行う。
- ・必ず文書でケース移管をする。
- ・文書による引継ぎは、児童や保護者の家族の同意を得るのが原則だが、同意が得られない場合でも、転出先市町村にケース移管する（様式 12 P.136）。
- ・ケースの状況や支援方針、関わった機関の対応経過等については、可能な限り転出先の市町村と協議の機会を設ける。

○住民票の異動がない場合

- ・住民票の異動がない場合でも、児童の保護者の転出が明らかになった場合には、当該市町村が管轄となる（居住地主義の原則）。
- ・住民票の異動がないケースについては、家庭事情等複雑な要因が絡み、リスクが高いので、特に慎重に引き継ぎする。

３ 要対協運営のための三つの会議

要対協で開催される会議は、「代表者会議」、「実務者会議」、「個別ケース検討会議」の三層から構成されています。

○ 会議は誰が行うのか

- ・３つの会議の運営は、調整機関が担当します。
- ・調整機関が、各会議の開催準備、会議録の作成、参加関係機関への招集やスケジュール調整等を行います。
- ・新たに関係機関が会議に参加する場合や、担当者が代わった場合等には、当該機関や担当者に対し、調整機関が要対協の役割や機能を説明し、理解を得るために働きかけていく役割も求められます。

○ なぜ会議を開催しなければならないのか

- ・会議の開催については、その準備や関係機関との調整等、業務量が多いため、特に他の業務との兼務が一般的な市町の場合は、会議の開催を敬遠しがちになります。
- ・会議の開催が乏しかったり、会議そのものが形骸化したりすると、その影響で様々なリスクが発生します。

- ・要対協のメリットである参加機関の情報共有と役割分担を最大限に活かし、より適切な支援につなぐためには、各会議の充実が必要不可欠です。
- ・会議の充実と活性化は、自分たちのまちの子どもと子育て家庭を守るための責務です。

次に、各会議の特徴と留意点を示します。

(1) 代表者会議

要対協の構成機関の代表が集まり、要保護児童等への理解、要対協の現状と各機関の役割について共有し、より効果的な市町における支援体制について、全体で確認するための会議です。

○開催基準：最低年1～2回

○参加者：首長、各構成機関の長、市町の部課長等

○目的：要対協の役割とルール確認～4つの「知る」から連携共有を～

- ・要対協の活動状況を知る（実務者会議等の活動状況の報告）
- ・各機関の役割を知る（各機関の要対協での活動報告等）
- ・各機関の限界を知る（各機関の困っていることや課題の意見交換等）
- ・要対協のルールを知る（情報共有のルール、守秘義務の徹底について確認）

○メリット

- ・首長や各機関代表の参加により、虐待対応の現状や虐待の未然防止(子育て支援)の重要性について理解してもらう機会となり、施策提言等もできる。
- ・各機関の役割や限界を各機関の代表が理解でき、機関連携が向上する。
- ・各機関の代表が要対協の現状やルールを認識することで、要対協をより活性化するための課題について協議できる。

○注意点

内容が形骸化した会議（いわゆるシャンシャン会議）にならないようにすること。

× 会議が形骸化した場合の影響

- ・各機関の役割と限界が要対協全体で共有されにくい。
- ・各機関の代表者にとって、虐待対応や子育て支援の必要性への認識が高まらない。

悪い結果 → 各機関間の連携が進まず、市町全体の支援力が高まらない。

改善対策 → 要対協の課題と機関連携を皆で共有・協議するための会議にする。

（例）・各機関からそれぞれの取組について報告する。

- ・前年度の要対協の対応状況や課題を報告する。

○代表者会議の開催手順

①日時の決定

- ・代表者会議は、年間計画として年1回ないし、2回を予定に組み入れておきます。
- ・開催時期は、年1回の場合、夏頃までの時期が望ましく、年度終盤の開催は避けます。
- ・会議に要する時間は、2時間程度が目安です。

②会議内容の決定

- ・会議の内容は以下のとおりですが、議題等はあらかじめ実務者会議等で決めておく方法もあります。

報告者	議題・内容	準備資料
協議会各構成機関	虐待対応や防止への取組報告 新規事業の紹介等について	構成機関代表者名簿 各機関の取組についての説明資料等
調整機関等	市町村や県、国の虐待対応の実情等について	要対協の対応実績資料 県・国の虐待関連通知文書等
	要対協に関連する連絡、要対協のルール（守秘義務や情報共有等）についての確認事項	要対協設置要綱 要対協の各種ルールについての法的根拠となる資料等
外部学識経験者等	子ども虐待防止のための講義等	研修用資料等

○代表者会議活性化のために

各機関の代表者が、会議開催の目的を理解して参加することが、会議の活性化につながります。

参加への呼びかけが弱いと、代表者の代理出席ばかりになり、結局会議が形骸化することにもなりかねません。

各代表者が、会議目的の理解と参加への動機付けを高め、意義のある会議にするためにも、以下のような工夫が必要です。

- ・事前に各機関の取組の現状や課題等をアンケートしておき、会議の場で意見交換する。
- ・現場の実践者が虐待対応等の支援の実際について話をし、虐待対応の困難さや連携の必要性への理解を高める。
- ・国の死亡事例検証報告等を通じて、重大事例の防止と未然防止への取組の大切さを学ぶ。

（２） 実務者会議

実務者会議は、各機関の実務担当者が集まり、要対協が対象とする全てのケースの進行管理として、定期的にケースの状況及び主たる支援機関の確認、支援方針の見直しを行う会議です。これは、市町における子どもと子育て家庭の総合的なリスク管理といえます。

○開催基準：ケース数、人口規模等の実情に応じて開催頻度を決定する。通常、３か月に１回程度を基本として開催する。

○参加者：各部局及び機関の実務担当者（但し、調整機関担当課の管理職は必ず出席）

○目 的：要対協が把握する全ケースのリスク管理

- ・全ケースに対し定期的に、状況及び主たる支援機関の確認、支援方針の見直しを行う。
- ・新規ケース及び困難ケースについての報告と検討を行う。
- ・必要に応じて個別ケース検討会議の開催を検討する。
- ・機関同士の情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の検討を行う。
- ・要保護児童の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握を行う。
- ・地域の子どもの虐待防止対策を推進するための啓発活動等を企画する。
- ・要対協の年間方針（スケジュール）の策定、代表者会議への報告準備等を行う。
- ・児童相談所と市町のどちらがケースの主担当となるかを明確にする（「主担当機関の明確化」P.93）。

○メリット

- ・リスクの見落とし、支援の放置を防ぐ。
- ・各機関の実務担当者のアセスメント（ケースの見極め力）が向上する。
- ・リスク管理を各機関で共有でき、各担当者にとって、自分たちのまちの子どもと子育て家庭を見守る意識が向上する。

○注意点

開催回数が乏しい、あるいは定期的に行われていないような事態を避けること。

× 開催が乏しい、開催が不規則な場合の影響

- ・ケースのリスクについて多機関で評価する機会が乏しいため、調整機関もしくは主たる支援機関のみがリスク判断を行う。
- ・多機関多職種による様々なケースの見立て、支援の在り方等が共有化されにくい。

悪い結果 → リスクの見落としが起こり、ケースの重症化を招く。

改善対策 → 多機関参加による定期的な開催計画をあらかじめ決めておく。

○実務者会議の開催手順

①会議メンバーの選出

○想定される参加機関

・各市町の状況に応じて、実際に子どもと保護者に関わる機関の実務者が参加します。市町の関係各課と児童相談所や保健所、福祉事務所のほか、警察や医療機関、民生委員・児童委員、主任児童委員などが参加機関となります。

○参加メンバー

参加メンバーは、各機関の実務担当者で、責任及び経験のある担当者が望まれます。

重大事例の見逃しを防ぐためのリスク管理のための会議になりますので、調整機関担当課の管理職は、必ず参加が必要です。

会議により、児童相談所への通告や送致を判断したり、主担当機関を児童相談所に決定する場合があります。こうした場合、児童相談所の参加により、意見や助言を求めることができます。

また、困難事例への対応等、専門的な知見を持つスーパーバイザーからの助言の活用は大変有益です。必要に応じ外部のスーパーバイザーへの参加依頼も検討してください。

②日時の決定

- ・会議の出席者の時間を調整します。
- ・1回の会議の開催時間は、2～3時間程度が目安です。
- ・事前に年間スケジュールを決定しておき、各機関に要対協の年間行事として知らせておきます。
- ・3か月に1回程度を基本として開催してください。

③資料の準備

以下の資料を準備します。

資料名	関連する書類とその準備
進行管理台帳（様式8 P.130）	・調整機関が事前に必要事項を記入しておく
進行管理票、進行管理シート （様式9-1.9-2 P.131, P.132）	
新規ケースについての報告書類	・主たる支援機関等の対応資料
	・在宅支援アセスメントシート（様式4 P.126）等
困難ケースについての報告書類	・主たる支援機関等の対応資料
	・個別ケース検討会議開催時の資料
	・在宅支援アセスメントシート 等
その他資料	・その他案件・連絡事項等

④会議当日の進行

進行の一例：協議ケース数や次第により進行内容を調整してください。

1. 参加者の自己紹介
2. 会議の終了時間と配付資料の確認
3. 配付資料に基づき、進行
継続ケース、新規ケースの協議
各ケースの状況及び主たる支援機関の確認、支援方針の見直しについて
4. 個別ケース検討会議で課題となった点の協議
困難ケースの対応等、個別ケース検討会議の資料等をもとに協議
5. その他
要対協での協議事項の確認、関係機関連携における課題
啓発事業（オレンジリボンキャンペーン）の実施
代表者会議での企画検討等

○実務者会議運営の工夫

要対協で取り扱うケースが多くなってくると、1回の実務者会議で全てのケースについて検討することが難しくなってきます。関係者が注意しないと、検討すべきであったケースが抜け落ちてしまうことがあります。抜け落ちを防ぐために、次の点に留意してください。

①実務者会議用資料作成の工夫

- ・実務者会議での協議を有効なものにするためには、判断材料となる情報は常に更新されていなければなりません。経過、現況、アセスメントの結果を簡潔に記述し、①安全確認方針、②支援方針、③当面の目標 を軸に方針整理した資料を作成することが効率的です。

②ケース見直しの視点

- ・ずっと変化がなくこう着状態になっているケースや、リスクが高まっていると考えられるケースは、支援の見直しの対象として、個別ケース検討会議の開催を検討します。
- ・家族の変化や虐待の深刻化は援助者の予想を超えて一気に進行することも珍しくないことを認識しておく必要があります。
- ・虐待が深刻化した場合、特に深刻なネグレクトが進行している場合には、保護者は、関係機関だけでなく、祖父母などの親族や近隣等に対しても、長期にわたって、子どもの姿を確認させようとしなくなります。子どもの姿を確認できない状態で長期間経過するということは、非常に高いリスクの可能性にあります。

③会議運営の工夫

- ・抜け落ちを防ぐためには、課内会議や個別ケース検討会議、関係機関連絡会議などで幾重にも協議をする場があることが効果的です。関係機関連絡会議は、実務者会議の中

に、①市町の子ども家庭福祉部門、②市町の保健部門、③市町の教育部門、④児童相談所、⑤警察署をメンバーとする会議を設けて、定例（月 1 回 2 時間等）でケース情報とアセスメント、支援方針を共有する会議です。

・実務者会議や関係機関連絡会議での協議では、短くても 1 ケース 5～6 分程度の時間が必要になりますので、管理ケース数が多い場合には、ケースを緊急度アセスメントシート（様式 3 P.125）や在宅支援アセスメントシート（様式 4 P.126）でランク付けして協議の頻度を決めたり、報告するケースを選定したりすることも考えられます。

・実務者会議のエリア別展開を進めることで、密度の濃い進行管理を行い、実務者同士の関係を深める対応も考えられます。

（３）個別ケース検討会議

ケースの支援に直接関わっている担当者が集まり、個別のケースについて具体的な支援を進めていくための会議です。

○開催基準：適時開催

○参加者：ケースの支援に直接関わっている機関の担当者

○目 的：現に対応しているケースの支援に向けた協議

- ・ケースのリスクや緊急度の判断
- ・ケースの支援状況の把握や問題点の確認
- ・ケースに関する新たな情報の共有
- ・支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ・ケースの主たる支援機関とキーパーソン（主たる支援者）の決定、主担当機関の明確化（P.93）
- ・支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討
- ・次回の会議開催についての確認

○メリット

- ・ケースのリスクや状況を皆で共有でき、支援方針を俯瞰できる。
- ・各機関の実務担当者のアセスメント（ケースの見極め力）が向上する。
- ・各機関の役割分担が整理でき、担当の抱え込み、機関間の無用な対立を防ぐ。
- ・支援に関わる担当者達が集まって「チーム」ができ、支援への士気が上がる。

○注意点

通告受理後、支援が必要なケースは必ず開催すること。

× 開催されない場合の影響

- ・安全確認が必要なケースに、主たる支援機関やキーパーソンが決定しない。
- ・一機関、一担当者によるケースの抱え込みが起こる。
- ・各機関の役割に沿った支援方針が早期に共有されず、機関間の無用な対立を招く。

悪い結果 → 児童の安全確認への遅れ、担当者の燃え尽き。
主たる支援機関やキーパーソンの不在によるケースの放置。
結果として、児童とその家庭にとって致命的な事態を招く。
改善対策 → 通告受理後の個別ケース検討会議開催をルール化する。

○個別ケース検討会議の開催手順については、第5章 (P.75～)参照

4 ケースの進行管理

(1) 要対協ケースの登録、進行管理

虐待が疑われる子どものほか、養護、非行、障害、育成等において、保護者との連携が取れないなど、他の機関と連携して支援を行うことが望ましいと思われる子どもを要対協の支援対象ケースとして進行管理台帳に登録します。

進行管理会議（実務者会議）では、登録されたケースすべてについて、①子どもの現在の状況把握 ②子どもの安全確認方針 ③支援方針 ④当面の目標 ⑤主担当機関の確認 ⑥うまくいっていない場合の再アセスメント ⑦個別ケース検討会議開催の検討 を軸にした点検を行っていきます。

（ケース登録の例）

- ・市町で新規相談（又は再相談）を受けた児童（軽微なものを除く）
- ・児童相談所で新規相談を受けた児童で、要対協での検討が必要なもの
- ・保健師が指導中の児童で、「支援を要する児童」と認められるもの
- ・学校や保育所に通っている児童で、家族関係や児童の性格行動などから複数の関係機関での支援を検討する必要があると認められるもの
- ・児童相談所の継続ケース
- ・社会的養護から家庭引き取りとなった児童で、地域において複数機関の支援が必要と認められるもの

(2) ケース終結の判断

ケース終結の判断は、要対協の進行管理会議（実務者会議）で判断します。終結の基準は、18歳に達する、施設入所、転出など以外に、期間で区切る、虐待継続が一定期間ない、支援機関がある、アセスメントシートでリスクを評価したうえで家庭安定があるなどが挙げられますが、終結は、それまでの子どもの安全と家庭支援がどのように引き継がれていくかということを予測されなければならないものであり、機械的に判断せずに、在宅支援アセスメントシートを活用するなどして十分な検討を行う必要があります。特別な支

援が必要なくなってから、6か月以上経過をみた上で、ケース終結することが適当です。要対協でケースを終結しても、子育て支援や学校などの機関が引き継ぐことがあります。記録には、終結の理由を記載しておきます。

5 要対協を機能させるための工夫

要対協が効果的に機能するためには、運営の中核となる調整機関の役割が非常に大切になります。ここでは、要対協を機能させるための実践的な工夫について、いくつか提案します。（*1）

（1） アセスメント対象を家族だけでなくメンバーも含める

調整機関担当者は、地域の情報を豊富に持つ必要があります。そのうえで、アセスメントの対象を家族だけにおかずに、要対協メンバーや関係者にも注目して、家族とメンバーとの関係性を含む様々な情報を多面的に把握して構図化する視点を持ちます。個別ケース検討会議でメンバーが共通して在宅支援アセスメントシートを活用する、ホワイトボードにエコマップを描いて構図化するなどが役立ちます。

（2） 支援は可能な限り複数機関で取り組む

個別ケース検討会議の運営において、次の点に留意するようにします。

- ① メンバーの招集：「先取り」－現在関与しているメンバーだけでなく、ケースの展開の予測を立て、将来関わる可能性のある機関や今後の事例展開に有効に機能する機関にも参加を呼び掛ける。
- ② 方針：「共同で抽出、できることから」－メンバーと共同して方針を抽出する。小さなことでもできることを具体的に方針化する。
- ③ キーパーソン：「キー機関とキーパーソンを決定」－家族にとって重要な位置にある機関をキー機関、その中で重要な位置にある人物をキーパーソンとして位置づけを意識して展開する。
- ④ 情報のフィードバック：「家族・メンバーの動きを提供」－メンバー全体に向けて、家族の状況や動き、それに対する各メンバー、主要メンバーの動きを可能な限り知らせる。
- ⑤ 役割分担：「家族アセスメントからのアレンジ」－各機関が持っているサービスや資源に当てはめた形の分担でなく、家族アセスメントから、その家族の固有性に合わせて、どのような役割を担えばいいのか、各機関との関係性も考慮して分担を企画する。
- ⑥ 分担後：「分担の有効活用」－役割分担が実行されるよう声をかけるなど分担実行の支援を行いながら、随時、その分担では不都合やマイナスの変化が起きている場合に、柔軟に代替案で役割交代を行うなど、援助が途切れず役割分担が実行されるよう調整する。

(3) 家族や機関への疑念は可能な限り言語化してオープンにする

子ども虐待の特徴として秘密性が高いことが挙げられます。支援の過程で家族や機関への疑念が生じることがよくありますが、この疑念を言語化してオープンにして処理すること、また各機関の役割や限界を普段から全体に明らかになるように働きかけておくことが、メンバー間の相互信頼とつながり合う共有を生み出すことに役立ちます。

(4) 啓発とアウトリーチに取り組む

子ども虐待について住民への啓発や関係機関へのアウトリーチに取り組むことで、子ども虐待の発見以前に、調整機関が関係者と関係を保持する、また関係者が家族と関係を保持することによって、虐待の悲惨さからの出会いではない出会いをすることができるようになります。啓発とアウトリーチに取り組むことは、回り道のように見えますが、結果として家族との対立や機関間の葛藤などを最小限に留めることになります。

(*1) 山野則子 「要保護児童対策地域協議会におけるマネジメントに関するハンドブック」 2011

第5章 個別ケース検討会議の進め方

1 会議の目的

個別ケース検討会議は、以下の目的で開催します。

- ① ケースに関わる関係機関等が集まり、それぞれが持つ情報を出し合って、アセスメント（情報の整理、問題点の明確化、危険度・緊急度の判断、仮説・今後の予想）と共有化を行う。
- ② 課題を整理・検討のうえ支援方針を確立し、ケースの主たる支援機関（キー機関）・キーパーソンの決定を含めた役割分担のもとに支援していく。
- ③ ケースに複数の問題がある場合、それらを一度に解決することはできない。そのため、緊急性の有無、子どもの安全を守るための方法、保護者のストレスや必要とする支援等について共有し、短期・長期それぞれの支援目標（ゴール）を決定する。
- ④ 特に、多くの課題を抱えた困難事例やきょうだいが多事例、さらに気になる事例については、定期的に個別ケース検討会議を開催し、適切な支援につなげる。

以上の①～④をふまえ、調整機関は会議の招集や会議録の作成、関係機関等との調整を行います。

○アセスメントや判断を抜きに対応方法を考えてはダメ

ケース検討会議で、情報の整理や問題点の明確化などのアセスメントをせずに、いきなり対応方法を議論するということがよく見られます。しかし、そうした場合、いくら議論したとしても今後の援助の方向性を定めることが難しいだけでなく、ケースから離れてしまったところで議論される危険性もあります。「困った」→「どうしよう」の間に、何が問題なのか整理・判断をすることが大切です。

2 会議の開催時期

開催時期は、「援助者が困ったとき」です。具体的には、次のような時に開催します。

- ① 家庭状況が分からないとき
- ② 情報が混乱しているとき、推測や伝聞情報が多いとき
- ③ 援助機関（者）同士の情報交換が必要なとき
- ④ 関係機関から「何とかしろ！」と強く要求されるものの、対応策がないとき
→「みんなで一緒に考える」ための合意づくり
- ⑤ 進行管理をしていてケースに危険が生じ、子どもの保護を想定するとき
- ⑥ 施設入所や里親委託されていた子どもが家庭引取りになる前…保護者に参加を働きかけ、地域の関係者は「家族の応援団」として参加。家族支援のネットワークづく

りをするための「家族応援会議」として開催するのが望ましく、会場については、市町役場等の会議室などで参加者が居心地よく出席できる会場であることが大切です。

⑦他機関から会議開催の要請があったとき→必ず開催します。

個別ケース検討会議は待っていても開かれませんが、誰かが言い出すことが必要です。また、どうしてもよく分からないから開催するものであり、あらかじめ結論を用意しておくものではありません。

3 会議の設定

(1) 開催決定

- ・関係機関からの要請（学校、保育所、病院、保健センター等）や、調整機関の受理段階での判断によって開催決定します。この段階で「困っていること（＝開催の目的）」を明確化します。

(2) 参加機関の決定

- ・情報を収集する過程において、そのケースにどの機関が関わっているのかが判る場合があります。
- ・子どもが所属する機関（学校、保育所等）には、必ず参加を呼びかけます。
- ・既にケースに関わっている機関に対しては、調整機関がその機関に呼びかけ、他に参加してもらう必要がある機関についての意見を求めることも大切です。
- ・現在関与している機関だけでなく、ケースの展開の予測を立て、将来関わる可能性のある機関や今後の事例展開に有効に機能する機関にも参加を呼びかけます。

(3) 会議の開催時期及び開催時間の決定

- ・ケースの主たる支援機関を中心に、できるだけ速やかに開催時期を決定します。
- ・会議に要する時間は、原則1時間～2時間とします（1事例につき1時間半が目安）。

(4) 場所の決定

- ・会議の場所については、参加機関が集まりやすい場所等で決定します。
- ・いずれの場所においても、外部へ内容が漏れることがないような環境（会議室等）で行うことの配慮が必要です。

(5) 当日資料の準備

- ・配布資料については、個人情報の漏えいを防ぐために、事前に資料管理ルールを設定しておきます。（「要対協内での情報共有におけるルール」p59 参照）

- ・参加者の誰が見ても分かりやすい様式を選びます。ホワイトボード等も活用します。
- ・共通のアセスメントツールとして、緊急度アセスメントシート、在宅支援アセスメントシートなどを利用して情報を整理し共有するようにします。
- ・「(参考2) アセスメントツール」(P.106～)で解説する「安全パートナーリングのアセスメントとプランニングの枠組みシート」は、会議支援ツールとしても有用です。

(6) スーパーバイザーの確保について

- ・事例によっては、精神保健分野や、その他法律的なことを含めて、スーパーバイザー（助言指導者）が必要な場合があります。
- ・各種診断を要するような専門性を問われるケースにおいては、児童相談所がスーパーバイザーとなり、助言を行います。
- ・愛媛県福祉総合支援センターに配置する児童支援コーディネーターは、市町の個々のケースの進行管理やアセスメントなどの事例コンサルテーション、要対協の会議運営の助言や相談等の支援を行っていますので、活用を検討してください。
- ・また、児童相談所には、法律上の問題等について、専門的立場からの助言や支援を得て、的確な相談援助業務を行うために、弁護士に相談できる体制が整えられていますので、法的な助言が必要なケースについては適宜相談してください。
- ・以下のようなケースの場合、個別ケース検討会議での児童相談所の参加が重要となります。

○個別ケース検討会議における児童相談所の役割

- ・子どもの安全確認のための立入調査、一時保護について検討が必要なケース
- ・子どもが入所していた施設、または委託されていた里親宅から、家庭に戻ることに
なり、在宅支援が必要となるケース
- ・子どもの他のきょうだいの情報等について、児童相談所と情報や支援方針を共有し
ておきたいケース

4 会議開催前の準備

個別ケース検討会議をうまく進めるためには、準備がとても重要です。議題の準備、会議の進め方、参加者の準備も含まれます。ケース会議の前に参加者がしっかり準備できているようにするのは、調整機関の役割です。

(1) 会議の目的の明確化

どのような目的で会議を開催するのかを明らかにし、前もって参加者全員に伝えておくことが大切です。参加者の会議への参加動機がズレていると、議論が広がってしまい、その調整だけに多くの時間を費やしてしまうことにもなりかねません。また、各参加者の事前準備の効果も薄れます。

（２）事前に分かっている情報の伝達

調整機関は、会議開催前にできるだけ、ケースに関する情報を集めておくとともに、参加者にも可能な範囲で情報を伝えておきます。そうすることにより、会議では追加情報の確認に絞ることができ、より多くの情報が収集できます。

（３）会議の進め方と内容についての情報の伝達

参加者全員が、会議中に何が話し合われるか（進め方と内容）について、できるだけ多くの情報を持っているようにします。会議で使われる共通のアセスメントツール（在宅支援アセスメントシートなど）について知っておくようにします。

５ 会議当日の進行

（１）ファシリテーター（司会）の役割

効果的な会議のためには、よいファシリテーターが不可欠です。ファシリテーターは、ケースを直接担当しない人がやる方が望ましく、会議を通じて次の三つの目的が達成されるように集中します。①出席者全員の参加を促し、情報交換、意思決定を促す。②いい決定、解決、結論に達するようガイドする。③会議が出席者間のよい関係（率直で正直、尊重と親切）を作るのに役立つ。

（２）会議のステップ

会議を、次の５段階のステップで進行します。

ステップ１ 導入

ステップ２ 情報の共有、情報整理と再構築

ステップ３ 課題の明確化

ステップ４ 対応と役割分担

ステップ５ 今後の支援の確認

以下、架空の事例を材料にして、効果的な会議の進め方についてのポイントを示します。

お勧めのやり方として、以下の進行例では、会議の共通アセスメントツールとして、「在宅支援アセスメントシート」を使い、会議支援ツールとして、「（参考２）アセスメントツール」（P106～）の「安全パートナリングのアセスメントとプランニングの枠組みシート」をホワイトボードに書いて使用することを想定しています。（＊１）

〔事例概要〕

・母子家庭ケース。母は精神障害がある。子は１１歳の長女、９歳の次女の２子。母方祖母がすぐ近くに住んでおり、子の養育を手伝っているが十分な世話はできていない。以前から、子どもたちが朝食を食べてこない、家の清掃や洗濯をあまりしないため、衛生面の

問題があるなどのネグレクト通告があり、要対協ケースとして市が支援していた。

最近、母がうつ病の悪化で精神科入院し、以前にもまして家事を長女が負担しているのではないかと情報が有り、緊急に個別ケース検討会議が招集された。

	内容	ポイント	補足 発言例
事前準備	○ケースの事前アセスメント ○会議の組み立てを決める ○会議の資料、材料の準備	・ケース担当者とファシリテーター（司会）は、「在宅支援アセスメントシート」、「安全パートナーリングの枠組み」を使って事前アセスメントをしておく ・会議の目的、時間枠、約束事（人の意見を遮らずに聞く、子どものことを第一に考える、率直に話すなど）を決めておく ・必要に応じて従来の経過をまとめた資料を作成しておく ・ケース基本情報、進行管理票（様式9-1）、在宅支援アセスメントシートなどを配布資料として作成しておく。配布資料には通し番号を打っておく。 ・ホワイトボードの活用（「安全パートナーリングの枠組み」を書くため。議論を「見える化」するのに有効）	
ステップ1 導入	○開会 ○挨拶 ○出席者の紹介 ○時間枠の提示と進め方の確認 【確認事項】 ○要対協の個別ケース検討会議としての位置付け ○守秘義務の遵守と積極的な情報交流	◇定刻に始める。 ◇会議の目的を確認し、意識の統一を図る。会議の目的は、常に意識できるように、ホワイトボードの一番上に書いておくことよい。 ◇互いの名前がわかるように配慮。 ◇進め方の説明、それぞれの時間の目安（終了時間）。「どんな話し合いになるのか全員に分かって、安心して積極的に参加できるように説明する。誰かを責めたり、責任を追及するためではなく、できることを探す話し合いであることを伝える。」 ◇守秘義務、資料の取り扱いについて確認	●「本日は、〇〇ケースに緊急の動きがありましたので、皆さんにお集まりいただきました。会議の目的は、すでにご説明しておりますように、『母の入院という状況での再アセスメントをし、当面の対応策を見出す』です。この目的は、ホワイトボード（WB）の一番上に書いておくこととします」 ●「会議の前に、守秘義務について説明します。ここで話し合う内容は、要対協の情報として、守秘義務が課されます。要対協構成機関以外の他者へ情報を漏らすことは、守秘義務違反になりますので、くれぐれもご注意ください」「配布資料の管理につきましては、担当者、管理職に閲覧を限る、コピーを禁止するなどのルールのご遵守をお願いします」 ●「本日の会議は、誰かを責めたり、責任を追及するためではなく、できることを探す話し合いです。会議の約束事として、人の意見を遮らずに聞く、子どものことを第一に考える、率直に話す、の3点をお願いします」 ●「まず、担当の△さんから経過説明をしていただき、最近の状況について、皆さんからの情報も提供していただいて、状況の変化について再アセスメントをします。それから当面の対応策について協議していくこととします。再アセスメントのところでは、議論を見やすくするために、WBに「安全パートナーリングの枠組み」というやり方で、アセスメントの項目を書いていくことにします」
ステップ2 情報整理と情報再構築の共有	○ケース担当者からの報告 ○これまでの援助実践報告 ○要点整理 ○追加情報と補足の確認	◇資料に基づいて報告。在宅支援アセスメントシートによる評価。 *報告者の労をねぎらう。 ◇前回の役割分担に基づく実践内容の報告。	●「△さん、ありがとうございます。大変な状況を適切にまとめていただきました」 ●「前回、各機関で対応を決めましたが、それぞれからご報告いただきます」 ●「この間に母親の入院があり、これまでも増して長女に家事の負担がかかっているのではないかと心配、ということでした。この点につきまして、他に情報をお持ちの方はいらっしゃいませんか」

	内容	ポイント	補足 発言例
ステップ2 情報の共有・情報整理と再構築	○情報の共有と再アセスメント ○情報整理の仕方を説明 ○参加者からの発言を促し、具体的な詳細について質問する	◇情報を共有して状況を再アセスメントするために、様々な意見を出し合い、WBに整理していく。「安全パートナーリングの枠組み」を使う。 ◇問題はたいてい複雑で、機関によって、それぞれの見方があるので、誰の意見が正しいとか、誰の意見がおかしいとかいうことはなく、いろいろな意見をそのまま整理するために、WBに書いていくことを説明する。 ◇不明な情報があれば、何を調べる必要があるのかがはっきりする。 ◇主観的な情報と客観的な情報の区別をはっきりさせておく。	●「では、情報を共有して、状況を再アセスメントしていきましょう」 ●（WBの見出しを書きながら、あるいは書いておいたものを順に指しながら） *「みなさんから話された情報やご意見を、WBに整理しながら書いていきます。まず、これまでの状況を、＜心配していること＞と、＜うまくいっていること＞に整理し、次に＜これから起きる必要があること＞を考えます」 *「＜心配していること＞では、子どもたちに起こった＜これまでの危害＞をはっきりさせて、家族が子どもたちを安全にするのを難しくしている＜難しくしている要因＞も押さえます」 *「＜うまくいっていること＞では、特に親が子どもを安全にする対応ができた＜保護的な行動＞と家族の持っている＜強み＞に注目します」 ●「それでは、これまでに話された内容を整理していきますので、書いた内容がそれで間違っていないか教えてください」 *各カテゴリー別に情報を整理していく。一つの文章毎に、それを話した機関に内容が間違いないか確認する。 *言い忘れたことや補足情報については、いつ書き足したり訂正してもいいことを話しておく。 *不明な情報、主観的な情報は、それが分かるように書いておく。〔（不明）とか（…と思う）とか〕
			●「＜これまでの危害＞（WBを指して）上の文章は、危害についてのこれまでの状況をまとめたものです。その下の文章は、直近の情報です。小学校によれば、○月△日、母が精神症状（うつ）悪化のため、M病院精神科に入院。入院見込み期間は3か月。母は入院中の子どもたちの世話について、祖母に援助を頼んだが、祖母だけでは子どもたちの世話が十分にできるかどうかははっきりしない。子どもたちに聞くと、朝食を食べてこないこともあると言う。長女に家事の負担がさらにかかっているのではないかと心配している、と書いてよろしいですね」 ●「＜難しくしている要因＞としては、母がうつ病であり、長期間の治療が必要なこと。母が、長女が十分に家事ができるし、祖母の援助もあると言って、これまでは子どもたちを施設や里親に預けることを拒んできたことを書きました。他にありませんか」 ●「＜保護的な行動＞では、母はこれまでも、祖母に援助を求めてきたこと、子どもたちを近所の児童館に行かせるよう手配したこと、今回の入院に際して、子どもたちの世話を祖母に頼んでいることを書きました。どなたか、児童館についての情報をお持ちの方いらっしゃいませんか？祖母についてはどうでしょうか」 ●「家族にある＜強み＞はどんなところでしょうか？子どもたちの安全を守るために使えそうな力や人、社会資源を挙げてみましょう」

	内容	ポイント	補足 発言例
ステップ3 課題の明確化	○「今後の危険」の明確化 ○「安全のもののさし」を使う ○「安全ゴール」の作成	◇引き続き「安全パートナーリングの枠組み」を使って整理していく。 ◇「安全のもののさし」では、参加者全員の見方を聞く。各人に数字と、その数字につけた理由を聞いて、書いておく。ものさしの数字は広い範囲に広がるのが普通であり、ここで全員の数字が一致する必要はない。	●「それでは、これから起きる必要があること>を考えていきます」 *「まず、今後子どもたちに起きるかもしれない危険なこと<今後の危険>をはっきりさせましょう。状況が変わらないとしたら、これから先、子どもたちにどんなことが起きることが一番心配ですか？それは子どもたちにどんな影響がありますか？」 ●「ここで、皆さんにく安全のもののさし>を使って数字を聞いていきます。＜安全のもののさし＞は、現在の状況が、0が子どもは家庭で暮らせるほどの安全が今はない、10が要対協が事例を終結できるほどの安全がある、で私たちそれぞれが、今の状況はどちら辺と思うかを表すものです。人によって見方は違いますが、この数字は、これから少しずつ数字を上げて安全を築くの何が必要かを考える手助けになります」 ●「次は＜安全ゴール＞です。先の＜今後の危険＞に書いた心配なことが起きる代わりに、どうなって欲しいのかという＜安全ゴール＞を考えましょう。＜今後の危険＞に書いたようなことが起こらないようにするために、親や支援機関が今後何をするかを表すものです」
ステップ4 対応と役割分担	○「次のステップ」のアイデアを出し合う ○役割分担を整理する	◇引き続き「安全パートナーリングの枠組み」を使って整理していく。 ◇この時点で、もし子どもの安全に緊急の懸念があることがはっきりしたならば、子どもが当面のところ必ず安全であるようにすることが次のステップ>に含まなければならない。	●「最後は、＜次のステップ＞です。ここまでの話し合いで、これから何が心配で、＜安全ゴール＞としてどんなことが必要かがはっきりしてきました。＜安全ゴール＞に近づくためにどんなことがあれば役立つかが次のステップ>になります。＜次のステップ＞として考えられるアイデアを出し合いましょう」 *「△さんから『家庭訪問して、子どもたちの生活の状況を確認する。長女と次女に会って、困っていること、うまくやれていること、これからの希望について話を聞いてみる』とアイデアが出されました。他にはありませんか？」 ●「それでは、役割分担について話し合いましょう。今、出された＜次のステップ＞の一つ一つについて、誰が責任を持つのか、いつ起きるのかをはっきりさせましょう」
ステップ5 今後の支援の確認	○まとめ ○終了	◇これまでの検討結果を整理する。次回の会議までに誰がいつ何をするのかを確認しておく。 ◇追加発言等があるか確認する ◇状況変化への対応 ◇次回の会議設定をする ◇参加の労をねぎらい、終了する ◇突発的な事態への対応	●「みなさん、ありがとうございました。それでは、次回の会議までしておくことをもう一度確認しておきます。WBを見てください」 ●「何か追加発言のある方いらっしゃいませんか？」 ●「本日の決定事項、確認事項につきましては、なるべく早く資料として作成し、みなさんに送付します」 ●「本日の決定以外の対応が必要であれば、もちろん現場の判断でなされるでしょうが、他機関と連携する必要や大きな変化があれば、事務局まで早めの連絡をお願いします」 ●「次回の会議は、〇月△日〇時からよろしいでしょうか？」 ●「もし突発的な事態があれば事務局までご連絡ください。状況によっては緊急の会議を招集しますので、その際はよろしくお願いします」

(※1) この会議進行例は、次の冊子を参考に作成。

ソニア・パーカー(Sonja Parker) ” Family Safety Conferencing-A partnering for safety approach to conferencing in child protection casework”, SP Consultancy, 2015, (井上直美監訳 「家族応援会議ー児童保護ケースワークにおける安全パートナーリングによる会議の進め方」安全パートナーリング研究会, 2015)

(冊子の入手先: 英語版 www.spconsultancy.com.au 日本語版 pfdsdeouen@gmail.com)

(会議進行例の安全パートナーリングの枠組みによる整理をホワイトボードに書いた例)

安全パートナーリングPARTNERING FOR SAFETYのアセスメントとプランニングの枠組み	
子ども、親、専門職、家族、ほかの重要人物を含む、子どもに身近な人々全員の見方を引き出して文書化する共働的なアセスメントとプランニングの枠組みです。この枠組みを個別または合同で使って人々の見方を引き出してから、一つに合体させてください。	
誰の見方が記録されるか : Y市の要対協個別ケース検討会議(第2回)	
日付 : H x x . M . D	
マッピングの目的: 母の入院という状況での再アセスメントをし、当面の対応策を見い出す	
心配していること WHAT ARE WE WORRIED ABOUT?	うまくいっていること WHAT'S WORKING WELL?
これまでの危害 Past Harm これまでに子どもがこの親の養育で傷や害を受けたときのこと - 母が精神障害(うつ病)のため、仕事も家事もできず、子どもたちに必要な食事や身の回りのケアが十分に提供されていない状態が、1年ほど前から続いている。近所に住む祖母が養育を援助しているが十分ではない。長女が食事の支度など家事を担っており、負担が大きい。母は生活保護を受け、障害福祉の家事援助サービスを利用。 《小学校》○月△日、母が精神症状(うつ)悪化のため、M病院(精神科)に入院。入院見込み期間は3か月。母は入院中の子どもたちの世話について、祖母に援助を頼んだが、祖母だけでは子どもたちの世話が十分にできるかどうかははっきりしない。子どもたちに聞くと、朝食を食べてこないこともあると言う。長女に家事の負担がさらにかかっているのではないかと心配。	保護的な行動 Acts of Protection これまでに親が子どもを守れたときや、危害が起きるのを止めるために何かしたときのこと - 母は、自分の状態が悪い時には、近所の祖母に援助を求めており、祖母もできるだけの援助をしようとした。(しかし、祖母の援助だけでは十分ではない) - 母は、子どもたちを近所の児童館に行かせるよう手配した。 - 母は、今回の入院に際して、祖母に子どもたちの世話をするよう頼んでいる。
難しくしている要因 Complicating Factors 家族が子どもを守るのをより難しくしている要因や児童相談機関と家族が協力するのをより難しくしている要因 《M病院SW》母はうつ病であり、長期間の治療が必要。 - 母は、長女が十分に家事ができるし、祖母の援助もあると言って、これまでは子どもたちを施設や里親に預けることはかたくなに拒んできた。	強み Strengths 家族の生活にあることで、今後家族が子どもを守るのに役に立つようなこと 《M病院SW》母は、M病院のソーシャルワーカーとの関係は良く、自分の病状や子どもたちのことをよく相談している。 - 祖母は、子どもたちの世話をする意欲はある。 - 児童館の館長が子どもたちのことを気にかけてくれおり、休館日(月曜)を除く毎日、利用できるよう配慮してくれている。 - 生活保護を受けているため、最低限の生活費は確保できている。 - 長女、次女ともに学校へは毎日登校できており、友達関係もよい。
安全のものさし SafetyScale : 0-10のものさしで、10は児童相談機関が事例を終結できるほどの安全がある、0は子どもが家庭で暮らせるほどの安全が今はないとします。今の状況をどこにつけますか?(それぞれの人の点を下のものさしに付けてください)	
0	10
起きる必要があること: 今後の安全のための計画作り WHAT NEEDS TO HAPPEN?: PLANNING FOR FUTURE SAFETY	
今後の危険 Future Danger 今後子どもが危害を受け得ることで、親が子どもの養育でするかもしれない(しないかもしれない)と心配していることは何ですか? 《市相談員》母の入院期間中、祖母が子どもたちの世話を十分できるかどうか、分からない。 - 祖母による世話が不十分なら、毎日の家事の負担が長女に集中して、食事が摂れなかったり、洗濯や掃除など衛生面でさらに不潔になったりして、子どもたちの健康や発達に影響が出ることが心配。 - 家庭で十分な世話を受けられないことで、学校の準備や宿題ができず、子どもたちが自分のことを恥ずかしく思ったり、情緒的な問題が生じないかと心配。	安全ゴール Safety Goals 子どもをこの危険から守るために、今後の養育で親はどんなことをしますか? 児童相談機関は親にどんなことをしてもらいたいのですか? 児童相談機関は事例を終結する気になるまで、どれぐらいの間、親がこれをしているのを確認する必要がありますか? 母は、子どもたちに十分な日常の世話を与える必要がある。母親が自分でそれができないのなら、祖母や親族、友人の援助、障害福祉サービスや子育て支援サービス、児童館などのサービスを使って、十分な日常の世話を確保できるようにする。母親の入院期間中もこれは確保されなければならない。
今後の安全に向けての次のステップ Next Steps toward Future Safety この安全ゴールの達成に向けて、それぞれが取る必要がある次のステップについて、それぞれはどう考えますか?	
- 家庭訪問して、子どもたちの生活の状況を確認する。長女と次女に会って、困っていること、うまくやれていること、これからの希望について話を聞いてみる。 - 祖母に会って、子どもたちの世話が十分にできるかどうか確認し、祖母の見方を聞いてみる。児童相談機関の見解を伝える。 - 母に会って、母の見方をよく聞いてみる。児童相談機関の見解を伝える。 母、祖母、市、病院スタッフで心配について話し合い、子どもたちの今後の安全について、計画づくりを始める。児童相談所にも援助依頼する。	
©2012SonjaParkerandPhilDecter日本語訳 井上直美「SignsofSafety」(Turnell&Edwards,1999&Turnell&Parker2009), 「MassachusettsSafetyMappingFramework」(Chin,Dector,MadsenandVogel,2010)より改変 Copyright2011SPConsultancy. 連絡先sonjape@inet.net.au プックレットの入手先: 英語版www.spconsultancy.com.au 日本語版pfdsouen@gmail.com	

【ファシリテーター（司会）としての留意点】

- ◎ケースの主たる支援者は、ファシリテーターをせずに他の人に任せます。ファシリテーターは、自分の意見を述べず、参加者が意見を言うことを励ますこと、参加者の意見を聞くことに集中し続けます。
- ◎もしも、ファシリテーター役の人が意見を言うことが適切だったり、役に立つときは、いったんファシリテーターの役を降りて、参加者のメンバーとして意見を出すようにします。その時、ペンを誰かほかの人に渡すとか、その間はテーブルに座るとかして、ファシリテーターの役を降りていることを全員に実際に見せることが重要です。
- ◎互いの「しんどさ」を共有し、相互支援的な関係性をつくります。
- ◎そのため、時折、ユーモアを交えるなど全体的になごやかに進めるよう配慮します。
- ◎情緒的な面への言葉掛け、受容的な態度を意識します。特にファシリテーターの態度は全体に影響するので注意が必要です。
- ◎無駄な繰り返しや資料が重複されないよう整理して進めます。
- ◎時間の管理を心がけ、発言が長くなりそうな場合は簡潔に納めるよう促します。
- ◎個人攻撃や一面的な非難とならないように留意し、そのような発言は制御します。
- ◎誰かが攻撃的な発言をしてきたときは、その発言をさっとホワイトボードに書くことで尊重を示し、そこにとどまらずに話し合いの枠組み（進行例では安全パートナリングの枠組み）を使って、先に進めます。
- ◎議論がそれた場合は、一概に否定せず、適度なところで修正します。
「今は～についてお話をいただきました。その点については記録にとどめ、今後の課題としてしかるべき時に話題にしたいと思います。では最初のお話しに一旦もどしたいのですが…」
- ◎感情論や主観的な判断に対しては、共感を示すと同時に、冷静な思考、客観的な認識も促します。
- ◎理想論や非現実的な意見には、「それを具体化するにはどうしたらよいでしょう。」など現実在即した意見を求めます。

6 会議後の対応

（１）会議録の作成

- ・個別ケース検討会議会議録（様式 11 P.135）を作成します。
- ・会議録を作成する目的は、協議内容の振り返り、各機関の役割と支援の方向性、次回

の開催予定日等を確認するためのものです。

- ・参加者に会議録を送付する場合は、送付先機関での無用なコピーの厳禁等、個人情報管理の徹底について必ず申し添えます。

（２）役割分担の有効活用と支援への評価

- ・会議での役割分担に基づき支援を行っていきますが、調整機関は、役割分担が実行されるよう声をかけるなど分担実行の支援を行いながら、随時、その分担では不都合やマイナスの変化が起きている場合に、柔軟に代替案で役割交代を行うなど、援助が途切れずに役割分担が実行されるように調整します。
- ・次回の会議においても、再びケースについての情報や課題を共有し、支援方針の確認と決定を協議します。ケースへの支援に対する評価は、個別ケース検討会議の他に、定期的に行われる実務者会議においても行われます。これら２つの会議により、ケースの支援終結まで、支援の評価が繰り返されることになります。

第6章 児童相談所及びその他の関係機関との連携

1 児童相談所との連携

市町にとって、児童相談所は虐待対応における最も重要な連携機関といえます。市町は相談を受け対応しているケースに関して、必要に応じて児童相談所に専門的診断や助言・同行調査など協力を求めたり、市町で対応困難なケースに関して、立入調査や一時保護を求めることができます。(手続き的には、「送致」「通告」「通知」93～95 頁参照)

これらの機能活用を適切に行うためにも、市町の担当者は児童相談所について理解を深めておく必要があります。

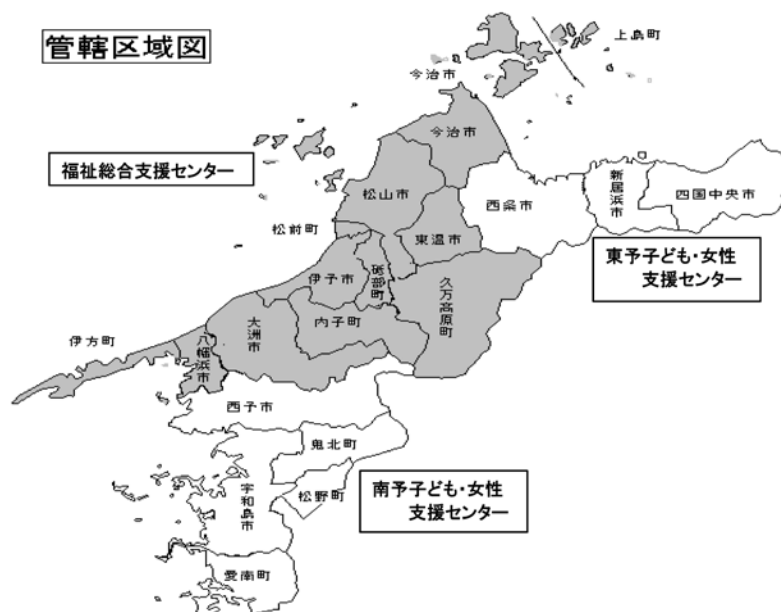
(1) 児童相談所の機能

児童相談所は、児童福祉法により 18 歳未満の子どもに関わる各種の相談に応じ、医学的、心理学的、教育学的、社会学および精神保健上の判定に基づき、子どもおよび保護者に支援を行っています。本県においては、県内 3 か所に児童相談所が設置されており、それぞれに一時保護所を併設して緊急時の子どもの保護にも備えています。

また、平成 27 年 4 月からは、中央児童相談所、婦人相談所、知的障害者更生相談所及び身体障害者更生相談所を統合して「福祉総合支援センター」を設置するとともに、東予及び南予の児童相談所に婦人相談員を配置して「東予子ども・女性支援センター」「南予子ども・女性支援センター」に改称して、子ども家庭相談やDV問題等に総合的に対応できるよう体制整備を行っています。

県内の 3 児童相談所の所在地、管轄区域等は次のとおりです。

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
福祉総合支援センター	〒790-0811 松山市本町7丁目2番地	松山市・今治市・八幡浜市 大洲市・伊予市・東温市 上島町・久万高原町・松前町 砥部町・内子町・伊方町
東予子ども・女性支援センター	〒792-0825 新居浜市星原町14番38号	新居浜市・西条市・四国中央市 今治市宮窪町四阪島
南予子ども・女性支援センター	〒798-0060 宇和島市丸之内3丁目1-19	宇和島市・西予市・松野町 鬼北町・愛南町



ア 基本的機能

児童相談所の基本的機能は、次の4つがあります。

① 市町援助機能

市町による子ども家庭相談への対応について、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能

② 相談機能

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識および技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自らまたは関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う機能

③ 一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能（児童福祉法第33条）

④ 措置機能

子どもまたはその保護者を児童福祉司等に指導させ、または子どもを児童福祉施設、指定医療機関に入所させ、または里親に委託する等の機能

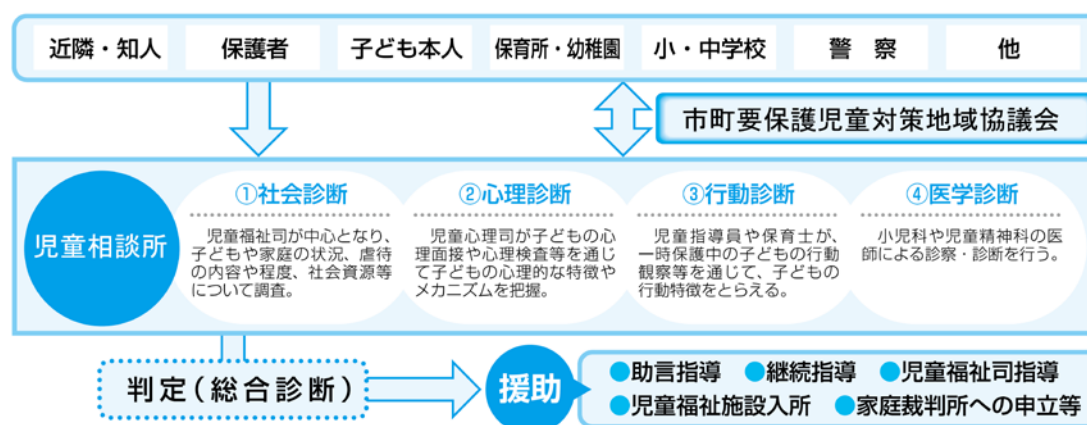
○児童福祉司指導措置（児童福祉法第27条1項第2号）

○児童福祉施設等入所措置、里親委託（児童福祉法第27条1項第3号）

- ・児童福祉施設入所、里親委託の措置は、保護者〔親権者〕の同意のないときには採ることができない。
- ・子どもを保護者に監護させることが著しく子どもの福祉を害する場合に、保護者〔親権者〕が施設入所等の措置に同意しないときには、家庭裁判所の承認を得て、施設入所等の措置を行うことができる。この入所期間は2年間が限度とされており、その期

間を超えてもなお家庭復帰が望ましくないと判断されるケースについては、家庭裁判所の承認を得て措置期間を更新することができる。（児童福祉法第 28 条 1 項第 2 号、同条 2 項）

○児童相談所における援助のイメージ



イ 民法上の権限

- ① 親権者の親権喪失、親権停止もしくは管理権喪失の審判の請求、またはこれらの審判の取消の請求（児童福祉法第 33 条の 7）
- ② 未成年後見人選任及び解任の請求申し立て、並びに申し立て中の親権の代行（児童福祉法第 33 条の 8、第 33 条の 9）

ウ 子ども虐待対応における児童相談所の機能、役割、主な権限

- ① 市町および県福祉事務所とともに、子ども虐待通告の受理機関（児童虐待防止法第 6 条）
- ② 市町および県福祉事務所とともに、通告のあった子どもの安全確認義務（同法第 8 条）
- ③ 子どもの住所および居所への立ち入り調査権（同法第 9 条）

児童相談所長が、「子ども虐待が行われているおそれがある」と認めるときは、子どもの住所・居所に立ち入り、必要な調査・質問をさせることができます。なお、正当な理由がないのにこれを拒み、妨げ、忌避し、答弁せず、虚偽の答弁をしたり、子どもに答弁させず、または虚偽の答弁をさせた者は、50 万円以下の罰金（児童福祉法第 61 条の 5）に処せられることがあります。

- ④ 保護者への出頭要求、再出頭要求（児童虐待防止法第 8 条の 2、同法第 9 条の 2）

児童相談所長は、保護者に対し子どもを同伴して出頭することを求め、必要な調査または質問することができます。保護者が出頭の要求に応じない場合は、立入調査等を行います。

⑤ 子どもの住所および居所への臨検または子どもの捜索(同法第9条の3～第9条の9)

保護者が再出頭要求を拒否した場合で虐待が行われている疑いがあるときは、児童相談所長はあらかじめ裁判所の裁判官の許可を受けて、子どもの居所等に臨検し子どもを捜索することができます。

⑥ 警察署長への援助要請等(同法第10条)

児童相談所長が、子どもの安全確認、一時保護、立入調査または質問を行おうとする場合で、職務執行のために必要があると認める時は、子どもの所在地を管轄する警察署長に援助を求めることができ、場合によっては援助を求めなければなりません。

⑦ 子ども虐待を行った保護者への指導(同法第11条)

保護者が知事の指導勧告に従わなかった場合、児童相談所長は子どもを一時保護や審判による入所措置等をとることができます。

⑧ 面会または通信制限(同法第12条)

児童福祉法第27条に基づく施設等入所措置、または児童福祉法第33条に基づく一時保護の措置がとられた場合、虐待の防止および子どもの保護の観点から、保護者が子どもと面会したり通信することを制限することができます。

⑨ つきまといまたははいかいの禁止命令(同法第12条の4)

知事は、児童福祉法第28条に基づく施設等入所措置がとられた場合、保護者に対してその身边へのつきまといや住居や就学する学校等の付近へのはいかいを禁止することを命ずることができます。

⑩ 資料または情報の提供(同法第13条の4)

地方公共団体間で子ども虐待に関連する必要な情報を利用・提供することができます。

⑪ 一時保護(児童福祉法第33条)

一時保護は原則として保護者の同意が必要ですが、児童相談所長が、子どもの安全確認等の結果、一時保護が必要と認める場合には、保護者の意に反する場合においても一時保護を行います。

⑫ 同意による施設入所、里親委託等(児童福祉法第27条1項第3号)

在宅による支援では子どもの安全・安心が確保できないと考えられる場合に、保護者〔親権者〕の同意を得て、施設入所又は里親委託を選択します。

⑬ 家庭裁判所承認による施設入所、里親委託等(児童福祉法第28条)

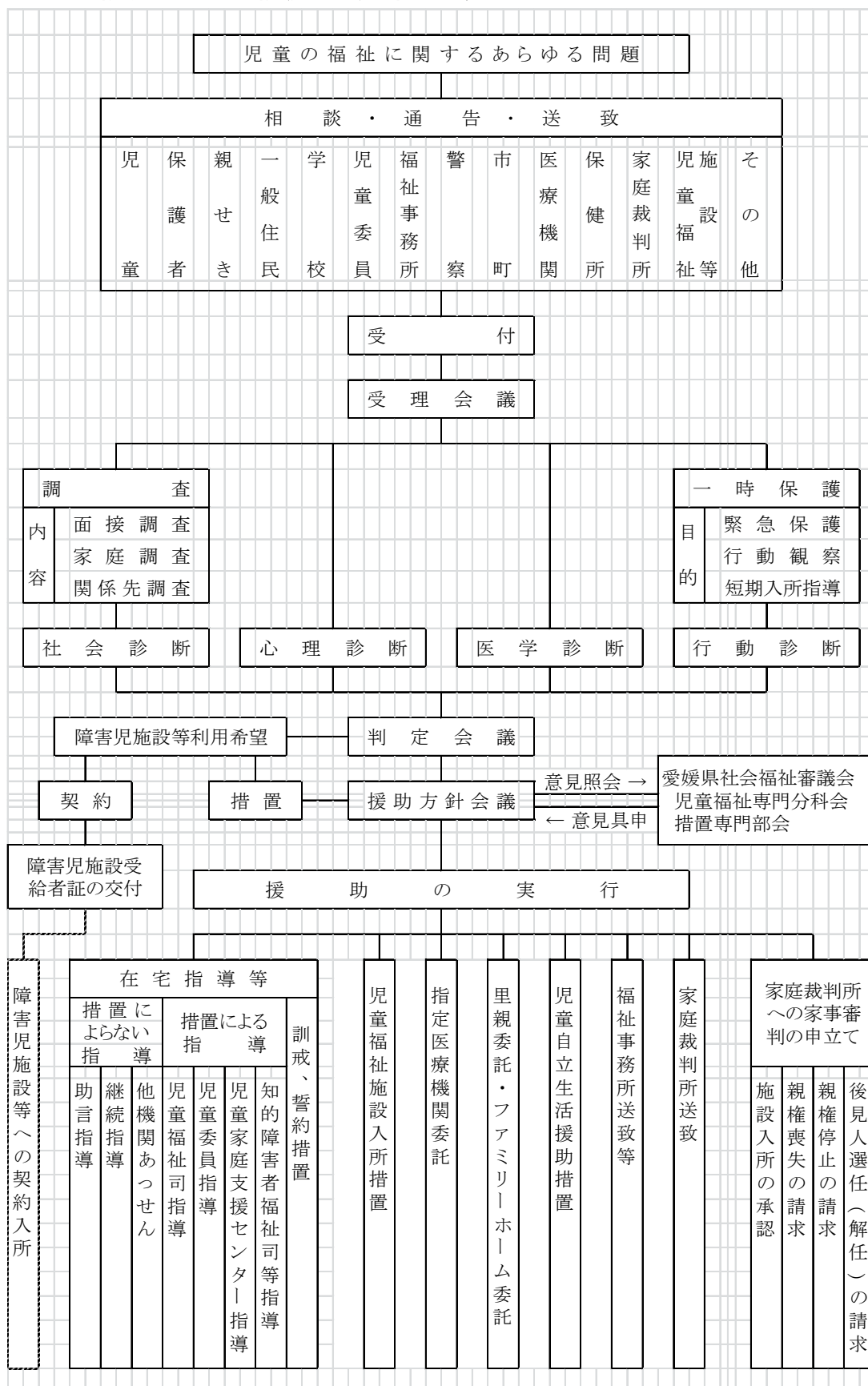
子ども虐待等により、保護者に子どもを監護させることが、著しく子どもの福祉を害する状態であるにもかかわらず、保護者〔親権者〕が施設入所等に同意しない場合、家庭裁判所の承認を得たうえで施設入所等措置を行います。

エ 児童相談所における相談援助活動の体系、展開

児童相談所に相談・通告・送致された場合、児童相談所では、下記の対応を行います。

- ① 児童相談所に相談・通告・送致された場合、児童相談所は受理会議を行い、組織として対応します。（夜間、休日や緊急対応が必要と考えられる場合は、電話等による協議）
- ② 虐待で緊急性が高いと判断された場合には早急に虐待の事実を確認し緊急一時保護を行います。なお、一時保護は原則として一時保護所にて行いますが、子どもの状態に応じて、乳児院、児童養護施設、障がい児施設、里親、医療機関等に一時保護委託を行うことがあります。
- ③ 緊急性が低いと判断された場合、また虐待以外の相談においても、必要に応じて一時保護を行うこともあります。
- ④ 児童相談所で受理した相談については、児童福祉司の調査に基づく社会診断、児童心理司による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の職員による行動診断等をもとに総合診断（判定）をして個々の子どもに対する支援の方法等を検討します。
- ⑤ 施設入所や里親委託が適当と判断された場合、保護者の同意を得て、施設入所措置や里親委託を行います。
- ⑥ 一時保護中の子どもで、保護者の意に反して、施設入所、里親委託が適当と判断された場合には、家庭裁判所に対して児童福祉法第28条に基づく施設入所承認の申立てを行います。
- ⑦ 保護者の親権行使が困難、不適當で、子どもの利益を害するときには、その程度と必要性に応じて、家庭裁判所に対して親権喪失や親権停止、管理権喪失の審判を申し立てることがあります。
- ⑧ 施設入所や里親委託の後も、児童相談所は施設職員や里親等と一緒に子どもの支援を行っていきます。
- ⑨ 在宅支援が適当と判断された場合または施設入所後に家庭関係の調整や家庭環境の変化等によって家庭復帰となった場合には、児童相談所と関係機関、地域が連携して支援を行っていきます。

○児童相談所における相談援助活動の体系・展開

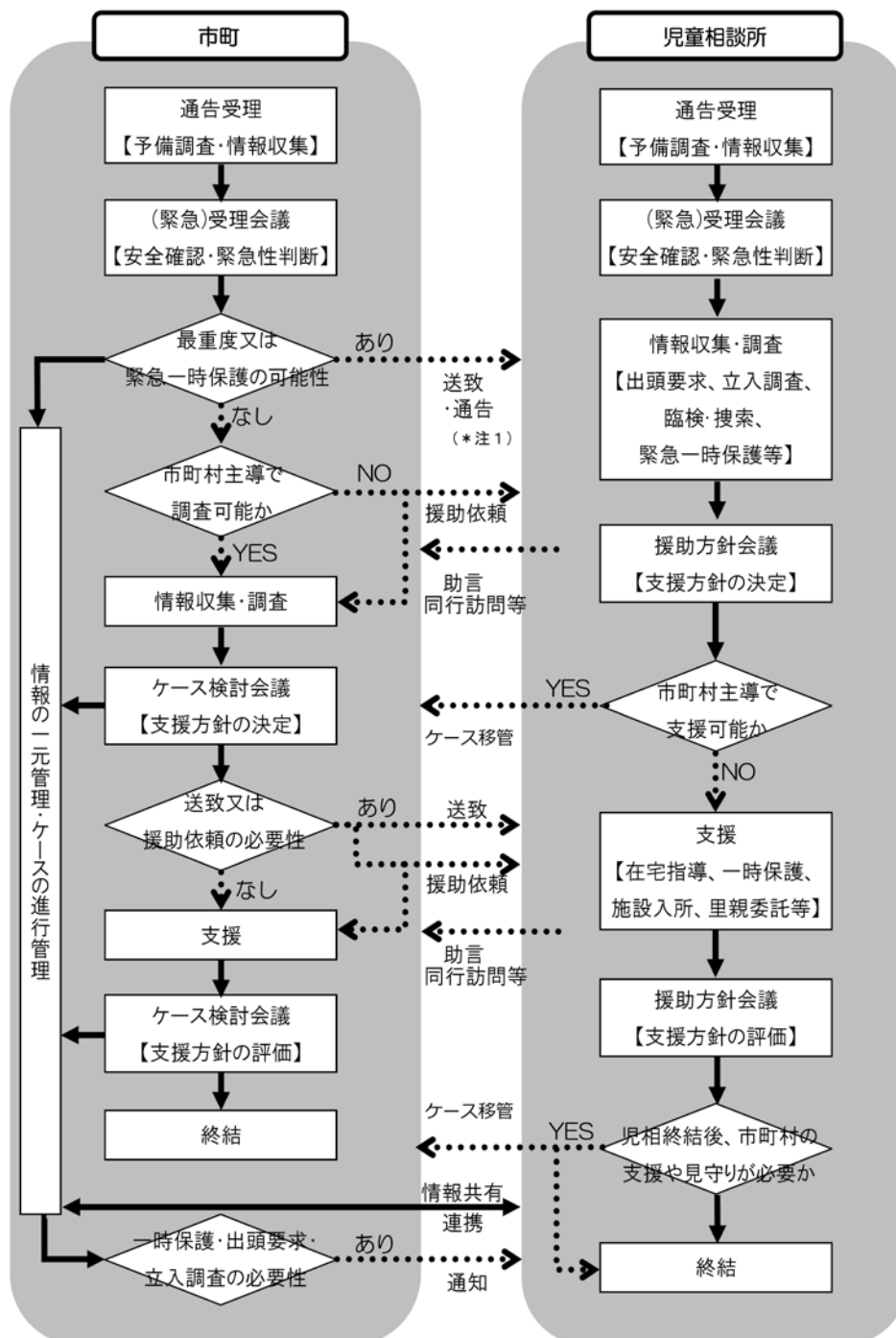


(2) 連携と役割分担

ア 虐待通告への対応

市町と児童相談所の連携、役割分担を虐待通告対応のフローチャートで示すと次のようになります。

《子ども虐待事例対応フローチャート》



(*注1) 緊急受理会議で安全確認、緊急性を判断し、緊急度や重症度が高く、立入調査や一時保護等の子どもの安全確保が必要と想定される場合には、児童相談所への送致・通告を行います。送致・通告の際には、児童相談所と十分に協議します。

イ 在宅支援ケースにおける連携と役割分担

要対協の管理するケースは、ほとんどが在宅で支援するケースとなります。在宅支援では、子どもが所属する保育所や学校の協力や、市町の身近な社会資源等、複数の関係機関が関わるが多いため、支援の充実のためには、ケースに即して主担当機関を明確にし、児童相談所と市町（要対協）とのそれぞれの役割に沿った連携をすることが必要不可欠です。

その中で、市町及び児童相談所の役割を例示すると次のようなものが挙げられます。

○市町の役割

①通告を受けた際の情報収集や安全確認

②発生予防と早期対応

子どもと家庭に身近な行政機関であるという利点を生かして、発生予防、未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

③子育て支援

比較的軽微なケースについては、一般の子育て支援サービス等の身近な各種資源を活用するなど、市町が中心となって対応します。

④施設入所ケースへの支援

里親委託や施設入所ケースについて、退所した後、子どもが地域に戻って安定した生活を継続できるよう、受け入れ体制を整えておきます。退所が近づいた段階では、要対協の個別ケース検討会議を開催し、協議しておくことが望ましい。

⑤保護が必要なケースへの支援

市町が自ら対応していたが、行政権限の発動を伴うような対応が必要となったケースや、通告を受けた重篤なケースに関しては、児童相談所への送致や通知を時宜にかなった形で行い、また、必要に応じて援助を求めます。

⑥他部門との連携

住民の生活状況を把握できる行政部門によって、家庭内が著しく乱れている等の養育環境に問題のある世帯が把握された場合には、福祉部局の積極的関与が必要となるので、日頃からそれらの部門と密接に連携を図っておきます。

○児童相談所の役割

①行政権限の発動

立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要と判断されて、市町から送致や援助依頼、通知を受けた場合には、正面から受け止めて適切に対応します。

②市町からの情報提供への対応

市町として対応や判断に迷うことがあるなどの理由から児童相談所に連絡してきたり、一時保護等が必要とまでは考えていないが、今後の連携を目的として、事例の概

要を連絡してくることがあります。このような場合、児童相談所は、市町からの連絡内容を十分吟味し、常に主体的に判断するよう心がけます。

③保育の実施の通知

児童虐待防止法第 13 条の 2 により、市町は、保育所に入所する子どもを選考する場合には、子どもの虐待防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならないとされていることに留意し、保育の実施が必要な子どもについては、これを市町に通知します。

④養育支援訪問事業の実施の通知

子どもを養育している家庭が、要支援家庭（例えば、出産後間もない時期の養育者が、育児ストレス等の問題によって子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、又は虐待のおそれやリスクを抱える家庭等）として養育支援の必要性が認められる場合には、養育支援訪問事業の活用について、市町に通知します。

○主担当機関と支援機関

- ・主担当機関とは、ケースの支援のマネジメント（ケースのアセスメント、支援計画の策定と支援の実施などの支援全体の推進・調整）に関する責任を担う機関のことです。主担当機関は、各ケースの状況や緊急度に応じて、市町か児童相談所のどちらかが担います。
- ・支援機関とは、要対協における、市町の各部局・機関、児童相談所、福祉事務所、保健所、保育所、学校、医療機関などの構成員のうち、個々のケースを直接的・間接的に支援している機関をいいます。特に、直接支援の中心的な機関（複数の機関の場合もあります）を「主たる支援機関」といいます。

○主担当機関の明確化

虐待事例への対応漏れを防ぐとともに、状況が変化した場合等に円滑にケースを移管できるよう、児童相談所と市町のどちらが主担当であるかについて、明確にしておき、切れ目のない支援を行うことが大切です。

そのためには、個別ケース検討会議や実務者会議において、主担当機関を常に確認して明確にしておくようにします。

ウ 主担当機関の変更等における連携

ケースが移管され、主担当機関が変更になるのは、市町から児童相談所への「送致・通告」と、児童相談所から市町への「ケース移管」の二通りが考えられます。

1 送致、通告、ケース移管

① 送致（児童虐待防止法第8条）

「送致」は、ケースの所管を市町から児童相談所へ移す手続きです。

市町から児童相談所に送致する基本的ケース

- ・ 立入調査や一時保護、施設入所等の行政措置対応が必要と考えられるケース（送致にあたり市町は、その意見や理由を送致書に記載する）
- ・ 子どもに関する専門的判定や専門的ケアが必要と考えられるケース
- ・ 虐待の保護者指導などの専門的対応が必要と考えられるケース

○市町から児童相談所に送致する場合

市町は、個別ケース検討会議等において、ケースの緊急度・重症度から、市町が自ら対応することが困難と判断した場合（立入調査、一時保護等が必要と認めるケースなど）は、児童相談所に送致します。送致にあたっては、児童相談所と十分に協議を行います。組織としての判断や対応を明確にし、児童相談所と市町とのやりとりのなかでケースが隙間に落ちることを防ぐため、「虐待相談・通告受付票」（様式 1 P.122）や児童記録票等を添付した「送致書」（様式 13 P.137）を児童相談所に送付します。

緊急度・重症度が高いと判断した場合は、早急に、口頭（電話や来所）により送致することとし、後日「送致書」を送付することでも構いません。（送致日は電話や来所をした日にち）この場合にも、できるだけ市町と児童相談所が十分に協議を行うため、対面による送致に努めます。

② 児童相談所への通告

虐待通告受理後の調査、（緊急）受理会議で、子どもの一時保護が必要であるような緊急性を伴うケースについては、児童相談所に通告します。通告は、「虐待相談・通告受付票」や児童記録票等を添付した「通告書」（様式 2 P.124）で行いますが、口頭（電話や来所）により行い、後日「通告書」を送付することでも構いません。

通告の場合、事前に市町や要対協としての判断、方針決定の理由等について、児童相談所と協議してください。

③ 市町へのケース移管

児童相談所から市町にケース移管するケース

- ・ 地域が主体となった支援が適切なケース

○児童相談所から市町にケース移管する場合

児童相談所は、援助方針会議などで、児童相談所の援助を終結するケースで、今後も市町の支援や見守りが必要だと判断する場合には、市町にケース移管します。子どもが施設や里親等の社会的養護から家庭引取りとなるケースについても、基本的には市町にケース移管して、地域での支援や見守りを一定期間継続することとなります。ケース移管手続きは、「虐待相談・通告受付票」や児童記録票等を添付した「ケース移管通知書」（様式 14 P.139）を市町に送付することで行います。ケース移管する必要があるときも、児童相談所の関わりが終了したことを市町に情報提供します。

いずれの場合も、事前に市町と十分に協議しておくことが必要です。

なお、市町は、移管されたケースを要対協の管理ケースにするなどして、一定期間は管理することになります。

2 援助依頼

「援助依頼」は「送致」を行うほどの状況ではないものの、市町のみでの対応や判断に不安を感じ、児童相談所に助言や同行調査・同行訪問等を依頼したいときに行うものです。これにより、主担当機関が移ることはありません。

○援助依頼の手続き

市町は、児童相談所の助言等を求めることが適当と判断した場合には、「虐待相談・通告受付票」や児童記録票等を添付した「要保護児童等の援助依頼書」（様式 15 P.140）で児童相談所に依頼します。緊急対応を必要とする場合は、口頭（電話や来所）により援助依頼し、文書は後日送付します。（依頼日は電話や来所を受けた日にち）

3 通知

① 送致後等児童相談所が主担当になっている場合の通知（児童虐待防止法第8条）

- ・市町から児童相談所に送致し、児童相談所が主担当になっている場合でも、市町が、そのケースに立入調査や出頭要求、一時保護の必要があると認めたときは、児童相談所に対して通知をすることができます。

- ・この通知は、市町が児童相談所へ追加情報を提供するための手段であり、文書（「児童相談所の対応について（通知）」（様式 16 P.141））もしくは口頭により行います。対応については、通知を受けた児童相談所が判断します。

なお、これにより主担当機関は移りません。

② 児童相談所から市町への通知（児童福祉法第 26 条）

児童相談所は、養育支援の必要性を認めるケース等については、保育の実施及び子育て短期支援事業や養育支援訪問事業の活用について、市町に通知することにより、適切な対応を促すことができます。この通知は市町への追加情報を提供するための手段であり、「保育所、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業等の利用通知書」（様式 17 P.142）により行います。

（３）児童相談所から要対協への技術的支援

ア 要対協への助言指導等の技術的援助

- ・ 要対協が対応しているケースにおいて、各種診断を要するような専門性を問われる場合は、児童相談所がスーパーバイザーとなり、ケースの主たる支援機関の職員、要対協の構成員等に助言指導を行います。
- ・ 要対協が開催する個別ケース検討会議や実務者会議では、児童相談所も同席し、ケースの進行管理に関する助言を行います。
- ・ 児童相談所には、法律上の問題等について、専門的立場からの助言や支援を得て、的確な相談援助業務を行うために、弁護士に相談できる体制が整えられていますので、法的な助言が必要なケースについては適宜相談してください。

イ 児童支援コーディネーターによる支援

- ・ 愛媛県福祉総合支援センターには、市町支援のための児童支援コーディネーターを配置しています。児童支援コーディネーターは、要対協の調整機関の担当者に対し、個々のケースの進行管理やアセスメントなどの事例コンサルテーション、会議開催等の要対協の運営についての必要な助言や相談等の管理的コンサルテーションを行ったり、市町担当職員に対する研修や研修の企画・運営の支援を行っています。要対協からの希望があれば、適宜訪問するなどして対応していますので、ご活用ください。

２ その他の関係機関との連携

「子ども虐待に効果的に対応するには、単一の機関の働きでは限界があり、複数の機関が有機的に連携して取り組まなければならない。これを可能とするためには、顔と顔とがつながった関係機関相互のネットワークを構築しておく必要がある」と言われており、つながりを持った面としての支援が子ども虐待対応においては重要です。

ここでは、要対協を構成する主な関係機関の機能と役割、連携の留意点について説明します。

(1) 保健所、市町保健センターの母子保健部門

- ・母子保健等の保健サービスは、保健所と市町保健センターを中心に提供されています。保健サービス機関には必ず保健師がおり、医学的知識を持っている専門職として保健師との連携が重要です。
- ・母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、新生児訪問指導、1歳6か月児及び3歳児健康診査、乳幼児健康診査、妊産婦訪問指導、未熟児訪問指導、さらに予防接種法に基づいた予防接種など、母子保健に関わるほとんどの事業を市町が実施しており、市町の保健師等は妊産婦や乳幼児と直接会って健康に関する情報を得ているため、市町児童相談担当や児童相談所とは違う視点による情報を把握しています。このように母子保健部門は、数多くの母子保健事業を通じて、虐待が疑われる事例を把握することが少なくありません。日頃から市町保健センター等の母子保健部門と密に連携を図っておくことで、早期対応が可能となるとともに、対応の幅も広げることができます。

ア 妊婦への支援

- ・育児不安を抱くことが予測される妊婦の早期把握と早期支援は重要であり、妊婦に対する母子保健事業は、虐待を未然に防ぐ役割を期待できるものです。市町の母子保健部門では、妊娠届の機会を活用し、妊婦への保健指導等が行われています。保健部門において特定妊婦と判断した場合には、速やかに要対協のケースとして協議し、個別ケース検討会議を開催するなどして、進行管理を行うことが必要です。

イ 新生児訪問・乳児訪問

- ・新生児訪問・乳児訪問は、母子保健の観点から家庭に入り込んで母子の心身の健康状態を把握することができる貴重な機会です。一方、市町の乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、養育不安がある母親を把握して支援につなぐ重要な機会です。訪問を拒んだり、子どもに会えない事例については、要支援家庭として要対協において協議するなど、次の支援につなぐ必要があります。また訪問を通じて把握された要支援家庭は、市町の養育支援訪問事業につなぐなどして、継続的に支援することも大切です。

ウ 乳幼児健康診査

- ・主な乳幼児健康診査としては、3～4か月児、1歳6か月児、3才児健康診査があります。乳幼児健康診査は大多数の母子が利用することから、利用者の中から虐待の発見や虐待リスクの高い親子を把握し虐待予防の支援を行うことができます。また、健康診査を利用しない、あるいは利用できない子どもの中に被虐待児や虐待リスクが高い子どもがいることから、母子保健部門と市町児童福祉部門が連携して未受診者の状況を把握することが重要です。

- ・未受診の場合は訪問等で状況を確認し、それでも確認できない場合には虐待の可能性がある事例として、要対協で対応を協議し、必ず安全確認をする必要があります。要対協で情報収集を行っても実態が把握できない場合や虐待が疑われる場合で、児童相談所の対応が必要と考えられる場合には、児童相談所に対応を求めます。児童相談所は、出頭要求や臨検・搜索等の活用を含めて、子どもの安全確認・安全確保のための対応を実施します。

(2) 福祉事務所（家庭児童相談室）

- ・福祉事務所は、生活保護、子ども家庭、高齢者、障害者等地域住民の福祉を図るための第一線機関として、県及び市が設置義務を負い（町は任意設置）、生活保護の実施や様々な手当、制度の窓口で、母子生活支援施設や助産施設への入所措置権限を有しています。
- ・また、福祉事務所には、子ども家庭の福祉に関する相談や指導業務の充実強化を図るため、家庭児童相談室が設置されており、地域に密着した相談・援助機関として主に比較的軽易な相談を担当し、社会福祉主事と家庭相談員が相談に応じ援助することとされています。
- ・市町や児童相談所が関わる事例には、福祉事務所の支援メニューを導入することで家庭環境の改善が可能な場合が多くあります。特に生活保護を受給している家庭については、福祉事務所と綿密に情報を共有し、協働で支援したり、適切に役割分担します。

(3) 民生・児童委員、主任児童委員

- ・民生委員及び児童委員は厚生労働大臣の委嘱を受けた民間のボランティアで、地域住民の立場から身近な相談支援者として活動しています。
- ・地域での子どもの状況把握に努め、要保護児童等を発見した場合は、関係機関と連携して家庭に対する援助活動を行います。
- ・主任児童委員は児童委員の中から選ばれ、児童福祉に関することを専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連携づくりに努め、援助活動を行います。

○市町と児童委員との連携

- ・市町は、自らが開催する子ども家庭相談援助活動に関する研修などに児童委員の参加を求めたり、地域における児童委員の協議会等へ積極的に出席し情報交換を密にするなど、協力関係を築くことに努めます。
- ・市町が児童委員の協力を得る場合には、主任児童委員をはじめ、問題解決に最適と考えられる方法を検討します。このため、定期的に（主任）児童委員との連絡会議を開く等の方法により常に連携を図り、地域の子ども・家庭の実情把握に努めます。

- ・地域における児童健全育成活動や啓発活動を実施する場合には、(主任)児童委員に情報提供し、協力を求めることも考えられます。

(4) 学校

- ・子どもと日常的に接している学校では、学習や学級活動などの場面で子どものわずかな変化にも気づく機会が多く、また保護者や家族の抱える問題にも知りうる機会が多いことから要保護児童等を早期に発見することができます。
- ・学校が要保護児童等を発見した場合は、関係機関と連携して援助活動を行います。
- ・子どもの心理的安定を図るためにスクールカウンセラーによるカウンセリングを行います。
- ・家族に対する助言、指導を行います。

(5) 幼稚園、保育所

- ・子どもと日常的に接している幼稚園・保育所では、子どものわずかな変化にも気づく機会が多く、また送迎の際に家族と接触する機会も多いことから要保護児童等の早期発見を行うことができます。
- ・要保護児童等を発見した場合は、関係機関と連携して援助活動を行います。
- ・子どもが安心して過ごせる場所として、子どもの心身の発達を促します。
- ・育児に関するプロとして家族への助言、指導を行います。
- ・延長保育、一時保育、休日保育等の子育て支援も行います。

○学校、幼稚園、保育所との連携にあたっての留意事項

- ・子どもの虐待は、多くの場合、教職員や保育士によって子どもの外傷や雰囲気、様子から発見されます。しかし、保護者は「子どもが悪いことをしたので叱った」と言い張ったり、また教職員等も虐待する現場を見ることはほとんどないため、伝聞・推測情報が中心になり、現場では、「どこまでが虐待か」「保護者との関係がこじれる」などの迷いが生じます。

しかし、「虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人の目から見れば主観的に子ども虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じることとなるので、虐待が疑われる場合には通告する義務があることを繰り返し周知していくことが重要です。

- ・虐待の危険度が低く、保護者にも虐待の自覚があり自ら援助を求めるような場合には、在宅のまま子どもが所属集団に通ってきます。このような在宅援助中の連携（モニター）については、日常的な援助と緊急時の通告役を担う保育所、学校等の役割はきわめて重要です。そこで、保育所、学校等に以下のような援助を行い、連携を強める必

要があります。

- ア. 日常における細かい対応についてのスーパーバイズ
- イ. 事例に応じ数か月ごとに要対協を活用した個別ケース検討会議の開催
- ウ. 何かあれば、市町や児童相談所が対応するという姿勢
- エ. モニターを任された機関や人の不安な心理に対する理解

（６）警察署

- ・少年非行や犯罪被害その他少年の健全育成に関する相談活動、子ども虐待についての通告・支援活動、虐待者の検挙、家出少年の捜索願の受理及びその手配・発見・保護や街頭補導等の非行防止活動等を行っています。
- ・要保護児童を発見した場合は、市や児童相談所に通告（緊急性、専門性の高いと判断した場合は児童相談所）し、子どもの早期保護を図ります。
- ・事案によっては犯罪事件として捜査を行い、非行少年や虐待者、DV被疑者の検挙を行います。

○連携にあたっての留意事項

- ・必要時に有効な連携を行うため、市町は日常的に警察と情報交換や意思疎通を図り、顔の見える関係を作っておくことが重要です。そのため、市町では、要対協の構成員として警察の参画を求め、実務者会議や個別ケース検討会議等において意見交換等を積極的に行うことが必要です。

（７）医療機関

- ・医療機関は、妊産婦や子ども、養育者の心身の問題に対応することにより、要保護児童等やその家庭を把握しやすい立場にあります。子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応のためには、医療機関と積極的に連携することが重要です。
- ・要対協の構成機関として、医師会、歯科医師会、助産師会などの団体や、医療機関が参加することが期待されます。医療機関の参加により、市町、児童相談所、歯科・小児科・産婦人科・精神科等の医療機関、教育機関や警察等の専門職同士が合同で方針を確認し合う、多機関連携体制を確立できます。これにより、虐待ケースに対して多面的な総合的判断ができ、判断の精度が向上することが期待できます。

（８）児童福祉施設（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等）

- ・児童養護施設、乳児院は、児童相談所の措置により、保護者のない子ども、虐待されている子ども、その他環境上養護を必要とする子どもを預かり、正しい知識と技術をもって養育にあたり、将来自立できるように支援します。
- ・子どもが安心して生活できる場所として、子どもが受けた心の傷を癒し、情緒の安定

に努めます。また、子どもの身体的及び精神的な成長・発達の援助に努めます。

- ・母子生活支援施設は、福祉事務所の措置により、配偶者のない女子、またはこれに準ずる事情にある女子で子どもを養育している者を預かり、直面する様々な課題に対して解決のための相談や支援を通して自立の促進を図ります。
- ・市町の子育て短期支援事業として、子どもを養育している保護者が疾病等の社会的事由によって家庭における子どもの養育が一時的に困難となった場合や、経済的その他の理由により緊急一時的に母子等の保護を要する場合にショートステイとしての利用ができる制度もあります。（利用期間は原則として7日以内）

（9）里親、ファミリーホーム

- ・里親制度は、保護者のない子どもや保護者に監護させることが適当でないと認められる子どもを児童相談所の委託により預かり、家庭的な温かい愛情と和やかな雰囲気の中で養育するものです。
- ・里親のうち多人数（5～6人）の子どもを預かる事業形態として、ファミリーホームがあります。

(参考1) 子ども虐待早期発見のために

1 早期発見と通告の義務

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、全ての人に、市町、児童相談所等関係機関に通告する義務が定められています。

「児童虐待を受けたと思われる児童」であり「児童虐待を受けた児童」ではないことに注意してください。虐待を受けたという確証を得る必要はありません。

児童福祉法

第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

児童虐待の防止等に関する法律

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

さらに、学校・児童福祉施設・病院など児童虐待を発見しやすい立場にある人や団体はより積極的な児童虐待の早期発見及び通告が義務付けられています。

児童虐待の防止等に関する法律

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

2 子ども虐待を見逃さないために

(1) 「不自然さ」こそ最も重要なサイン

不自然な傷・あざ

子どもはよくけがをしますが、不自然な傷・あざとは、遊んでいてけがをしないようなところにある傷・あざや、ちょっとした事故ではあり得ないような火傷といったものです。

このような傷・あざが多くあったり、頻繁に傷・あざができたりする場合は注意が必要です。

不自然な説明

これは虐待している大人にも、虐待を受けている子どもにもみられます。子どもの傷の原因について聞いても、傷の状況からあり得ない説明をしたり、話がころころ変わったりします。

子どもの方も、打ち明けたい気持ちと、打ち明けることへの不安が入り交じり、不自然な説明が多くなります。

不自然な表情

無表情であったり、変に大人の機嫌を取るような表情をしたり、ちょっとしたことでおびえるような表情をしたり、落ち着きなくキョロキョロして周囲をうかがうような表情をしたりします。

不自然な行動・関係

親が現れると急にそわそわしたり、初めての人にも馴れ馴れしくしたり、年齢にそぐわない言動をみせたりすることがあります。また、虐待している大人も、子どもの事を非常に心配していると言いながら子どもの様子に無頓着だったり、平気で子どもを一人にして遊びに行ってしまうなど、不自然な行動がみられることがあります。

(2) 早期発見のためのチェックリスト

次ページから、チェックリストが掲載されています。

冒頭部にある「注意書き」を読んでから使用してください。

早期発見のためのチェックリスト

子ども、親、家庭の様子について、それぞれ「緊急的な支援を要するもの」「虐待を疑わせるもの」「虐待の視点を持つ必要のあるもの」とし、チェック項目を示しています。「緊急的な支援を要するもの」については、特に注意を要する項目として児童相談所への通告を考慮して下さい。ここに示してある項目は、虐待以外の理由によっても起こりうるものも含まれていますが、虐待の原因、兆候であったり、虐待の影響として起こる可能性の高い事項なので、注意深く見守ってください。なお、本チェックリストは地域、学校、保健、医療などに共通する項目を示しています。

	項目	状況	内容（具体例）
子どもの様子	緊急的な支援を要するもの	☐ 保護を求めている	差し迫った事情が認められ、子ども自身が保護、救済を求めている
		☐ 不自然なケガ	複数新旧の傷やアザ、骨折、打撲傷、入院歴、乳幼児揺さぶられ症候群（※シェイクンベイベーシンドローム）
		☐ 低栄養を疑わせる症状	低身長、低体重（※－2SD以下）、栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否
		☐ 性的被害	性交、性行為の強要、妊娠、性感染症罹患
		☐ 自殺未遂	自殺を企てる、ほのめかす
		☐ 不自然な長期の欠席	長期間まったく確認できない状況にある
	虐待を疑わせるもの	☐ ケガを隠す行動	話をしない、一貫しない説明、脱衣の拒否、夏に長袖
		☐ 異常な食欲	給食などむさぼるように食べ、際限なくおかわりする、異食
		☐ 強い不安	衣類を着替える際など異常な不安を見せる
		☐ 突然の行動の変化	ボーッとしている、話をしなくなる、うつうつとする
		☐ 治癒しないケガ、虫歯	治療をしていないため治癒しない、治癒が不自然に遅い
		☐ 繰り返される症状	膀胱炎症状の反復、尿路感染や膣炎（性的虐待を疑う）
		☐ 繰り返される事故	不自然な事故が繰り返し起きている
		☐ 性的興味が高い	年齢不相応な性知識、自慰行為、他児の性器を触る、自分の性器を見せる
		☐ 過去の介入歴	複数の通告、相談歴、一時保護歴、施設入所歴、入院歴
		☐ 保護者への拒否感	おそれ、おびえ、不安を示す、大人に対しての執拗な警戒心
		☐ 抑制的な行動が強い	無表情、凍り付くような凝視
		☐ 恒常的な不衛生	不潔な衣服、異臭、シラミなどによる湿疹
	虐待の視点を持つ必要のあるもの	☐ 攻撃性が強い	いじめ、動物虐待、他児への暴力
		☐ 孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立する
		☐ 体調の不調を訴える	※不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの異常
		☐ 睡眠の障害	夜驚、悪夢、不眠、夜尿（学童期以降に発現する夜尿は要注意）
		☐ 不安	暗がりやトイレを怖がるようになる
		☐ 過度の甘え行動が強い	年齢不相応な幼稚さ、担任などを独占したがるなど、過度のスキンシップ
		☐ 丁寧すぎる態度	年齢不相応の言葉遣い、態度
		☐ 性的関心が高い	豊富な性知識、性体験の告白、セクシーな雰囲気
		☐ 性的逸脱	不特定多数を相手にした性交渉、性的暴力、性的いじめ
		☐ 精神的に不安定である	精神的、情緒的に不安定な言動がある
		☐ 反社会的な行動（非行）	深夜徘徊、喫煙、窃盗、シンナー吸引、不純異性交遊
		☐ 嘘が多い	繰り返し嘘をつく、空想的言動が増える
		☐ 保護者の態度を窺う様子	親の顔色を窺う、意図を察知して行動、親と離れると笑顔を見せる

※ 「乳幼児揺さぶられ症候群」（シェイクンベイベーシンドローム） 脳の成長が未成熟な乳幼児を激しく揺さぶり、衝撃を与え、頭蓋内出血や脳の断裂を起こすこと

※ 「－2SD以下」 標準成長曲線に示される値（SD＝標準偏差）－2SDは出現率2.3%の低い値

※ 「不定愁訴」 体のあらゆる部分のだるさ、気持ち悪さなど、違和感の持続的訴え。家庭の不和、悩みなどの心理的要因が背景にある場合がある

親（保護者）の様子	緊急的な支援を要するもの	☐ 子どもの保護を求めている	差し迫った事情が認められ、子どもの緊急の保護を求めている
		☐ 生命に危険な行為	頭部打撃、顔面打撃、首締め、シェイキング、道具を使った体罰、逆さづり、戸外放置、溺れさせる
		☐ 性的虐待	性器挿入に至らない性的虐待も含む
		☐ 養育拒否の言動	「殺してしまいそう」「叩くのを止められない」など差し迫った訴え
		☐ 医療ネグレクト	診察、治療が必要だが受診しない、個人的な考えや信条などによる治療拒否
		☐ 放置	乳幼児を家に置き外出、車内に置き去りにする
		☐ 養育能力の著しい不足	著しく不適切な生活状況となっている
		☐ 子どもを監禁	継続的な拘束、監禁、登校禁止
		☐ 虐待の認識、自覚なし	しつけとして行っていると主張し、罪障感がない
		☐ 子どものケガの不自然な説明	一貫しない説明、症状との明らかな食い違い、詐病（※代理によるミュンヒハウゼン症候群）
	虐待を疑わせるもの	☐ 偏った養育方針（しつけ）	体罰の正当化、非常識な養育観
		☐ 子どもへの過度の要求	理想の押しつけ、年齢不相応な要求
		☐ 育児への拒否的な言動	「かわいくない」「憎い」差別的言動
		☐ DVがある	激しい夫婦間暴力の繰り返し認められる
		☐ 子どもへの愚弄（くろう）	繰り返し自分の子どもを愚弄する
		☐ きょうだいとの差別	きょうだいに対しての差別的言動、特定の子どもの拒否
		☐ 必要な支援の拒否	保護者自身の治療拒否、必要な社会資源の活用拒否
	虐待の視点を持つ必要のあるもの	☐ 精神状態	うつ的、不安定、妊娠・出産のストレス、育児ノイローゼ
		☐ 性格的問題	一方的被害感、偏った思いこみ、衝動的、未熟である
		☐ 攻撃性が強い	一方的な学校などへの非難、脅迫行為、他児の親との対立
		☐ 交流の拒否	行事などの不参加、連絡をとることが困難
		☐ アルコール、薬物等の問題	現在常用している、過去に経験がある、依存
家庭の様子	緊急的な支援を要するもの	☐ ライフラインの停止等	食事が取れない、電気、水道、ガスが止まっている
		☐ 異常な音や声	助けを求める悲鳴、叫び
		☐ 家族が現認できない	家庭の状況が全くわからない
	虐待を疑わせるもの	☐ 継続的な夫婦間の問題	日常的な夫婦間の口論、言い争い
		☐ 不衛生	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物
		☐ 経済的な困窮	頻繁な借金の取り立て
		☐ 確認できない長期の不在	原因不明の長期の留守、夜逃げ
	虐待の視点を持つ必要のあるもの	☐ 近隣からの孤立・非難	近隣との付き合いを拒否、非難される
		☐ 家族間の暴力、不和	家族、同居者間に暴力、不和がある
		☐ 頻繁な転居	理由のわからない頻繁な転居
		☐ 関係機関に拒否的	特に理由もなく関わりを拒む
		☐ 子どもを守る人の不在	日常的に子どもを守る人がいない
		☐ 生活リズムの乱れ	昼夜の逆転など生活リズムが乱れている
その他	虐待のリスクを高める要因	☐ 乳幼児	就学前の幼い子ども
		☐ 子どもの育てにくさ	子どもの生来の気質などの育てにくさ
		☐ 子どもの問題行動	諸々の問題行動（盗み、虚言、自傷など）
		☐ 生育上の問題	発達や発育の遅れ、未熟児、障害、慢性疾患
		☐ 複雑な家族構成	親族外の同居人の存在、不安定な婚姻状況
		☐ きょうだいが著しく多い	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
		☐ 保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかった思い、何らかの心的外傷を抱えている
		☐ 養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足
		☐ 養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない
		☐ 望まない妊娠、出産	予期しない、不本意な妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
		☐ 若年の妊娠、出産	10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産

※「代理によるミュンヒハウゼン症候群」 子どもに不必要な、あるいは有害な薬などを飲ませて、子どもに不自然な症状を頻回に出現させる

(参考2) アセスメントツール

従来のリスク・アセスメント表は、子どもの安全を保証するために、家族の欠陥の精査をすることに重点が置かれており、リスクだけで家族を評価していくことが家族との対立関係を助長して、虐待対応の目的である「子どもにとって安全な養育」を達成することが難しくなるという問題がありました。

家族と対立するのではなく、家族と協働して、子どもの危険と安全について話し合い、アセスメントとプランニングのプロセスに、子ども、親、家族をしっかりと巻き込むときに、子どもの安全が長期にわたって強化されます。

ここでは、このような目的で開発されたアセスメントツールとして、「安全パートナーリング (Partnering For Safety, PFS) のアセスメントとプランニングの枠組みシート」と「三つの家」の二つのツールを紹介します。

1 安全パートナーリング (Partnering For Safety, PFS) のアセスメントとプランニングの枠組みシート

(※このツールの利用にあたっては、ソニア・パーカー (Sonja Parker) 著 「安全パートナーリングのアセスメントとプランニングの枠組み：家族と共働して包括的な児童保護リスクアセスメントとプランニングをするために、安全パートナーリングをどう使うか」 (“Partnering for Safety” Assessment and Planning Framework: A detailed exploration of how to use the PFS framework to undertake comprehensive child protection risk assessment and planning in collaboration with families, 2012, SP Consultancy, 井上直美・井上薫訳 安全パートナーリング研究会) を参照してください。冊子の入手先は、英語版 www.spconsultancy.com.au 日本語版 pfsdeouen@gmail.com です。以下の記述は、著者、訳者からの許可を得て、この冊子から一部改変して引用、要約しています。

また、「子ども・家族・援助者のパートナーシップ研究会」(代表：井上直美) では、このツールについての実践者向けの研修会を開催していますので、それに参加するなどして理解を深めることができます。)

安全パートナーリング (Partnering For Safety, 以下 PFS と略す) は、オーストラリアの児童保護のコンサルタント ソニア・パーカーとアメリカのソーシャルワーカー、家族療法家 フリップ・デクターによって開発されたツールです。

このツールは、子ども、家族、家族のネットワークと協働して行う包括的なアセスメントとプランニングの枠組みを中心に組み立てられており、通告ケースを次の4つの鍵となる問いかけで整理することから始めます。

(1) 4つの鍵となる問いかけ

1. 私たちが心配になるようなどんなことが家族に起きたのか／起きているのか？ (こ

れまでの危害、難しくしている要因)

2. 家族の中でうまくいっていることは何か？(保護的な行動、強み)
3. 安全の判断：(安全のものさし【0-10 のものさし】で、この時点で、家族のもとでは子どもはどれくらい安全か?)
4. 何が起きる必要があるか？(今後の危険、安全ゴール、次のステップの特定)

この4つの問いかけは、P F Sの神髄であるリスクアセスメントとプランニングのプロセスの土台になります。4つの問いかけすべてに答えることで、心配なこと（リスク）とうまくいっていること（強み）の両方に焦点を当てたバランスの取れたアセスメントになり、アセスメントとプランニングのプロセスの一部として安全の判断が明らかになり、アセスメントから子どもの今後の安全づくりに向かうことに集中して取り組めます。

(2) P F Sの枠組みシートの使い方

P F Sの枠組みシートは、通告されたケースの初期情報をバランスよくアセスメントして、何が分かっているかが分かっていないかや、安全の判断を明確にして、子どもの今後の安全づくりにつながる次のステップを導き出すのに有用です。

また、枠組みシートは、緊急受理会議や個別ケース検討会議でホワイトボードに情報をカテゴリーごとに書き出してマッピングしながら、話し合いを行うこともできます。

枠組みシートは、子ども、家族、家族のネットワークと協働してアセスメントとプランニングが行えるようにデザインされています。枠組みを家族に使うのは、継続的でダイナミックなプロセスであり、実践の場では、次のように使っていきます。

①通告されたケースの初期情報に基づいて（新規ケース）、あるいはケースファイルに入っている情報に基づいて（継続ケース）、家族に起きていることに関する児童相談機関の初期評価をマッピングします。

②子どもの安全と健康に関わることで、家族にこれまで何が起きて、今何が起きつつあるのかについて、子どもの生活に関わる重要な人々全員から新しい情報を集めます。

③誰（家族と専門職）にでも見せることができるように、その情報をP F Sの枠組みに随時更新しながら入れていきます。

④子どもに起きた危害、今後の危険を理解したうえで、子どもは今後安全だと誰もが安心できるために親は今後子どもの養育においてどんなことをしている必要があるか（安全ゴール）を、関わる人全員に聞きます。この安全ゴールが、家族と一緒に作る包括的で緻密な安全計画づくりに、焦点と方向性を与えることになります。

【P F S の枠組みシート】

安全パートナリングPARTNERING FOR SAFETYのアセスメントとプランニングの枠組み	
子ども、親、専門職、家族、ほかの重要人物を含む、子どもに身近な人々全員の見方を引き出して文書化する共働的なアセスメントとプランニングの枠組みです。この枠組みを個別または合同で使って人々の見方を引き出してから、一つに合体させてください。	
誰の見方が記録されるか	日付
マッピングの目的:	
心配していること WHAT ARE WE WORRIED ABOUT?	うまくいっていること WHAT'S WORKING WELL?
これまでの危害 Past Harm これまでに子どもがこの親の養育で傷や害を受けたときのこと	保護的な行動 Acts of Protection これまでに親が子どもを守れたときや、危害が起きるのを止めるために何かしたときのこと
難しくしている要因 Complicating Factors 家族が子どもを守るのをより難しくしている要因や児童相談機関と家族が協力するのをより難しくしている要因	強み Strengths 家族の生活にあることで、今後家族が子どもを守るのに役に立つようなこと
安全のものさし SafetyScale : 0-10のものさしで、10は児童相談機関が事例を終結できるほどの安全がある、0は子どもが家庭で暮らせるほどの安全が今はないとします。今の状況をどこにつけますか? (それぞれの人の点を下のものさしに付けてください)	
0	10
起きる必要があること: 今後の安全のための計画作り WHAT NEEDS TO HAPPEN?: PLANNING FOR FUTURE SAFETY	
今後の危険 Future Danger 今後子どもが危害を受け得ることで、親が子どもの養育でするかもしれない(しないかもしれない)と心配していることは何ですか?	安全ゴール Safety Goals 子どもをこの危険から守るために、今後の養育で親はどんなことをしますか? 児童相談機関は親にどんなことをしてもらいたいのですか? 児童相談機関は事例を終結する気になるまで、どれぐらいの間、親がこれをしているのを確認する必要がありますか?
今後の安全に向けての次のステップ Next Steps toward Future Safety この安全ゴールの達成に向けて、それぞれが取る必要がある次のステップについて、それぞれはどう考えますか?	
©2012SonjaParkerandPhilDecter 日本語訳 井上直美 「SignsofSafety」(Turnell&Edwards,1999&Turnell&Parker2009)、「MassachusettsSafetyMappingFramework」(Chin,Dector,MadsenandVogel,2010)より改変 Copyright2011SPConsultancy. 連絡先sonjapa@inet.net.au ブックレットの入手先: 英語版www.spconsultancy.com.au 日本語版pfsdeouen@gmail.com	

ここでは、初期情報の整理と評価のために、例えば、次のような通告事例について、この PFS のアセスメントとプランニングの枠組みシートでマッピングしてみます。

〔通告事例〕		虐待相談・通告受付票		様式 1
受理年月日		平成 ××年 5月 22日 (金) 午前(午後) 16時00分		
子ども	フリガナ氏名	愛媛 一郎 平成〇〇年 4月 23日生(6歳) 男・女 別属() 城山小4年() 続柄()		
	氏名	愛媛 太郎(えひめ たろう) 続柄(養父)		
保護者等	職業	会社員	パート	
	年齢	昭和××年〇月 〇日生(37歳)	昭和××年 △月 △日生(28歳)	
	住所	M市 R町 3-2-11 〇〇アパート 2F 201号	(電話 08×-123-123×)	
	携帯電話	090-123412××	090-987698××	
虐待内容		誰から 養父から。実母の話では、養父は怒りやすく、しつけに厳しい人との話がある。 いつから 5月7日に、左太ももにあざ。5月20日には、両頬にあざ。 頻度は 本児は、これまでも、よく養父に叩かれたことがあると言うが、学校では傷は確認していない。 どんなふうに ・5月7日に体育の着替え中に、本児の左太ももにあざがあるのを学担が見つけた。本児は「昨晚、養父から、ゲームばかりすると言われ、蹴られてきた。これまでもよく叩かれたり蹴られたりしたことがある」と言った。母親を呼んで事情を聞いたところ、「本児がいつまでもゲームをして宿題をしようとしないので、養父が怒って本児を蹴った」と。あざができるような暴力は虐待にあたるので養父を止めさせるように母に言ったが、母によれば、「養父は怒りやすく、しつけに厳しい。気に入らないことを言えば、すぐに怒りだすので怖い」との話。 ・その後注意して見ていたが、5月20日に、両頬にあざを作って登校してきた。本児は「養父に叩かれた。理由は分からない」と言う。その日の夜7時ごろに学担と教頭が家庭訪問し、在宅していた養父と話した。養父は「本児が食事中に肘をついていたので注意した。素直でないで手で顔を叩いた。しつけようと思ってやっている。学校が子どものしつけをしてくれるのか?」と言う。 ・本児の顔のあざは、今日はまだ青あざになって残っている。		
虐待の種類		(主◎ 従○ : ◎身体的 / 性的 / ネグレクト / 心理的)		
子どもの状況		・現在の居場所: 自宅 ・保育所等通園の状況: 毎日学校には登校している。遅刻、欠席もない。		
家庭の状況		・家庭内の協力者 無・有() ・家族以外の協力者 無・有() ・きょうだいの有無 無・有() (異父妹がいる。愛媛丸子 3歳 城山保育園) ・DV被害等 無・有()		
情報源と保護者の了解		・通告者は 実親に目撃している 悲鳴や音等を聞いて推測した ・通告者は 関係者() から聞いた ・保護者は この通告を(承知・拒否・知らせていない)		
通告者	氏名	城山小学校 教頭 〇〇		
	住所	電話		
	関係	家族・近隣知人・市福祉事務所・医療機関・警察・学校()		
	通告意図	子どもの保護・調査・相談		
調査協力		調査協力(諾 否) 当所からの連絡(諾 ・ 否)		

通告の初期情報を PFS の枠組みシートの各領域に分類してマッピングしていきます。

1 心配していることー私たちを心配させるようなどんなことが家族に起きたのか／起きつつあるのか？

これまでの危害

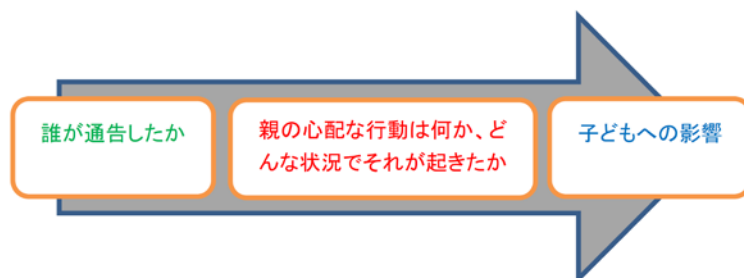
心配していること WHAT ARE WE WORRIED ABOUT?
これまでの危害 Past Harm これまでに子どもがこの親の養育で傷や害を受けたときのこと

【ポイント】

- ・子どもたちが危害を受けた時のことを記述する。
- ・「誰が連絡してきたのか」、「親のどんな行動が危害をもたらしたのか」、「親がどんな行動をしなかったことが危害につながったのか」、「どんな状況でその行動が出てきたのか」、「その行動が子どもにど

んな影響を与えたのか」を記述する。

- ・できるだけ具体的に書く（子どもを殴る、子どものいるところで親が片方の親を殴ったり怒鳴る、子どもは顔が腫れあがる怪我をした、子どもの体重増加がみられない等）



難しくしている要因

難しくしている要因 Complicating Factors
家族が子どもを守るのをより難しくしている要因や児童相談機関と家族が協力するのをより難しくしている要因

【ポイント】

- ・親が子どもを安全にするのを難しくさせている要因、あるいは今後の安全を達成するのをより難しくさせる問題を記述する。（薬物依存、精神疾患、貧困、孤立等）
- ・子どもへの危害を直接引き起こしていないことを挙げる。家族と援助者との対立など両者の協力を難しくさせる要因も入る。

- ・これまでに起きた危害と、状況をより難しくしている要因を区別して捉えることが重要。

2 うまくいっていることは何か？

「うまくいっていること」の情報から、今後の安全に関するアイデアが湧いてきます。また、資源（リソース）や力量（キャパシティ）というような、今後の安全を作るために家族が頼ることができる強みも教えてくれるので、この部分はとても重要です。

保護的な行動

保護的な行動 Acts of Protection これまでに親が子どもを守れたときや、危害が起きるのを止めるために何かしたときのこと
--

【ポイント】

- ・親が、何かした／何か決めた結果、起きるかもしれない危険に対して子どもが安全であった時のことを記述する。
- ・保護的な行動は、問題に対する「例外」であり、持続的な安全を作る材料になる。

・保護的な行動の記述は具体的である必要がある。親の行動や子どもへの影響を、「何が、どこで、いつ、どれくらいの頻度で、それが起きたか」など、細かいことが具体的に書かれることが重要。

強みの記述

強み Strengths 家族の生活にあることで、今後家族が子どもを守るのに役に立つようなこと
--

【ポイント】

- ・子どもの状況を良くしたり、家族が子どもを守るのに役立つようなことで、家族の中に起きていることや親の資源や力を、「心配していること」に関連付けて記述する。
- ・これまでに子どもの安全と健康につ

ながった、そしてこれからの子どもの安全と健康に役に立つかもしれない家族の属性、資源、能力を具体的に記述する。

3 安全のものさし

[illegible]

【ポイント】

- ・「子どもはどのくらい安全なのか？」という最も決定的な判断のスケール。
- ・家族に何も変化がなかったら、今の状況で子どものための安全はどれくらいあるのかという個人の判断を、0～10の数字を使って表す。
- ・ものさしのどこに数字がついたとしても、まったくかまわない。その人にその数字につけさせた、「うまくいっていること（強み、保護的な行動）」は何か？ 「心配なこと（危害、難しくしている要因）」は何か？ ものさしの上で1高くなるには、家族に何が起きることが必要か？ などと質問して、人々の見方をさらに話し合うことができる。

4 起きる必要があること：今後の安全のための計画作り

今後の危険の記述

今後の危険 Future Danger

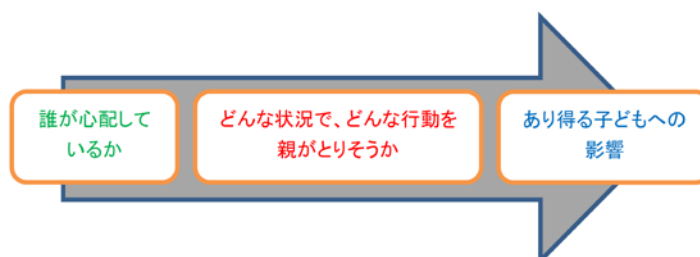
今後子どもが危害を受け得ることで、親が子どもの養育でするかもしれない(しないかもしれない)と心配していることは何ですか？

【ポイント】

- ・親が今後どんなことをして、あるいはどんなことをしないことが子どもへの危害につながるかもしれないと、私たちが心配していることを記述する。
- ・「これまでの危害」と「難しくして

いる要因」をよく検討することで、「今後の危険」が特定される。

- ・今後起きるかもしれないと心配している親の行動、つまり私たちが親に変えてと言っていくことになる行動を、はっきり書くことが重要。また、そういう行動が起きやすい状況について、及び子どもに与える心配な影響についてはっきり書くことも重要。



・危険の記述を書くときは、ワーカーが自分たちの見方を特定する危険の記述をまず書いて、それから家族やほかの重要な人々に質問して、その人たちの見方を引き出すやり方が役に立つ。

・家族、専門職の全員がすべての記述文に賛成しなければならないということではない。重要なのは、誰もが他の人の心配を理解し、その心配に対応することが児童保護の介入の目的であることを認識すること。

安全ゴール

安全ゴール Safety Goals

子どもをこの危険から守るために、今後の養育で親はどんなことをしますか？ 児童相談機関は親にどんなことをしてもらいたいですか？ 児童相談機関は事例を終結する気になるまで、どれぐらいの間親がこれをしているのを確認する必要がありますか？

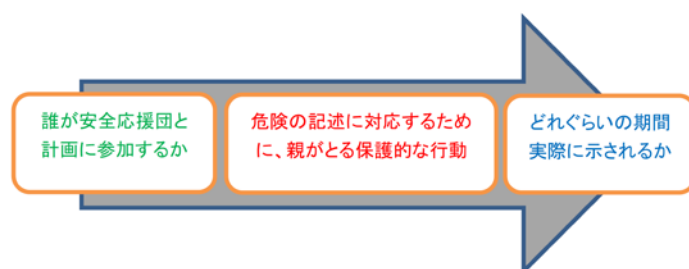
【ポイント】

・特定された「今後の危険」から子どもを守るために、親は子どもの養育に関して以前と違って何をしているのか、これを行動の形で（～していない、ではなく、～している）明確に記述する。

・「安全ゴール」は、「(今後の) 危険の記述」に直接対応するようにつくる。「危険の記述」では、子どもに危害をもたらし得る潜在的に危険な状況や親の行動・行為を特定し、「安全ゴール」では、今後その状況で起きるのを見たい、子どもの安全を確実にする親の保護的な行動を明らかにする。



・安全ゴールでは、今後の保護的な行動を特定すると同時に、「誰が安全応援団（支援者のグループ）と計画に参加するか」、誰もが安全を確信できるためには「どれぐらいの期間安全ゴールの達成が示される必要があるか」の二つの要素を入れる。



事例のケースについて、通告の初期情報をP F Sの枠組みでマッピングすると、例えば次のようになるでしょう。

安全パートナーリングPARTNERING FOR SAFETYのアセスメントとプランニングの枠組み	
子ども、親、専門職、家族、ほかの重要人物を含む、子どもに身近な人々全員の見方を引き出して文書化する共働的なアセスメントとプランニングの枠組みです。この枠組みを個別または合同で使って人々の見方を引き出してから、一つに合体させてください。	
誰の見方が記録されるか： M市の子育て支援課相談員の見方	
日付： H××. 5. 21	
マッピングの目的： 通告情報に基づく初期アセスメント	
心配していること WHAT ARE WE WORRIED ABOUT?	うまくいっていること WHAT'S WORKING WELL?
これまでの危害 Past Harm これまでに子どもがこの親の養育で傷や害を受けたときのこと ・《城山小からの情報》H××.5.7 体育の着替え中に本児の左太ももにあざがあるのを学担が見つけた。本児は、「昨晚、養父からゲームばかりするなど叱られ、蹴られた。これまでもよく叩かれたり蹴られたりしたことがある」と言った。 ・《城山小から》H××.5.20 左頬にあざ(紫色で大人の手の跡)を作って登校。本児は「養父に叩かれた。理由は分からない」と言った。学担と教頭が家庭訪問して養父に聞いたところ、「本児が食事中に肘をついていたので注意した。素直でないので手で顔を叩いた。しつけようと思ってやっている」と言った。母親は黙っていた。	保護的な行動 Acts of Protection これまでに親が子どもを守れたときや、危害が起きるのを止めるために何かしたときのこと ・母は、学校行事等への協力はよくしてくれている。学担との関係は良い。 ・母は、養父の本児への体罰は行き過ぎと思っており、養父を止めたいと思っているが、怖くて注意できないと言う。 ・本児は、毎日学校には登校しており、遅刻や欠席もない。
難しくしている要因 Complicating Factors 家族が子どもを守るのをより難しくしている要因や児童相談機関と家族が協力するのをより難しくしている要因 ・養父は、本児への体罰を「しつけ」だと主張しており、虐待の認識がない。 ・養父は、学校の訪問に拒否的。 ・母の考えはよく分からない。 ・母によれば、養父は怒りやすく、しつけに厳しい。気に入らないことを言えばすぐに怒り出すので怖い。DVがあるかどうかは不明。	強み Strengths 家族の生活にあることで、今後家族が子どもを守るのに役に立つようなこと ・母は、学校行事等への協力はよくしてくれている。学担との関係は良い。 ・母は、養父の本児への体罰は行き過ぎと思っており、養父を止めたいと思っているが、怖くて注意できないと言う。 ・本児は、毎日学校には登校しており、遅刻や欠席もない。
安全のもののさし Safety Scale : 0-10のもののさしで、10は児童相談機関が事例を終結できるほどの安全がある、0は子どもが家庭で暮らせるほどの安全が今はないとします。今の状況をどこにつけますか？(それぞれの人の点を下のもののさしに付けてください)	
0	10
2-3 (市の相談員)	
起きる必要があること: 今後の安全のための計画作り WHAT NEEDS TO HAPPEN?: PLANNING FOR FUTURE SAFETY	
今後の危険 Future Danger 今後子どもが危害を受け得ることで、親が子どもの養育でするかもしれない(しないかもしれない)と心配していることは何ですか？ ・《市の心配》養父からの体罰によるしつけがエスカレートして、本児が怪我をすることが多くなったり、大けがを負う心配がある。 ・《学校、市の心配》本児が家庭で体罰を受けることが当たり前になると、情緒不安定になり、学校で友達に乱暴なふるまいをすることにならないかと心配。	安全ゴール Safety Goals 子どもをこの危険から守るために、今後の養育で親はどんなことをしますか？児童相談機関は親にどんなことをしてもらいたいですか？児童相談機関は事例を終結する気になるまで、どれぐらいの間、親がこれをしているのを確認する必要がありますか？ ・養父が体罰によるしつけは虐待にあたるうえに、本児に与える悪い影響が大きいことに気づき、体罰を用いないしつけをするようになる。 ・母が養父の体罰を止めることができるようになる。その方法について、母と養父が率直に話し合うことができる。 ・養父と母は、体罰を用いない子育てについて、市や主任児童委員やその他の援助職と一緒に取り組むようになる。 ・本児が安全で尊重されるやり方でしつけられることが今後も持続すると、市や主任児童委員やその他の援助職の全員が確信できるように、少なくとも6ヶ月間はこの取り組みの実行を確認する必要がある。
今後の安全に向けての次のステップ Next Steps toward Future Safety この安全ゴールの達成に向けて、それぞれが取る必要がある次のステップについて、それぞれはどう考えますか？ ・本児に会って、安全確認し、怪我した理由や家庭でのことを聞いてみる。 ・異兄妹の状況、養父や母の関わりについて、城山保育園に照会し情報収集する。 ・家庭訪問して、本児の安全と養育について、養父と母の見方を聞き、市の初期の見解を伝える。市の安全ゴールについて説明し、親と共同して取り組むことを説明する。	

©2012 Sonja Parker and Phil Dector 日本語版 井上直美「Signs of Safety」(Turnell & Edwards, 1999 & Turnell & Parker 2009).

「Massachusetts Safety Mapping Framework」(Chin, Dector, Madsen and Vogel, 2010) より改変

Copyright 2011 SP Consultancy. 連絡先 sonjapa@inet.net.au

ブックレットの入手先: 英語版 www.spconsultancy.com.au 日本語版 pfsdeouen@gmail.com

2 「三つの家」によるアセスメントとプランニング

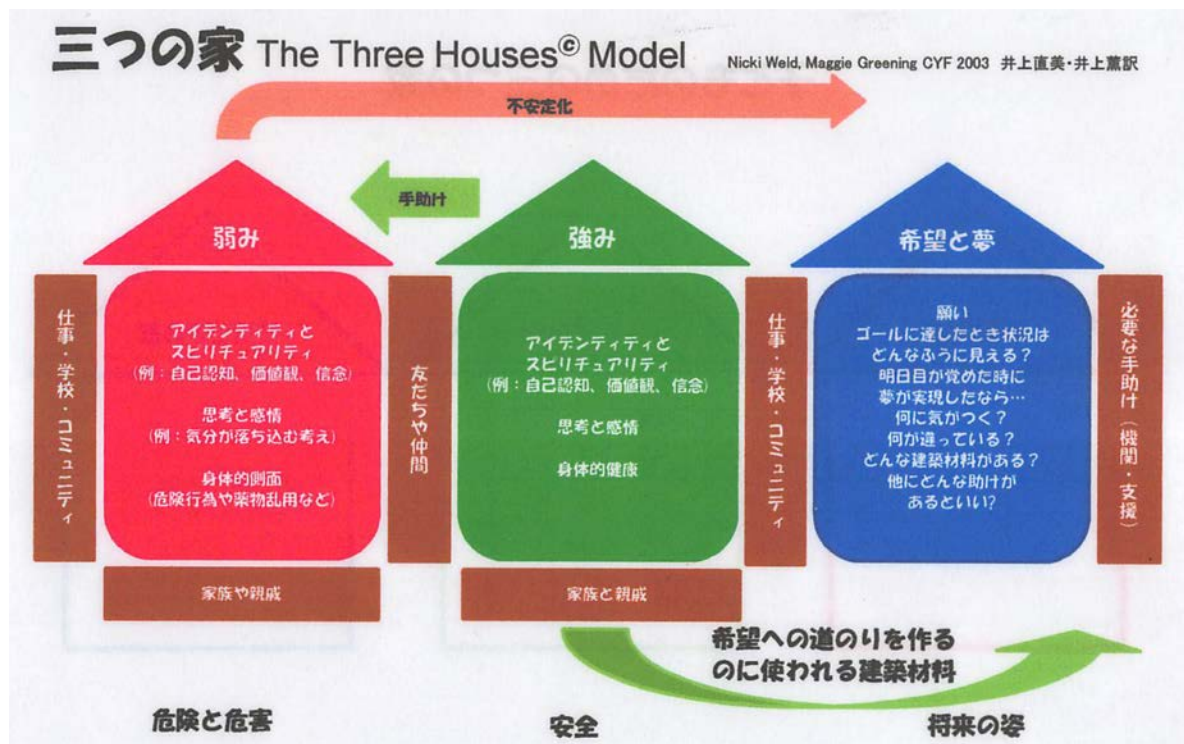
(※「三つの家」についての詳細は、ニキ・ウェルド (Nicki Weld) , ソニア・パーカー (Sonja Parker), 井上直美, 2015. “「三つの家」を活用した子ども虐待のアセスメントとプランニング ―The Three Houses Tool A Handbook for Application―”, 明石書店, を参照してください。以下の記述は、編著者からの許可を得て、この書籍から一部改変して引用、要約しています。

また、「子ども・家族・援助者のパートナーシップ研究会」(代表: 井上直美) では、このツールについての実践者向けの研修会を開催していますので、それに参加するなどして理解を深めることができます。)

「三つの家」(The Three Houses Tool) は、ニュージーランドのソーシャルワーカーのニキ・ウェルド (Nicki Weld) とマギー・グリーニング (Maggie Greening) が、マオリ族の健康モデル、ナラティブ理論、強みに基づくアプローチ、解決志向アプローチ、サインズ・オブ・セイフティアプローチなどに影響を受けて、2003 年に開発したアプローチです。

ウェルドは、このツールを「子ども、少年少女、大人の声が聞き取られ、その情報がアセスメントとプランニングに取り入れられるのを手伝うツール」と表現しています。

「三つの家」は、次のような概念図となっています。



(1) 三つの家の使い方

「三つの家」では、個人や家族を「弱みの家」、「強みの家」、「希望と夢の家」の三つの領域に分けて、問題（心配なこと）、解決するための資源（リソース）、将来の解決像（安全ゴール）、「希望と夢の家」への道のり（今いるところ、到達の方法）を聞いていきます。

このツールを親や家族と使うことで、家族が自分の家庭で何がうまくいっているか、何が心配か、家族の希望と夢は何かを考えるのを手伝うことができます。また、ペアレンティングの役割を担う個人に明確に焦点を当てて、自分たちのペアレンティングに関するいいこと、ペアレンティングに関する心配なこと、子どもの親であることの希望と夢は何かを考えるのを手伝うこともできます。

(2) 「三つの家」を使う手順

①まず、三つの家を親と使う前に、初期情報をよく考えて、児童相談機関（市町）の相談員としての見方を「三つの家」または「PFSの枠組みシート」で整理しておきます。

親との面接用に、三つの家をつくるための適当な大きさの白紙を数枚とカラーペンやフェルトペン数本を持っていけます。

②インテークケースまたは新規の通告ケースの場合には、例えば、親に次のように言って始めます。

「私は、〇〇市の子育て支援課の相談員で△△といいます。電話でお話ししたように、お子さんの体に何度か傷があって、お子さんのことが地域で心配にあがったという連絡を受けました。今は私はこの連絡が正しいのかどうかは分かりませんが、この連絡は重大なこととして扱う必要があります。ご家族であるあなたやお子さんに何が起きているのかが分かるといいので、あなたやお子さんにとって身近な方たちとお話しさせていただきたいです。もし何か困っていることがあるなら、あなたがそれを解決してお子さんを安全に世話していかれるのをどうお手伝いできるか、いろいろ話し合わせてもらいたいです。私は、三つの家と呼ばれているやり方でお話を聞くのが好きです。これは、私がお家族の見方を聞いて理解するのを手伝ってくれます。ですから、まず三つの家について説明し、その後で、どんな様子なのか、ご家族に何が起きているのか、あなたの話を聞かせてもらえますか？それでよろしいですか？」

また、介入が長期になっている場合には、例えば次のように言って始めることができます。

「私は、〇〇市の子育て支援課の相談員で△△といいます。電話でお話ししたように、新しい担当者です。また違う相手と話していかなければならないわけで、やりにくく感じておられるのではないかと思います。でも、これは新しいスタートになって、新鮮な目で状況を見ていく機会になるかもしれません。ですから、あなたがよければ、これまでどうなっていて、ご家族のあなたやお子さんにとって何が起きているということなのか、お話

を聞くことから始めさせてもらいたいです。私は、三つの家と呼ばれているやり方でお話を聞くのが好きです。これは、私がお家族の見方を聞いて理解するのを手伝ってくれます。ですから、まず三つの家について説明し、その後で、どんな様子なのか、ご家族に何が起きているのか、あなたの話を聞かせてもらえますか？それでよろしいですか？」

③聞き方のプロセス

三つの家を次のようなプロセスで聞きます。

- 1 番目、親の見方を聞く。
- 2 番目、児童相談機関（市町）がどう見ていると思うかを、親に聞く。
- 3 番目、児童相談機関（市町）の見方を話す。

（3）三つの家をつくる

①どの家から始めるかを親に選んでもらう。

やりたい家から始めていいことと、それぞれの家に入れたいことを全部入れ終わるまで家から家を行ったり来たりしていいことを説明します。

②絵を描くかどうか、字を書くかどうか、その両方がいいかを親に選んでもらう。

親が字を書くことを選ぶなら、親の考えやアイデアを相談員が書くか親自身が書くかを聞く。相談員が書くことを親が選ぶ場合には、必ず親の考えやアイデアを親の言葉を使って書くようにする。一文ずつ書いては親に読み上げる。こうすることで、相談員が正確に親の見方を捕えようとしていることが親に伝わるし、フォローアップ質問の機会にもなる。

③それぞれの家に取り組む

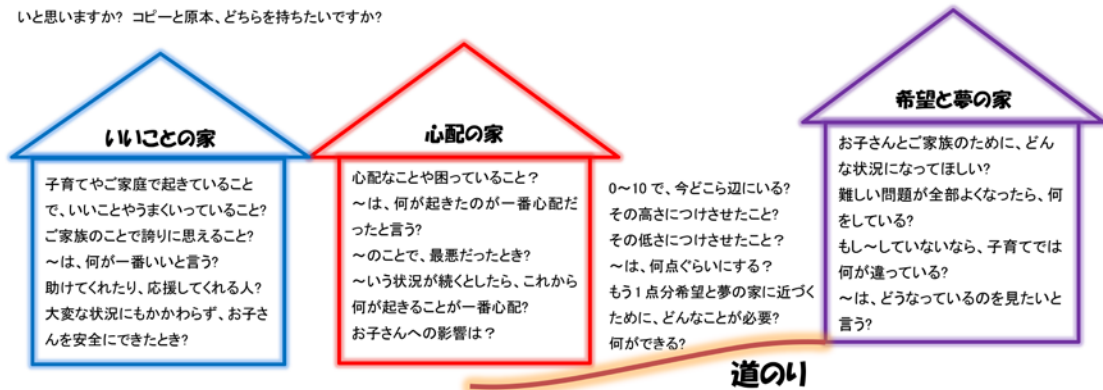
以下の三つの家の親用ワークシートでは、それぞれの家をつくるのに有用な質問を挙げてあります。

（＊「三つの家の親用ワークシート」は井上直美の許可を得て掲載）

三つの家 親用ワークシート

必要なもの：A3白紙 1 枚、またはA4 白紙 4 枚、カラーペンたくさん。横並びに座る方がいい。

- ① 自己紹介：〇〇の△△です。お子さんのことで何か心配なことがあるときに、ご家族が心配なことを解決して、お子さんを安全に育てていかれるのを手伝うのが仕事です。ご家族に何が起きているのか、まずおかあさんの話を聞かせてほしいのですが、いいですか？
- ② 三つの家の紹介：私は、大人も子ども、みんなの見方を聞かせてもらう三つの家というやり方が好きです。こんなふうにご家族を三つ描いて（家の輪郭を描きながら）、その家の中に、子育てやご家族の生活でうまくいっていること、心配していること、これからの希望や夢、あるいはこれから起きる必要があると思われることを、言葉や絵にかいていくやり方です。ご自分で言葉や絵をかかれてもいいですし、話していただいて、私が書いてもいいです。これを使ってもいいですか？
- ③ 親が話したことを書くときは：親が言った通りの言葉を使う。正しく理解して書いているかを、適宜確認する。話したくないであろうことも話していることに、敬意と尊重を示す。
- ④ もっと情報が必要な時は：フォローアップの質問（はじめに広く聞いて引き出した後、具体的なことを詳しく聞く）、関係性の質問（他の人の視点に立って、自分では気づかなかった側面に気づいてもらう）例外的質問（問題に対する例外を教えてください）、場面をより絞った質問（取り上げたいことを、具体的な場面を挙げて聞く）
- ⑤ 終わる時：難しいことも正直に話してくれて、ありがとうございます。これから協力して心配に対応していけると思えます。他に、お子さんの見方も重要なので、三つの家で聞いていいですか？これから本当にお子さんを安全に育てていくためには、みんなに応援してもらう必要があります。あなたやお子さんの三つの家を、誰にわかってもらうといいと思いますか？ コピーと原本、どちらを持ちたいですか？



④児童相談機関（市町）の見方を伝える

伝え方は、

- 1 番目、親の見方を聞く。（それぞれの家で）
- 2 番目、児童相談機関（市町）がどんなふうに見ていると思うかを、親に聞く。
- 3 番目、児童相談機関（市町）の見方を話す。

2 番目と 3 番目のステップについては、家三つを全部つくってからでも、家をつつくったごとにやってもよい。

⑤次に何が起きる必要があるかを話し合う

児童相談機関（市町）のアセスメントとプランニングのプロセスを親に詳しく説明し、次に何が起こる必要があるかを話し合う。親に説明する情報は次のようなものです。

- 子ども虐待対応のアセスメントとプランニングのプロセスは、三つの鍵となる領域に焦点を当てる。①みんなは何を心配しているか。②家庭で何がうまくいっているか。③子どもを心配する人は、心配に対応するために何が起きる必要があると思うか。
- 児童相談機関（市町）は、親の養育で十分な子どもの安全があるかどうかというアセスメントをしなければならない。もし心配があるなら、それに対応するために何が起きる必要があるかというプランを立てなければならない。
- 心配があるなら、プランニングに参加して親がこれから子どもの安全を保つのをサポート

ートできる応援団（家族、友人、支援者）を、親に作ってもらう必要がある。

●児童相談機関（市町）が家族、子ども、家族と子どもにつながる他の重要人物の見方を聞くなら、いいアセスメントができる。家族とその応援団がプランづくりに参加するなら、いいプランを作ることができる。

⑥もし当面の安全に懸念があるなら

子どもの当面の安全が心配になるような情報が三つの家を使う間に開示されたら、セッションを終える前に、親とよく話し合って、当面の安全計画を一緒につくる必要があります。当面の安全計画は、当面あるいはしばらくの間（数日、数週間）の子どもの安全を確保する計画です。

家族に当面の安全計画が必要なことを説明し、安全を確保するためのアイデアや子ども、家族のために何が一番いいと思うかを考えてもらいます。ここで児童相談機関（市町）として交渉余地がない事柄は、必ず見えるように書き出すなどして、明確に理解されるようにします。三つの家の「これから何が起きることが心配か」や「こどもを守るために役立ったこと」、「安全を確信するために何が起きる必要があるか」などの記述が安全計画を作るのに役立ちます。



参考様式集

様式 1	虐待相談・通告受付票	122
様式 2	児童通告書	124
様式 3	緊急度アセスメントシート	125
様式 4	在宅支援アセスメントシート	126
様式 5	児童記録票	127
様式 6	経過記録	128
様式 7	児童家庭相談受理台帳	129
様式 8	進行管理台帳	130
様式 9	進行管理票、進行管理シート	131
様式 10	訪問連絡票	134
様式 11	個別ケース検討会議 会議録	135
様式 12	児童家庭相談連絡書	136
様式 13	送致書	137
様式 14	ケース移管通知書	139
様式 15	要保護児童等の援助依頼書	140
様式 16	児童相談所の対応について（通知）	141
様式 17	保育所、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業等の利用通知書...	142
様式 18	情報提供等協力依頼書	143

虐待相談・通告受付票									
受理年月日		平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分							
子ども	フリガナ 氏 名					平成 年 月 日生 (歳) 男・女 所属 () 続柄 ()			
						平成 年 月 日生 (歳) 男・女 所属 () 続柄 ()			
保護者等	氏 名	続柄 ()				続柄 ()			
	職 業								
	年 齢	年 月 日生 (歳)				年 月 日生 (歳)			
	住 所					電 話			
	携帯電話								
虐 待 内 容		誰から							
		いつから							
		頻度は							
		どんなふうに							
虐 待 の 種 類		(主◎ 従○ : 身体的 / 性的 / ネグレクト / 心理的)							
子どもの状況		・現在の居場所： ・保育所等通園の状況：							
家 庭 の 状 況		・家庭内の協力者 無・有 () ・家族以外の協力者 無・有 () ・きょうだいの有無 無・有 () ・DV被害等 無・有 ()							
情報源と 保護者の了解		・通告者は 実際に目撃している・悲鳴や音等を聞いて推測した ・通告者は 関係者 () から聞いた ・保護者は この通告を (承知・拒否・知らせていない)							
通 告 者	氏 名								
	住 所	電 話							
	関 係	家族・近隣知人・市福祉事務所・医療機関・警察・学校・ ()							
	通告意図	子どもの保護 ・ 調 査 ・ 相 談							
	調査協力	調査協力 (諾 ・ 否) 当所からの連絡 (諾 ・ 否)							

(裏面)

○ はじめのあいさつ
「ご連絡ありがとうございます。」「どのようなことがあったのか、大まかに教えていただいた後、改めて詳細を伺わせてください」

虐待相談・通告受付票

受理年月日		平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分
子ども	フリガナ氏名	「では、改めまして…」
		平成 年 月 日生 (歳) 「この子どもの保護者を見たことはありますか。ご存知であれば、名前・年齢・容姿を教えてください」 「この子どもの住所や家の場所、電話番号などはわかりますか」→住所やわからない場合は家の場所を詳しく聞く。
保護者等	氏名	男・女 所属 () 続柄 ()
	職業	「心配している子どもの名前・年齢・性別について、わかる範囲で教えてください」 「子の住んでいる住所がわからなければ、市町村を教えてください」 「その家庭には、他に子どもはいますか。いましたらそのお子さんについても、わかる範囲で教えてください」
	年齢	
	住所	
	携帯電話	
誰から		「では、心配されている状況を、詳しく聞かせてください」 ● 虐待者の特定 「誰がそうしているのでしょうか」「お子さんとはどのような関係ですか」「どちらの保護者が、そうしているのでしょうか」 「その保護者（虐待者）はどんな人ですか」
いつから		● 発生時期の把握 「いつ（何日前／何時頃）の出来事ですか」
頻度は		● 発生傾向の把握 「（『毎日』とのことですが、一番最近は、いつ（何日前／何時頃）のことですか」「それ以前にも同様なことがありましたか」「それはいつ（何日前／何時頃）ですか」「その前はいつ（何日前・何ヶ月前／何時頃）ですか」 「どのくらいの時間、続きますか」
虐待内容		どんなふうに
● 重篤度のアセスメント 1. 「その子を見たことはありますか」「その子どもの現在の様子はどうですか」「このような状況について、子どもは何か言っていますか」「（所属からの通告なら）子どもの表現力は年齢相応ですか。学力はクラスの中でどの程度ですか」 2. 「どんなことが起きましたか」（状況に応じ①から⑤の該当項目から質問します）		
虐待種別毎の質問です。当てる質問をしましょう	① 安全確認できない	【音・声】 「どんな物音でしたか／どんな内容の怒鳴り声、泣き声でしたか」「声や音、怒鳴ったのは誰が、誰に向かって言っているのでしょうか」「どうはじまって、どう終わりますか」「その声（音）は、どのくらい続きますか」「その声（音）は、今も聞こえていますか」 【所属に來ない】 「いつから登校（登園）していませんか」「登校（登園）しなくなった理由を、子どもは、なんと言っていますか」「保護者からの、『欠席理由』はなんですか」「保育園・幼稚園・学校は、これまでにどのような対応を試みて、どんな反応でしたか」
	② 怪我や傷か心配	「子どもに、気になる痣や怪我はありますか。また以前にもありましたか」「どんな傷ですか（部位／大きさ／形／色）」「今すぐに病院に行ったほうがよさそうですか」「怪我の理由について、子どもや保護者は、どのように説明していますか」
	③ 保護者の行動が心配	「保護者のどのような行動が心配ですか」「子どもへの影響が見られれば具体的に教えてください」「親子関係はどうですか。エピソードがあれば教えてください」
	④ 性的な心配	「性的虐待について、子どもが話した言葉を、そのまま教えてください」
	⑤ ネグレクトの心配	【欠食/不衛生/必要な医療を受けさせない】 「子どもに病気の兆候はありますか」「今すぐ病院に行ったほうがよさそうですか」「健康診断等で把握している、身長/体重の推移を教えてください」「育児方法の不適切な点を教えてください」「経済的な余裕はありますか」「生活保護は受給していますか」 【保護者不在】 「どのくらいの時間、その子どもは放っておかれていますか」「何時から何時まで放っておかれていますか」「保護者はどこにいていいると思われますか。また、戻ってくるでしょうか」
虐待の種類	(主◎ 従○ : 身体的 / 性的)	● 安全な情報 「何か家族あるいは子どもと保護者の関係で、良いエピソードはありますか」→必ず聞いてみましょう
子どもの状況	・現在の居場所： ・保育所等通園の状況：	● (48 時間以内に) 安全確認を行う場所の情報 「現在、子どもはどこにいるかわかりますか」「登校（登園）状況は、いかがですか」
家庭の状況	・家庭内の協力者 無・有 () ・家族以外の協力者 無・有 () ・きょうだいの有無 無・有 () ・DV被害等 無・有 ()	「家族の状況についても教えてください」 「家族構成をわかる範囲で教えてください」「子どもと一緒に生活している人はいますか」「他の（虐待者以外の）家族はどんな人ですか」「他の（虐待者以外の）家族は、この状況を改善するために、なにか対応していますか」「（父あるいは母又は父母がいない場合）父あるいは母又は父母どうしているか知っていますか」「この家族に協力してくれる親族や近所の人はいますか」「公的機関等から支援を受けている様子はありますか（機関名）」
情報源と保護者の了解	・通告者は 実際に見撃している・悲鳴や音等を聞いて推測した ・通告者は 関係者 () から聞いた ・保護者は この通告を (承知・拒否・知らせていない)	「この事実を、誰から、どのように知りましたか」
		「児童相談所へ連絡することを、保護者は知っていますか」
通達者	氏名	「いろいろと教えていただきまして、ありがとうございます。場合によっては、聞き逃してしまったことを確認させていただくこともあるかもしれません。できれば、お名前と電話番号を教えてくださいてもよろしいですか」
	住所	
	関係	家族・近隣知人・市福祉事務所・医療 (通告者がまだ話していなければ) 「心配している子ども（家庭）とは、どんな関係になりますか」
	通告意図	子どもの保護 ・ 調査 ・ 相談
	調査協力	調査協力 (諾 ・ 否) 当所からの連絡 (諾 ・ 否) 「仮に連絡する場合、都合の悪い時間はありますか」「児童相談所を名乗っても構いませんか」

プラス

● 過去の取り扱い歴〔「欄外」に記載〕
「以前、このような通告をされたことは、ありますか」
「この件を、他の機関に相談したことは、ありますか」

○ お礼の言葉
長い時間協力いただきましてありがとうございました。こちらで対応させていただきま
す。(近隣等へは) 対応の結果はお伝えできませんので、ご理解ください。休日・夜間で
緊急を要する場合等は警察署にご連絡ください。本日はご連絡ありがとうございました。

児 童 通 告 書					
平成 年 月 日					
様					
所属機関 職・氏名					
児童福祉法第 25 条の規定により下記のとおり通告します。					
子 ど も	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日生 (歳)	
	所 属	学 校 年 組 保 育 所 幼 稚 園			
	現住所				
	本籍 (国籍)				
保 護 者	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日生 (歳)	
	職 業		子どもとの続柄		
	現住所	(電話)			
通告理由					
備考					
担当者					
電話					

※ 不明な部分については記載不要

(「千葉県子ども虐待対応マニュアル」より)

緊急度アセスメントシート

児童氏名 _____

(作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)

〔作成者 _____〕

①当事者が保護を求めている？	☐ 子ども自身が保護・救済を求めている ☐ 保護者が子どもの保護を求めている ☐	
YES		
NO		
②当事者の訴える状況が差し迫っている？	☐ 確認にはいたらないものの性的虐待の疑いが濃厚 ☐ このままでは「何をするかわからない」「殺してしまいそう」の訴え ☐	YES
YES		緊急度AA 分離を前提とした緊急介入 緊急一時保護を検討
NO		
③すでに重大な結果が生じている？	☐ 性的虐待(性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患) ☐ 致命的な外傷、内臓破裂、頭蓋骨折など ☐ ネグレクト(栄養失調、衰弱、脱水症状、治療放棄・拒否) ☐	YES
YES		緊急度AA 分離を前提とした緊急介入 緊急一時保護を検討
NO		
④重大な結果が生ずる可能性が高い？	☐ 乳幼児、多胎児、低出生体重児、虚弱児である ☐ 生命に危険な行為(頭部・顔面打撲、首絞め、シェイキング等) ☐ 性的行為に至らない性的虐待 ☐	
YES		
NO		
⑤繰り返される可能性が高い？	☐ 新旧混在した傷や入院歴がある ☐ 過去の介入歴(通告、一時保護、施設入所、きょうだい虐待) ☐ 保護者に虐待の自覚、認識がない ☐ 保護者が精神的に不安定、判断力の衰弱 ☐	YES
YES		緊急度A 発生・再発防止のための緊急支援 発生前の一時保護を検討
NO		
⑥虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている？	☐ 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安 ☐ 無表情、表情が暗い、過度のスキンシップを求める ☐ 虐待に起因する身体的症状(発育・発達の遅れ、腹痛等) ☐	YES
YES		緊急度B 集中的な支援の実施 集中的な支援場合によっては一時保護を検討
NO		
⑦保護者に虐待につながるリスク要因がある？	☐ 子どもへの拒否的感情、態度(愛情欠如、拒否等) ☐ 精神状態の問題(うつ的、育児ノイローゼ等) ☐ 性格的問題(衝動的、攻撃的、未熟性) ☐ アルコール・薬物等の問題 ☐ 行政等からの援助に拒否的、あるいは改善がみられない ☐ 家族・同居者間での暴力(DV等)、不和 ☐ 日常的に子どもを守る人がいない ☐	YES
YES		緊急度B 集中的な支援の実施 集中的な支援場合によっては一時保護を検討
NO		
⑧虐待発生の可能性のある家庭環境等	☐ 虐待によるのではない子どもの生育上の問題 ☐ 子どもの問題行動(攻撃的、盗み、家出、自傷行為等) ☐ 保護者の生育歴(被虐待歴、愛されなかった思い) ☐ 養育態度や知識の問題(意欲なし、知識不足、期待過剰等) ☐ 家族状況(保護者の死亡、失踪、離婚、妊娠、出産等) ☐	YES
YES		緊急度C 継続的総合的支援の実施 継続的・総合的な支援場合によっては一時保護を検討
NO		

*判断に当たっては、各チェック項目を参考にすること。参考にすべき情報がこれ以外にある場合には、空欄に記入すること

*厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」(平成21年3月31日 改訂版)の表5-1「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」及び図5-2「一時保護に向けてのフローチャート」を参考に作成

在宅支援アセスメント		ケース番号	担当者所属氏名	記入日：平成 年 月 日（初回・ 回目）	
2013年度版		家族構成 実父・養父・内縁男性・実母・養母・内縁女性・祖父・祖母・伯父・叔父・伯母・伯母・異父兄弟・異母兄弟			
該当 に ○	虐待の種類	1 虐待の程度：該当レベルに○、あてはまる項目を○で囲んでください			
	身体的	レベル 身体的虐待の例			
	ネグレクト	ネグレクト・養育問題の例			
	心理的	生命 頭部外傷のおそれ 乳児を投げる 踏みつける 病気なのに受診させない 明らかな衰弱 脱水 親子心中を考える 子どもの自殺企図			
	性的	重度 骨折 打撲 やけど 顔面のひどい外傷 腹を蹴る 乳幼児の夜間放置 乳児の昼間放置 長期外出禁止 ライフライン停止 食事が満足にできない			
	要支援・特定妊婦	中度 半年以内に2回以上のあざや傷(新旧の傷) 生活環境不良で改善なし 放置 厳し過ぎる叱責・脅し 登校禁止 保護者の自殺企図・自傷 たびたびのDV			
子の年齢	軽度 傷が残らない程度の暴力 健康問題が起きない程度のネグレクト 軽いDV 過度あるいは偏ったしつけ 無視 兄弟間で差別				
*0-2歳	危険 虐待はないが、発生する可能性が高い				
*3-5歳	ネグレクトの型				
*6歳以上	栄養・情緒・身体ケア・安全(監督)・教育・医学				
家族構成 兄弟虐待 有 無 不明		エコマップ（家族とつながる支援状況）		日付 傷の位置	
*は保護との関連の 高い項目です はい や や 疑い 不明 い い い い 以下、該当項目と思われるものをすべてを○で囲んで下さい。 項目にないものは記入してください。 「養育者」は、家族の中で誰かが該当すれば○。					
把握 非 変 動 子 と も 家 庭 養 育 者 養 育 状 況 ・ 態 度 サ ポ ー ト	2 虐待の継続*			繰り返す・常習・子を何日も放置する	サービスとして使うことが期待される 地域の社会資源や人材 △すでに活用中のものは左に○ 利用が望ましいものは右に○△ 子の医学治療 子の心理治療 保育所・幼稚園・通園施設など ショートステイ・保育所・一時保育 施設入所 学校による指導(生活・登校など) 学童保育 生活保護 諸手当・年金・貸付等・就学援助 住宅 親の医学的・治療 親のカウンセリング 家事育児支援(ファミリー・ヘルパー・ 登校園支援・その他) グループケア・親教育 家庭訪問 担当機関() 来所相談 担当機関() その他(就職・法律) 家族・親族の協力 諸手続きの付添
	3 関係機関からの情報			児相・医療・保健・警察・学校・幼稚園・保育所・福祉事務所・ 民生児童委員・近隣住民・施設・その他	
	4 虐待歴			入院施設歴	
	5 性的虐待*			疑い・性病・妊娠	
	6 保護者の被虐待歴			被虐待歴・愛されなかった思い・厳しいしつけを受けてきた	
	15 身体の状態*			低身長・体重増加不良・発育不全・(発達・身体)障害・持病・皮膚疾患	
	16 精神の状態*			笑わない・表情が乏しい・視線が合いにくい・言葉の遅れ・睡眠リズム・抜毛・自傷	
	17 日常的世話の欠如			ひどいオムツかぶれ・身体衣類の汚れ・異臭・非衛生・不潔・ 季節に合わない衣服	
	18 問題行動(気になる 行動)			激しい癇癪・落ち着きなし・多動・注意惹き行動・攻撃的・遺尿・ 過食異食・性的行動・噛む・万引き・火遊び・夜間徘徊・家出	
	19 意志・気持ち*			家に帰りがたらない・親の前で萎縮・親が来ても無表情・親の口止めに応じる	
	7 家族問題			夫婦不和・夫婦間暴力・別居・家出・未婚・離婚・内縁・家族構成の変化	
	8 経済問題			借金多い・生活苦・失業・転職・計画性欠如	
	9 生活環境			劣悪な居住環境・安全確保への配慮なし・事故防止不足	
	10 子を守る人なし*			日常的に子を危険から守る人がいない・危険な時子の逃げ場がない	
	11 精神の状態			鬱的精神症状・通院ができていない・服薬ができていない・疑いはあるが通院歴なし	
	12 性格の問題			衝動的・未熟・攻撃的・偏り・共感欠如・人との関わり嫌い・ 被害的・その場逃げ・嘘が多い	
	13 アルコール・薬物*			アルコールの匂い・視線がうつろ・会話しにくい・疑い・依存症	
	14 家事・育児能力*			送迎ができない・障害のため能力低下	
	20 子への感情・態度			子ども嫌い・出産の後悔・可愛がったり突き放したり・談ましい・ 子をけなす・ほめない・子どもに対する虐待事実の口止め・飛び込み出産	
	21 虐待自覚なし*			問題意識なし・体罰容認・疑念・虐待の隠蔽・虐待者をかばう	
	21-1 ネグレクト			ケア状況の怠慢・長時間の放置・食事や医療を与えない・夜間放置	
	21-2 養育意欲			意欲なし・改善意欲なし	
	22 養育知識			若年親・知識不足・不適切・期待過剰	
	23 社会的サポート*			孤立的・親族の対立・親族過干渉・保育なし・転居	
	24 協力態度なし			機関介入拒否・接触困難	
25 援助効果なし			調整改善が期待できない		
当面の課題		保護者・家族の力 (プラス面・ストレングス)	担当機関	当面の役割分担	
支援の目標		子ども・保護者の意見			
個別ケース検討会議開催		①しばらく様子を見る ②必要 1週間以内 2か月以内 ()			
開催時期	新規招集機関	連絡先	対応機関と方法		
		緊急時			

児童記録票

H 年 月 日作成〔記入者 〕 H 年 月 日加筆〔記入者 〕

第 回受付	H 年 月 日受理		ケース番号		種別	
子 ど も	ふりがな 氏名	男 女	生年月日等		S・H 年 月 日 () 歳 () ヶ月	
	所属機関	保育所・幼稚園・学校 年 組(担任 先生) ☎				
	本籍地					
	現住所等	☎ ☎				
相 談 者	氏名	(子どもとの関係)				
	連絡先					
	主訴					
家 族 同 居 ・ 縁 故 者	続柄	氏名	生年月日	年齢	就学・就労状況(就労場所・時間) 健康状態 連絡先等	
生活状況					【家族図】	
福祉サービス 利用状況						
その他 特記事項						
関 わ り 機 関	機関名		担当者	電話	援助内容	
統計分類	経路			種類別		処理

(「千葉県子ども虐待対応マニュアル」より)

経過記録

[illegible]

平成 年度

No. _____

児童家庭相談受理台帳

ケース番号	受理年月日	児 童 名	年 齢	性 別	生 年 月 日	住 所	通告経路	相談種別	処 理	備 考

進行管理台帳

番号	児童氏名	生年月日 年齢	児童の所属	保護者 氏名・住所	相談 受理日	管理記録					
							第1回	第2回	第3回	第4回	備考
						会議日					
						主担当機関					
						状況等					
						会議日					
						主担当機関					
						状況等					
						会議日					
						主担当機関					
						状況等					
						会議日					
						主担当機関					
						状況等					
						会議日					
						主担当機関					
						状況等					
						会議日					
						主担当機関					
						状況等					

※厚生労働省が定める様式であり、この様式を参照の上、適宜項目等付け加えるなどして、市町の実情に合ったものとしてください。

ケース進行管理票

平成 年度 ケース進行管理票 【 . . 現在】

児童記録票 No.		当面の 支援 プラン	安全確認方針 〔記載例〕・毎月保育所へ電話 ・月1回家庭訪問
氏 名			支援方針 〔記載例〕・月1回の家庭訪問で児童、保護者と面接を継続。 保育所への毎日の登園を働きかける
生年月日	H 年 月 日生		
受付年月日	H 年 月 日		
虐待等種別		当面の目標 〔記載例〕・保育所への通園の継続。家庭内の衛生面の改善意欲を母が持つ	主な 経過
主 訴			
通告者			
地区・住所			
担当者名			
家族構成		支援 機関 の 確認	〔記載例〕 〇〇保育園（モニター）、児童委員（モニター）、市〇〇課 （情報管理と児相への連絡）、市△△課（児童・保護者との面 接） 【主担当機関】市△△課

アセスメントとプランニング

〇心配していること（これまでの危害、これからの心配）	〇うまくいっていること（家族のプラス面、強み）
	〇支援の目標

年月日	虐待 の 程度	経過・関わりの概要・現況	年月日	虐待 の 程度	経過・関わりの概要・現況
H28/ 00/00	軽度	〔記載例〕 家庭訪問。母と面接。家庭内の衛生面はやや 改善。母は安定している。			

※「虐待の程度」は、「在宅支援アセスメントシート」の「虐待の程度」を記載。（生命、重度、中度、軽度、危惧）

実務者会議用 進行管理シート

会議日： 年 月 日

番号	受理年月日 次回検討日 終了日	児童名 性別 生年月日 年齢 学校等 (ケース番号)	保護者等	虐待等 種 別 ・ 主訴	通告者	地 区	支 援 機 関 ◎主担当機関 ○主たる支援機関	経 過 ・ 現 況 ・ アセスメントの結果等	虐待の 程度	当面の支援プラン ①安全確認方針 ②支援方針 ③当面の目標	今後の 対応
1										①安全確認方針 ②支援方針 ③当面の目標	
2										①安全確認方針 ②支援方針 ③当面の目標	

- ※ 「ケース番号」は受付時に取得した番号 (○—□) ○は年度、□は年ごとに受理した順につける。支援終了まで固有の番号で管理。
- ※ 「支援機関」は、児童相談所や児童福祉課（市町村の担当課）、保健センター、学校等ケースに関わる機関を記載し、主担当機関には◎、主たる支援機関には○印をつける等分かりやすくする。
- ※ 「経過・現況・アセスメント結果等」には、簡潔に経過及び直近の状況（特に前回検討時から変化のあった事項等）、アセスメント結果等を記入
- ※ 「虐待の程度」には、「在宅支援アセスメントシート」の「虐待の程度」を記載。（生命、重度、中度、軽度、危惧）
- ※ 「今後の対応」は、当日ケース検討後記入。例えば、「個別支援会議を開催」「当面現在の支援方針に添い対応」等。併せて、次回検討時期として、次に検討する実務者会議の時期を決定し記載（「次回」、「○○月」、「2 回後」等）

（「千葉県子ども虐待対応マニュアル」より。一部改編）

〔記載例〕

様式9-2

実務者会議用 進行管理シート

会議日： 年 月 日

番号	受理年月日 次回検討日 終了日	児童名 性別 生年月日 年齢 学校等 (ケース番号)	保護者等	虐待等 種 別 ・ 主訴	通告者	地 区	支 援 機 関 ◎主担当機関 ○主たる支援機関	経 過 ・ 現 況 ・ アセスメントの結果 等	虐待の 程度	当面の支援プラン ①安全確認方針 ②支援方針 ③当面の目標	今後の 対応
1	H26.△.△ (26-)	愛媛花子 女 H23.〇.〇 4歳 (26-)	愛媛丸子 (実母)	ネグレクト 子どもの世話をしない。母は精神的に波あり	保育所	甲乙	○ ◎子育て支援課 福祉事務所 ○ 児童相談所 〇〇保育園	H26.4 保育所から通告。子どもの世話をせず、体 が不潔。保育園に連れてこない。 H26.4 家庭訪問にて子どもを確認。母に保育園へ 連れて行くよう指導。以降1～2か月に1回程度訪問 して状況確認。 H27.5 家庭訪問。子どもは毎日入浴していないよう で、少し匂いがある。屋内の不潔さは変わらず。保 育所への登園はできている。	軽度	①安全確認方針—毎月保育所にTEL ②支援方針—1～2か月に1回の家庭訪問を 継続。養育支援訪問事業の導入 ③当面の目標—保育所への通園の継続。 家庭内の衛生面の改善意識を母が持つ	
2										①安全確認方針 ②支援方針 ③当面の目標	

※ 「ケース番号」は受付時に取得した番号 (○—□) ○は年度、□は年ごとに受理した順につける。支援終了まで固有の番号で管理。

※ 「支援機関」は、児童相談所や児童福祉課（市町の担当課）、保健センター、学校等ケースに関わる機関を記載し、主担当機関には◎、主たる支援機関には○印をつける等分かりやすくする。

※ 「経過・現況・アセスメント結果等」には、簡潔に経過及び直近の状況（特に前回検討時から変化のあった事項等）、アセスメント結果等を記入

※ 「虐待の程度」には、「在宅支援アセスメントシート」の「虐待の程度」を記載。（生命、重度、中度、軽度、危惧）

※ 「今後の対応」は、当日ケース検討後記入。例えば、「個別支援会議を開催」「当面現在の支援方針に添い対応」等。併せて、次回検討時期として、次に検討する実務者会議の時期を決定し記載（「次回」、「〇〇月」、「2 回後」等）

（「千葉県子ども虐待対応マニュアル」より。一部改編）

訪問のご連絡

様

○訪問した日時 平成 年 月 日（ ） 時 分

○訪問させていただいた理由

○お願い

○担当連絡先

連絡先
〒

個別ケース検討会議 会議録

1 開催日時 年 月 日 () 時から 時まで

2 開催場所

3 出席者

4 ケース番号、氏名 (新規 継続 再開)

6 会議のテーマ

7 会議で出た主な問題点、このケースのリスク

8 このケースのうまくいっているところ

9 安全についての評価（0－10のスケール。0は家庭からの分離必要、10はケース終結できるほど安全。全員が一致する必要はないが、各人に聞く）

10 今後に向けての計画

①短期目標

②長期目標

11 とりあえずの次のステップとして考えられること

12 具体的な支援機関と関わり方について

機関名	現在の関わり方	今後の関わり方

*いつ頃までに何をするのかも明記

13 次回会議の際に再度の確認事項等

14 次回会議開催予定

番 号
平成 年 月 日

市 町 村 長 殿

市 町 村 長 印

児 童 家 庭 相 談 連 絡 書

下記により児童家庭相談ケースを連絡します。相談援助について、よろしくお願いします。

記

児 童 名	(男 ・ 女)	年 齢	歳				
家族構成	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						
連 絡 理 由	① 貴管内への転出 新住所： (転出年月日：) 旧住所：						
	② その他 理 由：						
情報提供に 対する 家族の同意	・ 同意有り	同意を得ていますが、当家族の心情を十分配慮の上、支援いただきますよう、お願いします。					
	・ 同意無し	<u>同意を得ていませんので</u> 、当家族の心情を十分配慮の上、 <u>慎重に対応されますよう</u> 、お願いします。					
ケース概要							
添 付 資 料							
担 当 者 (所属・連絡先)	課	電話	担当：				

発 第 号
平成 年 月 日

愛媛県福祉総合支援センター所長
愛媛県東予子ども・女性支援センター所長 様
愛媛県南予子ども・女性支援センター所長

市 町 村 長 

送 致 書

下記の理由により、ケースを送致します。

記

子ども	氏 名	(男・女)		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (歳)		
	保育所・学校等 利用状況	保育所・学校等名 学 年 担 任		
	現 住 所	〒 電話 ()		
保護者	氏 名		続 柄	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (歳)		
	職 業			
	現 住 所	〒 電話 ()		

送 致 理 由	
送 致 に 当 た っ て の 意 見	
ケ ー ス 概 要	
対 応 経 過	
ケース担当者	所 属 氏 名 電 話 () 内 線
添 付 資 料	

第 号
平成 年 月 日

□ □ 市 町 長 様

愛媛県 福祉総合支援センター所長
東予子ども・女性支援センター所長
南予子ども・女性支援センター所長

ケース移管通知書

下記の理由により、市町に主担当機関を移す決定をしたので、通知します。

記

子 ど も	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日生		
	住 所					
保 護 者	ふりがな 氏 名		続 柄		職 業	
	住 所					
理 由						
ケース概要等						
備 考						

第 号
〇〇年〇〇月〇〇日

愛媛県福祉総合支援センター
東予子ども・女性支援センター 所長 様
南予子ども・女性支援センター

〇〇市町長

要保護児童等の援助について（依頼）

当市町で所管中の下記のケースについて、援助を依頼します。

記

子 ど も	氏 名	(男・女)
	生年月日	H・S 年 月 日生 (歳)
	現住所	〒
援助依頼 内容		1. 助言（文書・電話・会議・その他） 2. 同行調査・訪問 3. 判定 4. その他
依頼理由		
添付資料		※ケース概要や対応経過のわかるものが必要
担当者		(電話)

（「千葉県子ども虐待対応マニュアル」より）

第

号

〇〇年〇〇月〇〇日

愛媛県福祉総合支援センター
 東予子ども・女性支援センター 所長 様
 南予子ども・女性支援センター

〇 〇 市町長

児童相談所の対応について（通知）

下記のケースについて、以下のとおり児童相談所の対応が必要と認めますので通知します。

記

子 ど も	氏 名	(男・女)
	生年月日	H・S 年 月 日生 (歳)
	現住所	〒
保護者名		
内 容		1. 立入調査 2. 一時保護 3. その他 ()
理 由		
添付資料		有 ・ ・ ・ 無
担 当 者		(電話)

- ※ 添付資料がある場合は、資料名を記載
- ※ 要保護児童対策地域協議会における協議・決定を経た場合は、協議会長名による概要を添付

児 第 号
〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 市 町 長 様

愛媛県福祉総合支援センター
東予子ども・女性支援センター 所長
南予子ども・女性支援センター

保育所、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業等の利用通知書

下記児童について、以下の事業活用について配慮してください。

記

児 童	氏 名	(男・女)
	生年月日	H・S 年 月 日生 (歳)
	現住所	〒
保護者名		
内 容		1 保育所入所 2 子育て短期支援事業 3 養育支援訪問事業 4 その他 ()
理 由		
添付資料		有 無
担 当 者		(電話)

(「千葉県子ども虐待対応マニュアル」より)

番 号
平成 年 月 日

様

〇〇市町 要保護児童対策地域協議会会長名
(調整機関名：〇〇市町所属長) 印

下記の情報について、児童福祉法第25条の3の規定により、協力を依頼します。

記

子 ど も	ふりがな 氏 名	男・女	生年 月 日	年 月 日生 () 歳	
	住 所				
	就学状況	未就園・ () 保・幼・小・中・高 (年 組)			
保 護 者	氏 名	続柄 ()	生年 月 日	年 月 日生 () 歳	
	職 業				
	住所の状況	①独立家屋・集合住宅 ②鉄筋・木造			
虐待の状況等	(虐待の内容・部位・程度) ・ 誰から ・ いつから ・ どんなふうに (頻度) ・ どのような (内容)				
依頼する援助 の内容	(例) 子どもの受診時におけるカルテ等の情報提供				
援助を依頼す る理由	(例) 保護者による虐待の疑いがあるため				
援助を依頼す る日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時頃				
その他					
担当者・連絡先	・ 担当者 ・ 連絡先				

「児童福祉法第25条の3の規定」の主旨

要保護児童対策地域協議会は、要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者、特定妊婦に関して、適切な支援を図るために情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができます。関係機関がこれに応じることは、法令に基づく正当な行為に当たり、守秘義務や個人情報保護に係る規定違反になりません。

(* 要対協設置要綱等を添付のこと)

(奈良県「市町村要保護児童対策地域協議会実務マニュアル」より)

関係機関一覧表

1. 市町

市 町 名	要対協調整機関	子ども虐待相談 担当課	所在地	TEL	FAX
松 山 市	子ども総合相談センター事務所 TEL (089)943-3215 (松山市築山町12-33 青少年セ ンター内)	子ども総合相談セ ンター事務所 〔築山事務所〕	松山市築山町12-33 (青少年センター内)	(089)943-3215	(089)943-3070
		// 〔萱町事務所〕	松山市萱町6-30-5 (松山市保健所・消防合同 庁舎2階)	(089)922-2399	(089)922-2150
今 治 市	子育て支援課子ども家庭相談室 TEL (0898)36-1529	子育て支援課子ど も家庭相談室	今治市別宮町4-1-1	(0898)36-1529	(0898)34-1145
宇 和 島 市	福祉課児童福祉係 TEL (0895)24-1111	福祉課児童福祉係	宇和島市曙町1	(0895)24-1111	(0895)24-1160
八 幡 浜 市	社会福祉課 TEL (0894)22-3111	社会福祉課	八幡浜市北浜1-1-1	(0894)22-3111	(0894)22-2727
新 居 浜 市	子育て支援課支援係 TEL (0897)65-1242	子育て支援課支援 係	新居浜市一宮町1-5-1	(0897)65-1242	(0897)37-3844
西 条 市	子育て支援課 (0897)52-1370	子育て支援課	西条市明屋敷164	(0897)52-1370	(0897)52-1294
大 洲 市	子育て支援課 TEL (0893)24-5718	子育て支援課	大洲市大洲690-1	(0893)24-5718	(0893)24-0961
伊 予 市	子育て支援課 TEL (089)982-1111	子育て支援課	伊予市米湊820	(089)982-1111	(089)983-3354
		子ども総合セン ター	伊予市尾崎3-1	(089)989-6226	(089)989-6226
四 国 中 央 市	子ども課 TEL (0896)28-6027	子ども課	四国中央市三島宮川4-6- 55	(0896)28-6027	(0896)28-6031
西 予 市	福祉課 TEL (0894)62-1150	福祉課	西予市宇和町卯之町3- 434-1	(0894)62-1150	(0894)62-3055
東 温 市	保育幼稚園課 TEL (089)964-4484	保育幼稚園課	東温市見奈良530-1	(089)964-4484 〔相談室〕 (089)964-4450	(089)964-4449
上 島 町	住民課 TEL (0897)77-2503	住民課	越智郡上島町弓削下弓削 210	(0897)77-2503	(0897)77-4011
久万高原町	保健福祉課 TEL (0892)21-1111	保健福祉課	上浮穴郡久万高原町久万 212	(0892)21-1111	(0892)21-2862
松 前 町	福祉課 TEL (089)985-4114	福祉課	伊予郡松前町筒井631	(089)985-4114	(089)984-8951
砥 部 町	介護福祉課 TEL (089)962-6299	介護福祉課	伊予郡砥部町宮内1392	(089)962-6299	(089)962-6820
内 子 町	保健福祉課 TEL (0893)44-2111	保健福祉課	喜多郡内子町平岡甲168	(0893)44-2111	(0893)44-4116
伊 方 町	保健福祉課こども政策室 TEL (0894)38-0217	保健福祉課こども 政策室	西宇和郡伊方町湊浦 1993-1	(0894)38-0217	(0894)38-1120
松 野 町	町民課 TEL (0895)42-1111	町民課	北宇和郡松野町大字松丸 343	(0895)42-1111	(0895)42-1119
		保健福祉課	北宇和郡松野町大字延 野々1406-4	(0895)42-0708	(0895)42-1550
鬼 北 町	町民生活課 TEL (0895)45-1111	町民生活課	北宇和郡鬼北町大字近永 800-1	(0895)45-1111	(0895)45-1119
愛 南 町	保健福祉課 TEL 代表 (0895)72-1211 直通 (0895)72-1212	保健福祉課	南宇和郡愛南町城辺甲 2420	代表 (0895)72-1211 直通 (0895)72-1212	(0895)70-1777

2. 児童相談所

	機関名	管轄区域	所在地	TEL	FAX
県	福祉総合支援センター 〔子ども・女性支援課 児童支援グループ〕	松山市、今治市、八幡浜市、大洲市、伊 予市、東温市、上島町、久万高原町、松 前町、砥部町、内子町、伊方町	松山市本町7-2	(089)922-5040	(089)923-9234
	東予子ども・女性支援 センター	新居浜市、西条市、四国中央市、今治市 宮窪町四阪島	新居浜市星原町14-38	(0897)43-3000	(0897)43-3004
	南予子ども・女性支援 センター	宇和島市、西予市、松野町、鬼北町、愛 南町	宇和島市丸之内3-1-19	(0895)22-1245	(0895)22-2020

3. 福祉事務所

	機関名	所在地	TEL	管轄区域
県	東予地方局健康福祉環境部 地域福祉課	西条市喜多川796-1	(089)756-1300	越智郡
	中予地方局健康福祉環境部 地域福祉課	松山市北持田町132	(089)909-8756	上浮穴郡、伊予郡
	南予地方局健康福祉環境部 八幡浜支局福祉室	八幡浜市北浜1-3-37	(089)423-2250	喜多郡、西宇和郡
	南予地方局健康福祉環境部 地域福祉課	宇和島市天神町7-1	(089)522-3180	北宇和郡、南宇和郡
市	松山市福祉事務所（生活福祉総務課）	松山市二番町4-7-2	(089)948-6397	松山市
	今治市福祉事務所（生活支援課）	今治市別宮町1-4-1	(089)836-1523	今治市
	宇和島市福祉事務所（生活支援課）	宇和島市曙町1	(089)524-1111	宇和島市
	八幡浜市福祉事務所（社会福祉課）	八幡浜市北浜1-1-1	(089)422-3111	八幡浜市
	新居浜市福祉事務所（生活福祉課）	新居浜市一宮町1-5-1	(089)765-1240	新居浜市
	西条市福祉事務所（社会福祉課）	西条市明屋敷164	(089)756-5151	西条市
	大洲市福祉事務所（社会福祉課）	大洲市大洲690-1	(089)324-2111	大洲市
	伊予市福祉事務所（福祉課）	伊予市米湊820	(089)982-1111	伊予市
	四国中央市福祉事務所（生活福祉課）	四国中央市三島宮川4-6-55	(089)628-6023	四国中央市
	西予市福祉事務所（社会福祉課）	西予市宇和町卯之町3-434-1	(089)462-6428	西予市
	東温市福祉事務所（社会福祉課）	東温市見奈良530-1	(089)964-4406	東温市

4. 保健所

	機関名	所在地	TEL	管轄区域
県	四国中央保健所	四国中央市三島宮川4-6-53	(089)623-3360	四国中央市
	西条保健所	西条市喜多川796-1	(089)756-1300	新居浜市、西条市
	今治保健所	今治市旭町1-4-9	(089)823-2500	今治市、上島町
	中予保健所	松山市北持田町132	〔健康増進課〕 (089)909-8757	東温市、伊予市、久万高原町、松前町、砥部町
	八幡浜保健所	八幡浜市北浜1-3-37	(089)422-4111	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
	宇和島保健所	宇和島市天神町7-1	(089)522-5211	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町
中核市	松山市保健所	松山市萱町6-30-5	(089)911-1800	松山市

5. その他県関係機関

	機関名	所在地	TEL
県	（婦人相談所） 福祉総合支援センター 〔子ども・女性支援課 女性支援グループ〕	松山市本町7-2	直通 (089)927-1626 相談専用 (089)927-3490
	（精神保健福祉センター） 心と体の健康センター	松山市本町7-2	(089)911-3880
	子ども療育センター	東温市田窪2135	(089)955-5533
	発達障がい者支援センターあい・ゆう	東温市田窪2135 子ども療育センター1階	(089)955-5532
	総合教育センター	松山市上野町甲650	(089)963-3111 教育相談室 (089)963-3986

6. 警察署等

機関名	所在地	TEL
愛媛県警察本部総合相談室	松山市南堀端町2-2	(089)931-9110
愛媛県警察少年サポートセンター	松山市南堀端町2-2 愛媛県警察本部少年課	(089)934-0110
少年サポートセンター分室「ひめさぼ」	松山市築山町12-33 松山市青少年センター2階	(089)934-0110
四国中央警察署	四国中央市三島中央5-4-20	(089)624-0110
新居浜警察署	新居浜市久保田町3-9-8	(089)735-0110
西条警察署	西条市新田133-1	(089)756-0110
西条西警察署	西条市王生川124-1	(089)64-0110
今治警察署	今治市旭町1-4-2	(089)834-0110
伯方警察署	今治市伯方町木浦甲4639-1	(089)772-0110
松山東警察署	松山市勝山町2-13-2	(089)943-0110
松山西警察署	松山市須賀町5-36	(089)952-0110
松山南警察署	松山市北土居3-6-17	(089)958-0110
久万高原警察署	上浮穴郡久万高原町久万542-4	(089)221-0110
伊予警察署	伊予市下吾川960	(089)982-0110

機関名	所在地	TEL
大洲警察署	大洲市東大洲1686-1	(0893)25-1111
八幡浜警察署	八幡浜市広瀬2-1-5	(0894)22-0110
西予警察署	西予市宇和町卯之町4-659	(0894)62-0110
宇和島警察署	宇和島市並松2-1-30	(0895)22-0110
愛南警察署	南宇和郡愛南町御荘平城2982-2	(0895)72-0110

7. 児童養護施設等

(1) 児童養護施設

機関名	所在地	TEL
東新学園	新居浜市西連寺町2-8-32	(0897)41-6274
あすなろ学園	今治市中堀4-2-26	(0898)41-9233
三愛園	松山市和田甲125	(089)994-7553
愛媛慈恵会	松山市東本2-13-3	(089)921-1035
松山信望愛の家	松山市久万ノ台251-1	(089)924-9215
親和園	松山市中野町甲916	(089)963-8816
八幡浜少年ホーム	八幡浜市五反田1-25	(0894)22-0026
みどり寮	宇和島市住吉町1-5-11	(0895)22-1889
ひまわりの家	西予市宇和町久枝甲1429	(084)89-3112
近永愛児園	北宇和郡鬼北町大字近永495	(0895)45-0409

(2) 乳児院

機関名	所在地	TEL
松山乳児院	松山市久万ノ台173	(089)922-9720
近永乳児院	北宇和郡鬼北町大字近永494	(0895)45-0054

(3) 児童自立支援施設

機関名	所在地	TEL
えひめ学園	新居浜市船木2971-1	(0897)41-7601

(4) 情緒障害児短期治療施設（児童心理治療施設）

機関名	所在地	TEL
ひまわりの家	西予市宇和町久枝甲1429	(084)89-3112

(5) 児童家庭支援センター

機関名	所在地	TEL
こども家庭支援センターみどり	宇和島市住吉町1-6-16	(0895)26-2282

(6) 自立援助ホーム

機関名	所在地	TEL
ウィング	松山市内	児童相談所にお問い合わせください
ていーだ	四国中央市土居町小林18-3	(0896)74-3538

(7) 母子生活支援施設

	機関名	所在地	TEL
県	愛媛県立愛媛母子生活支援センター	松山市道後今市12-30	(089)925-2678
市	松山市小栗寮	松山市小栗7-1-32（耐震・改修工事のため別の場所に仮移転中）	問合せ先(089)948-6413（松山市子育て支援課 家庭・子育て相談室）
	今治市母子生活支援施設ふたば荘	今治市大正町4-2-10	(0898)32-5364
	清光寮	新居浜市中筋町2-4-37	(0897)41-6338
	西条市くるみ荘	西条市大町68-6	(0897)56-3661
	西条市すみれ荘	西条市北条230-2	(0898)64-2731

関連法令・通知等

【法令】

児童の権利に関する条約（抄）

平成元年11月20日：国際連合採択

平成6年4月22日：日本批准

第一条（児童の定義）

この条約の適用上、児童とは、十八歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第二条（差別の禁止）

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第三条（児童に対する措置の原則）

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第五条（父母等の責任、権利及び義務の尊重）

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第九条（父母からの分離についての手続き及び児童が父母等との接触を維持する権利）

1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場において必要となることがある。

2 すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。

3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接的接触を維持する権利を尊重する。

4 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となってい

る者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。
締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

第十二条（意見を表明する権利）

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第十三条（表現の自由）

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
 - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第十六条（私生活等に対する不法な干渉からの保護）

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣（し）意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第十八条（児童の養育及び発達についての父母の責任と国の援助）

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第十九条（監護を受けている間における虐待からの保護）

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第二十条（家庭環境を奪われた児童等に対する保護及び援助）

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカフアーウ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当

な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について、十分な考慮を払うものとする。

第二十三条（心身障害を有する児童に対する特別の養護及び援助）

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。

第二十四条（健康を享受すること等についての権利）

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。

第二十七条（相当な生活水準についての権利）

- 1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。
- 2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。
- 3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。
- 4 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

第二十八条（教育についての権利）

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
 - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
 - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第三十一条（休息、余暇及び文化的生活に関する権利）

1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第三十四条（性的搾取、虐待からの保護）

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- （a） 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- （b） 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- （c） わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

第三十九条（搾取、虐待、武力紛争等による被害を受けた児童の回復のための措置）

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

児童福祉法（抄）

公 布：昭和22年12月12日

施 行：昭和23年 1月 1日

最終改正：平成28年 6月 3日

（H28.10.1 施行条文及び H29.4.1 施行条文は枠囲みで表示）

（児童の権利）

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

（国民等の責務）

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

（福祉保障の原理）

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

（保護者の支援）

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

（支援業務の適切な実施）

第三条の三 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

② 都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置その他のこの法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。

③ 国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（児童等）

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

② この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

（妊産婦）

第五条 この法律で、妊産婦とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

（保護者）

第六条 この法律で、保護者とは、第十九条の三、第五十七条の三第二項、第五十七条の三の三第二項及び第五十七条の四第二項を除き、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

（事業）

第六条の三 この法律で、児童自立生活援助事業とは、第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等（義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、第二十七条第一項第三号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものをいう。以下同じ。）につき第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業をいう。

第六条の三 この法律で、児童自立生活援助事業とは、次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわ

せて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業をいう。

- 一 義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、措置解除者等（第二十七条第一項第三号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他政令で定める者をいう。次号において同じ。）であるもの（以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という。）
- 二 学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であつて、満二十歳に達した日から満二十二歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの（満二十歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満二十歳未満義務教育終了児童等であつたものに限る。）のうち、措置解除者等であるもの（以下「満二十歳以上義務教育終了児童等」という。）

〔平成29年4月1日施行〕

② この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

③ この法律で、子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、厚生労働省令で定めるところにより、児童養護施設その他の厚生労働省令で定める施設に入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。

④ この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村の区域内における原則として全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。

⑤ この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。

⑥ この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

⑧ この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者（次条第一項に規定する里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいう。

⑧ この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者（次条に規定する里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいう。

〔平成29年4月1日施行〕

（里親）

第六条の四 この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

② この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四条の十九に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。

第六条の四 この法律で、里親とは、次に掲げる者をいう。

- 一 厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者に限る。）のうち、第三十四

条の十九に規定する養育里親名簿に登録されたもの（以下「養育里親」という。）

二 前号に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育すること及び養子縁組によつて養親となることを希望する者（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者に限る。）のうち、第三十四条の十九に規定する養子縁組里親名簿に登録されたもの（以下「養子縁組里親」という。）

三 第一号に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（当該要保護児童の父母以外の親族であつて、厚生労働省令で定めるものに限る。）のうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるもの

〔平成29年4月1日施行〕

（児童福祉施設等）

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

〔平成29年4月1日施行〕

② この法律で、障害児入所支援とは、障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（以下「重症心身障害児」という。）に対し行われる治療をいう。

（市町村が行う業務）

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

② 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

③ 市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

④ 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

〔支援を行うための拠点の整備〕

第十条の二 市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

〔平成29年4月1日施行〕

（都道府県が行う業務）

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

- 一 第十条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。〔平成29年4月1日施行〕

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

二 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。

二 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。

〔平成28年10月1日施行〕

ホ 児童の一時保護を行うこと。

ヘ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

ヘ 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。

(1) 里親に関する普及啓発を行うこと。

(2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

(3) 里親と第二十七条第一項第三号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。

(4) 第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。

(5) 第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。

ト 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項に規定する特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

〔平成29年4月1日施行〕

三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

② 都道府県知事は、市町村の前条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

② 都道府県知事は、市町村の第十条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

〔平成29年4月1日施行〕

③ 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

④ 都道府県知事は、第一項第二号へに掲げる業務に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

④ 都道府県知事は、第一項第二号へに掲げる業務（次項において「里親支援事業」という。）に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

〔平成29年4月1日施行〕

⑤ 前項の規定により行われる第一項第二号へに掲げる業務に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

⑤ 前項の規定により行われる里親支援事業に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

〔平成29年4月1日施行〕

（児童相談所の設置）

第十二条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

- ② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）及び同項第二号ロからホまでに掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項に規定する業務を行うものとする。
- ③ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務（前条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。
- ④ 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。

② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号（イを除く。）及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項に規定する業務を行うものとする。

〔平成28年10月1日、29年4月1日施行〕

③ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

〔平成28年10月1日施行〕

④ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第二項に規定する業務（前条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。

〔平成28年10月1日施行〕

⑤ 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。

〔平成28年10月1日施行〕

（一時保護施設の設置）

第十二条の四 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設を設けなければならない。

（保健所の業務）

第十二条の六 保健所は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。

- 一 児童の保健について、正しい衛生知識の普及を図ること。
 - 二 児童の健康相談に応じ、又は健康診査を行い、必要に応じ、保健指導を行うこと。
 - 三 身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育について、指導を行うこと。
 - 四 児童福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に関し、必要な助言を与えること。
- ② 児童相談所長は、相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、保健所に対し、保健指導その他の必要な協力を求めることができる。

（児童福祉司の職務）

第十三条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かななければならない。

② 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
- 三 医師
- 三の二 社会福祉士

四 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者

五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

③ 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基いて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。

④ 児童福祉司は、政令の定めるところにより児童相談所長が定める担当区域により、前項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。

⑤ 第二項第一号の施設及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

② 児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。〔平成28年10月1日施行〕

③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの

三 医師

四 社会福祉士

五 社会福祉主事として二年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

〔平成29年4月1日施行〕

④ 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。〔平成28年10月1日施行〕

⑤ 他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司は、児童福祉司としておおむね五年以上勤務した者でなければならない。〔平成28年10月1日施行〕

⑥ 前項の指導及び教育を行う児童福祉司の数は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

〔平成28年10月1日施行〕

⑦ 児童福祉司は、児童相談所長が定める担当区域により、第四項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。〔平成28年10月1日施行〕

⑧ 児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。〔平成29年4月1日施行〕

⑨ 第三項第一号の施設及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。〔平成28年10月1日施行〕

（児童福祉司と市町村長及び児童相談所長との関係）

第十四条 市町村長は、前条第三項に規定する事項に関し、児童福祉司に必要な状況の通報及び資料の提供並びに必要な援助を求めることができる。

第十四条 市町村長は、前条第四項に規定する事項に関し、児童福祉司に必要な状況の通報及び資料の提供並びに必要な援助を求めることができる。〔平成28年10月1日施行〕

② 児童福祉司は、その担当区域内における児童に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。

（児童委員）

第十六条 市町村の区域に児童委員を置く。

② 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

③ 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

- ④ 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第五条の規定による推薦によつて行う。

（児童委員の職務）

第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 - 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 - 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- ② 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
- ③ 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
- ④ 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

（児童委員と市町村長及び児童相談所長との関係）

第十八条 市町村長は、前条第一項又は第二項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。

- ② 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。
- ③ 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。
- ④ 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

（子育て支援事業に関する市町村の責務）

第二十一条の八 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにすることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

（必要な措置の実施）

第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

- 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

（放課後児童健全育成事業の利用促進）

第二十一条の十 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の三第二項に規定する児童

の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

（乳児家庭全戸訪問事業等）

第二十一条の十の二 市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等（特定妊婦を除く。）を把握したときは、当該要支援児童等に対し、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

第二十一条の十の二 市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等（特定妊婦を除く。）を把握したとき又は当該市町村の長が第二十六条第一項第三号の規定による送致若しくは同項第八号の規定による通知若しくは児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第八条第二項第二号の規定による送致若しくは同項第四号の規定による通知を受けたときは、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

〔平成29年4月1日施行〕

② 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第十条、第十一条第一項若しくは第二項（同法第十九条第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項又は第十九条第一項の指導に併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。

③ 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

④ 前項の規定により行われる乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（母子保健に関する事業との連携及び調和の確保）

第二十一条の十の三 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の実施に当たっては、母子保健法に基づく母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。

（市町村長への通知）

第二十一条の十の四 都道府県知事は、母子保健法に基づく母子保健に関する事業又は事務の実施に際して要支援児童等と思われる者を把握したときは、これを当該者の現在地の市町村長に通知するものとする。

〔市町村への情報の提供〕

第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

〔平成28年10月1日施行〕

（保育所への入所措置等）

第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。

④ 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること（以下「保育の利用」という。）の申込みを勧

奨励し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。〔※福祉事務所や児童相談所から、保育の実施が必要と判断されて、通知のあった場合の規定〕

④ 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第五号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること（以下「保育の利用」という。）の申込みを奨励し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。〔※福祉事務所や児童相談所から、保育の実施が必要と判断されて、通知のあった場合の規定〕

〔平成29年4月1日施行〕

（福祉事務所等への通告）

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

〔平成28年10月1日施行〕

（要保護児童対策地域協議会の設置）

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第八項に規定する保護延長者（次項において「延長者等」という。）を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

〔平成29年4月1日施行〕

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

〔平成29年4月1日施行〕

③ 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

④ 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。

⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、厚生労働省令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、母子保健法第二十二條第一項に規定する母子健康包括支援センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

〔平成29年4月1日施行〕

⑥ 要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。

⑥ 市町村の設置した協議会（市町村が地方公共団体（市町村を除く。）と共同して設置したものを含む。）に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるもの（次項及び第八項において「調整担当者」という。）を置くものとする。

⑦ 地方公共団体（市町村を除く。）の設置した協議会（当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。）に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。

⑧ 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

〔平成29年4月1日施行〕

（資料又は情報の提供等の協力）

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（協議会の定める事項）

第二十五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（秘密を守る義務）

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

（児童の状況の把握）

第二十五条の六 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第二十五条の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

第二十五条の六 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

〔平成28年10月1日施行〕

（要保護児童等に対する措置）

第二十五条の七 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

第二十五条の七 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（次項において「要保護児童等」という。）に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

〔平成28年10月1日、平成29年4月1日施行〕

- 一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
- 二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六

項に規定する知的障害者福祉司（以下「知的障害者福祉司」という。）又は社会福祉主事に指導させること。

- 三 第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うこと（以下「児童自立生活援助の実施」という。）が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

三 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

〔平成29年4月1日施行〕

- 四 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

四 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

〔平成29年4月1日施行〕

② 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
- 二 次条第二号の措置が適当であると認める者は、これを当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致すること。
- 三 助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 五 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

（福祉事務所長の措置）

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条第一項の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第四号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

〔平成28年10月1日、平成29年4月1日施行〕

- 一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
- 二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。
- 三 保育の利用等（助産の実施、母子保護の実施又は保育の利用若しくは第二十四条第五項の規定による措置をいう。以下同じ。）が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。
- 四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 五 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

(児童相談所長の措置)

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。
〔平成28年10月1日施行〕

- 一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
- 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに委託して指導させること。
- 三 第二十五条の七第一項第二号又は前条第二号の措置が適当であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。
- 四 保育の利用等が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。
- 五 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 六 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。
- 七 子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

- 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに委託して指導させること。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）に応ずること、調査及び指導（医学的、心理学的、教育的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合を除く。）を行うことその他の支援（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）を行うことを要すると認める者（次条の措置を要すると認める者を除く。）は、これを市町村に送致すること。
- 四 第二十五条の七第一項第二号又は前条第二号の措置が適当であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。
- 五 保育の利用等が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。
- 六 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 七 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。
- 八 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

〔平成29年4月1日施行〕

② 前項第一号の規定による報告書には、児童の住所、氏名、年齢、履歴、性行、健康状態及び家庭環境、同号に規定する措置についての当該児童及びその保護者の意向その他児童の福祉増進に関し、参考となる事項を記載しなければならない。

（都道府県の措置）

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
- 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。
- 三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。〔平成29年4月1日施行〕

- 四 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

② 都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第三号の措置に代えて、指定発達支援医療機関に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設（第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。

③ 都道府県知事は、少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、第一項の措置を採るにあつては、家庭裁判所の決定による指示に従わなければならない。

④ 第一項第三号又は第二項の措置は、児童に親権を行う者（第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。）又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。

⑤ 都道府県知事は、第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合には、児童相談所長の意見を聴かななければならない。

⑥ 都道府県知事は、政令の定めるところにより、第一項第一号から第三号までの措置（第三項の規定により採るもの及び第二十八条第一項第一号又は第二号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは第二項の措置を採る場合又は第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かななければならない。

（児童自立支援施設等への入所措置）

第二十七条の二 都道府県は、少年法第二十四条第一項又は第二十六条の四第一項の規定により同法第二十四条第一項第二号の保護処分を受けた児童につき、当該決定に従つて児童自立支援施設に入所させる措置（保護者の下から通わせて行うものを除く。）又は児童養護施設に入所させる措置を採らなければならない。

② 前項に規定する措置は、この法律の適用については、前条第一項第三号の児童自立支援施設又は児童養護施設に入所させる措置とみなす。ただし、同条第四項及び第六項（措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合に係る部分を除く。）並びに第二十八条の規定の適用については、この限りでない。

（家庭裁判所への送致）

第二十七条の三 都道府県知事は、たまたま児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、第三十三条、第三十三条の二及び第四十七条の規定により認められる場合を除き、事件を家庭裁判所に送致しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十七条の四 第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導（委託に係るものに限る。）の事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（保護者からの隔離措置）

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

- 一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。
- 二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

② 前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第二十七条第一項第二号の措置をいう。以下この条において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

③ 都道府県は、前項ただし書の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。

④ 家庭裁判所は、第一項第一号及び第二号ただし書並びに第二項ただし書の承認（次項において「措置に関する承認」という。）の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求め、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。

④ 家庭裁判所は、第一項第一号若しくは第二号ただし書又は第二項ただし書の承認（以下「措置に関する承認」という。）の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求め、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。

〔平成29年4月1日施行〕

⑤ 家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる。

（立入調査）

第二十九条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

（児童の同居届出）

第三十条 四親等内の児童以外の児童を、その親権を行う者又は未成年後見人から離して、自己の家庭（単身の世帯を含む。）に、三月（乳児については、一月）を超えて同居させる意思をもつて同居させた者又は継続して二月以上（乳児については、二十日以上）同居させた者（法令の定めるところにより児童を委託された者及び児童を単に下宿させた者を除く。）は、同居を始めた日から三月以内（乳児については、一月以内）に、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その届出期間内に同居をやめたときは、この限りでない。

- ② 前項に規定する届出をした者が、その同居をやめたときは、同居をやめた日から一月以内に、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。
- ③ 保護者は、経済的理由等により、児童をそのもとにおいて養育しがたいときは、市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、児童福祉司又は児童委員に相談しなければならない。

（在所年齢の延長等）

第三十一条 都道府県等は、第二十三条第一項本文の規定により母子生活支援施設に入所した児童については、その保護者から申込みがあり、かつ、必要があると認めるときは、満二十歳に達するまで、引き続きその者を母子生活支援施設において保護することができる。

② 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、障害児入所施設（第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。）、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満二十歳に達するまで、引き続き同項第三号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

② 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、障害児入所施設（第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。）、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満二十歳に達するまで、引き続き同項第三号の規定による委託を継続し、若しくはその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

〔平成29年4月1日施行〕

③ 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により障害児入所施設（第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）に入所した児童又は第二十七条第二項の規定による委託により指定発達支援医療機関に入院した肢体不自由のある児童若しくは重症心身障害児については満二十歳に達するまで、引き続きその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、若しくは同項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

④ 前三項に規定する保護又は措置は、この法律の適用については、母子保護の実施又は第二十七条第一項第三号若しくは第二項に規定する措置とみなす。

④ 都道府県は、延長者（児童以外の満二十歳に満たない者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。）について、第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の措置を採ることができる。この場合において、第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「保護者が、その児童」とあるのは「第三十一条第四項に規定する延長者（以下この条において「延長者」という。）の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この条において「延長者の監護者」という。）が、その延長者」と、「保護者に」とあるのは「延長者の監護者に」と、「当該児童」とあるのは「当該延長者」と、「おいて、第二十七条第一項第三号」とあるのは「おいて、同項の規定による第二十七条第一項第三号」と、「児童の親権」とあるのは「延長者の親権」と、同項第一号中「保護者」とあるのは「延長者の監護者」と、「第二十七条第一項第三号」とあるのは「第三十一条第四項の規定による第二十七条第一項第三号」と、同項第二号中「保護者」とあるのは「延長者の監護者」と、「児童」とあるのは「延長者」と、「第二十七条第一項第三号」とあるのは「第三十一条第四項の規定による第二十七条第一項第三号」と、同条第二項ただし書中「保護者」とあるのは「延長者の監護者」と、「第二十七条第一項第二号」とあるのは「第三十一条第四項の規定による第二十七条第一項第二号」と、「児童」とあるのは「延長者」と、同条第四項中「保護者」とあるのは「延長者の監護者」と、「児童」とあるのは「延長者」と、同条第五項中「保護者」とあるのは「延長者の監護者」とする。

- 一 満十八歳に満たないときにされた措置に関する承認の申立てに係る児童であつた者であつて、当該申立てに対する審判が確定していないもの又は当該申立てに対する承認の審判がなされた後において第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書若しくは第二項ただし書の規定による措置が採られていないもの
- 二 第二項からこの項までの規定による措置が採られている者（前号に掲げる者を除く。）
- 三 第三十三条第六項から第九項までの規定による一時保護が行われている者（前二号に掲げる者を除く。）

⑤ 前各項の規定による保護又は措置は、この法律の適用については、母子保護の実施又は第二十七条第一項第一号から第三号まで若しくは第二項の規定による措置とみなす。

〔平成29年4月1日施行〕

⑤ 第二項又は第三項の場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

⑥ 第二項から第四項までの場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

〔平成29年4月1日施行〕

（一時保護）

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

② 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十七条第一項又は第二項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。

③ 前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。

④ 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。

⑤ 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後二月を経過するごとに、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該児童に係る第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三条の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされている場合は、この限りでない。

⑥ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第一項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、次に掲げる措置を採るに至るまで、引き続き一時保護を行い、又は一時保護を行わせることができる。

一 第三十一条第四項の規定による措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。

二 児童自立生活援助の実施が適当であると認める満二十歳未満義務教育終了児童等は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

⑦ 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第二項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、児童相談所長をして、引き続き一時保護を行わせ、又は一時保護を行うことを委託させることができる。

⑧ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第六項各号に掲げる措置を採るに至るまで、保護延長者（児童以外の満二十歳に満たない者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、保護延長者の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

一 満十八歳に満たないときにされた措置に関する承認の申立てに係る児童であつた者であつて、当該申立てに対する審判が確定していないもの又は当該申立てに対する承認の審判がなされた後において第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書若しくは第二項ただし書の規定による措置が採られていないもの

二 第三十一条第二項から第四項までの規定による措置が採られている者（前号に掲げる者を除く。）

⑨ 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、保護延長者の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。

⑩ 第六項から前項までの規定による一時保護は、この法律の適用については、第一項又は第二項の規定による一時保護とみなす。

〔平成29年4月1日施行〕

（児童相談所長の権限等）

第三十三条の二 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

第三十三条の二 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

〔平成29年4月1日施行〕

- ② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のために必要な措置を採ることができる。
- ③ 前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。
- ④ 第二項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。

（児童自立生活援助の実施）

第三十三条の六 都道府県は、その区域内における義務教育終了児童等の自立を図るため必要がある場合において、その義務教育終了児童等から申込みがあつたときは、自ら又は児童自立生活援助事業を行う者（都道府県を除く。次項において同じ。）に委託して、その義務教育終了児童等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない。

- ② 前項に規定する義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助の実施を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入居を希望する同項に規定する住居その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合において、児童 自立生活援助事業を行う者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該義務教育終了児童等の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。
- ③ 都道府県は、義務教育終了児童等が特別な事情により当該都道府県の区域外の第一項に規定する住居への入居を希望するときは、当該住居への入居について必要な連絡及び調整を図らなければならない。
- ④ 都道府県は、第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、第二十五条の八第四号又は第二十六条第一項第五号の規定による報告を受けた児童について、必要があると認めるときは、その児童に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない。
- ⑤ 都道府県は、義務教育終了児童等の第一項に規定する住居の選択及び児童自立生活援助事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における児童自立生活援助事業を行う者、当該事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第三十三条の六 都道府県は、その区域内における満二十歳未満義務教育終了児童等の自立を図るため必要がある場合において、その満二十歳未満義務教育終了児童等から申込みがあつたときは、自ら又は児童自立生活援助事業を行う者（都道府県を除く。次項において同じ。）に委託して、その満二十歳未満義務教育終了児童等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、児童自立生活援助を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない。

- ② 満二十歳未満義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助の実施を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入居を希望する住居その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合において、児童自立生活援助事業を行う者は、厚生労働省令の定めるところにより、満二十歳未満義務教育終了児童等の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。
- ③ 都道府県は、満二十歳未満義務教育終了児童等が特別な事情により当該都道府県の区域外の住居への入居を希望するときは、当該住居への入居について必要な連絡及び調整を図らなければならない。
- ④ 都道府県は、第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、第二十五条の八第四号若しくは第二十六条第一

項第六号の規定による報告を受けた児童又は第三十三条第六項第二号の規定による報告を受けた満二十歳未満義務教育終了児童等について、必要があると認めるときは、これらの者に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない。

⑤ 都道府県は、満二十歳未満義務教育終了児童等の住居の選択及び児童自立生活援助事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における児童自立生活援助事業を行う者、当該事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

⑥ 第一項から第三項まで及び前項の規定は、満二十歳以上義務教育終了児童等について準用する。この場合において、第一項中「行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第三項中「図らなければならない」とあるのは「図るよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

〔平成29年4月1日施行〕

（児童相談所長の親権喪失の審判等の請求）

第三十三条の七 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（以下「児童等」という。）の親権者に係る民法第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項、第八百三十五条又は第八百三十六条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

（児童相談所長の未成年後見人選任の請求）

第三十三条の八 児童相談所長は、親権を行う者のない児童等について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない。

② 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童等（小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託中若しくは児童福祉施設に入所中の児童等又は一時保護中の児童を除く。）に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

（児童相談所長の未成年後見人解任の請求）

第三十三条の九 児童等の未成年後見人に、不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第八百四十六条の規定による未成年後見人の解任の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

（罰則）

第六十一条の三 第十一条第五項、第十八条の八第四項、第十八条の十二第一項、第二十一条の十の二第四項、第二十一条の十二、第二十五条の五又は第二十七条の四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

児童虐待の防止等に関する法律

公 布：昭和12年 5月24日

施 行：昭和12年11月20日

最終改正：平成28年 6月 3日

(H28.10.1 施行条文及び H29.4.1 施行条文は枠囲みで表示)

(目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

〔平成29年4月1日施行〕

(児童に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができ

るよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。

7 何人も、児童の健全な成長のために、家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭の環境を含む。)及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。

二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を

講ずるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせるものとする。

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- 一 児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。
- 二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。
- 三 当該児童のうち児童福祉法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等（以下この号において「保育の利用等」という。）が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。
- 四 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。

〔平成29年4月1日施行〕

3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

〔平成29年4月1日施行〕

（出頭要求等）

第八条の二 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第一項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

（立入調査等）

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十一条の五の規定を適用する。

（再出頭要求等）

第九条の二 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合におい

て、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 第八条の二第二項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

（臨検、搜索等）

第九条の三 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が前条第一項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

第九条の三 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

〔平成28年10月1日施行〕

2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

3 都道府県知事は、第一項の許可状（以下「許可状」という。）を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料並びに当該児童の保護者が第九条第一項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したこと及び前条第一項の規定による出頭の求めに応じなかったことを証する資料を提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可状（以下「許可状」という。）を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料及び当該児童の保護者が第九条第一項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したことを証する資料を提出しなければならない。

〔平成28年10月1日施行〕

4 前項の請求があった場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は搜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができますこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。

5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第一項の規定による臨検又は搜索をさせるものとする。

6 第一項の規定による臨検又は搜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されることが及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。

（臨検又は搜索の夜間執行の制限）

第九条の四 前条第一項の規定による臨検又は搜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

2 日没前に開始した前条第一項の規定による臨検又は搜索は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

（許可状の提示）

第九条の五 第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

（身分の証明）

第九条の六 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（臨検又は搜索に際しての必要な処分）

第九条の七 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

（臨検等をする間の出入りの禁止）

第九条の八 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入出入りすることを禁止することができる。

（責任者等の立会い）

第九条の九 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。）又は同居の親族で成年に達した者を立ち会わせなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十条 児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認を行おうとする場合、又は同項の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

第十条 児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認を行おうとする場合、又は同項第一号の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

〔平成29年4月1日施行〕

2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ迅速かつ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（調書）

第十条の二 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をしたときは、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印

しなければならない。ただし、立会人が署名押印をせず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

（都道府県知事への報告）

第十条の三 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

（行政手続法の適用除外）

第十条の四 臨検等に係る処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

（審査請求の制限）

第十条の五 臨検等に係る処分については、審査請求をすることができない。

（行政事件訴訟の制限）

第十条の六 臨検等に係る処分については、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三十七条の四の規定による差止めの訴えを提起することができない。

（児童虐待を行った保護者に対する指導等）

第十一条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

5 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。

（面会等の制限等）

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

- 一 当該児童との面会
- 二 当該児童との通信

2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。

3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐

待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第十二条の二 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が前条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った、又は行わせた場合には、速やかに、児童福祉法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十二条の三 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項の規定により、児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている、又は適当な者に委託して、一時保護を行わせている場合（前条第一項の一時保護を行っている、又は行わせている場合を除く。）において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであって、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が第十二条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十二条の四 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。）が採られ、かつ、第十二条第一項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令をしようとするとき（前項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。）は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項の規定による命令をするとき（第二項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。）は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

5 第一項の規定による命令が発せられた後に児童福祉法第二十八条の規定による施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部又は一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第二十八条第三項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られている場合において、第一項の規定による命令が発せられたときであって、当該命令に係る期間が経過する前に同条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。

6 都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなったと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

（施設入所等の措置の解除）

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を助言しなければならない。

（施設入所等の措置の解除等）

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を助言しなければならない。

2 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

〔平成28年10月1日施行〕

（児童虐待を受けた児童等に対する支援）

第十三条の二 市町村は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（次項において「特定教育・保育施設」という。）又は同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第四十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあっせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第三十三条第二項又は第四十五条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童（同法第十九条第一項第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。）又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

4 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

（施設入所等の措置の解除時の安全確認等）

第十三条の二 都道府県は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置若しくは行われた一時保護を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、市町村、児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。

〔平成28年10月1日施行〕

（児童虐待を受けた児童等に対する支援）

第十三条の三 市町村は、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（次項において「特定教育・保育施設」という。）又は同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第四十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあっせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第三十三条第二項又は第四十五条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童（同法第十九条第一項第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。）又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

4 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

〔平成28年10月1日、平成29年4月1日施行〕

（資料又は情報の提供）

第十三条の三 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。

ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（資料又は情報の提供）

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

〔平成28年10月1日施行〕

（都道府県児童福祉審議会等への報告）

第十三条の四 都道府県知事は、児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会）に、第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。

（都道府県児童福祉審議会等への報告）

第十三条の五 都道府県知事は、児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に

規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会）に、第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。

〔平成28年10月1日施行〕

（親権の行使に関する配慮等）

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

（親権の喪失の制度の適切な運用）

第十五条 民法に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

（延長者等の特例）

第十六条 児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者（以下この条において「延長者」という。）、延長者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この項において「延長者の監護者」という。）及び延長者の監護者がその監護する延長者について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者虐待」という。）については、延長者を児童と、延長者の監護者を保護者と、延長者虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置とみなして、第十一条第一項から第三項まで及び第五項、第十二条の四並びに第十三条第一項の規定を適用する。

- 一 延長者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 延長者にわいせつな行為をすること又は延長者をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 延長者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者の監護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者の監護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 延長者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2 延長者又は児童福祉法第三十三条第八項に規定する保護延長者（以下この項において「延長者等」という。）、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者（以下この項において「延長者等の監護者」という。）及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者等虐待」という。）については、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、延長者等虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置と、同法第三十三条第六項から第九項までの規定による一時保護を同条第一項又は第二項の規定による一時保護とみなして、第十一条第四項、第十二条から第十二条の三まで、第十三条第二項から第四項まで、第十三条の二、第十三条の四及び第十三条の五の規定を適用する。

- 一 延長者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 延長者等にわいせつな行為をすること又は延長者等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 延長者等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者等の監護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者等の監護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 延長者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者等が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

〔平成29年4月1日施行〕

（大都市等の特例）

第十六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二

第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

（大都市等の特例）

第十七条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。
〔平成29年4月1日施行〕

（罰則）

第十七条 第十二条の四第一項の規定による命令（同条第二項の規定により同条第一項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（罰則）

第十八条 第十二条の四第一項（第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による命令（第十二条の四第二項（第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により第十二条の四第一項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
〔平成29年4月1日施行〕

第十九条 第十三条第四項（第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

〔平成28年10月1日、平成29年4月1日施行〕

【通知等一覧】

(指針等)

- ・市町村児童家庭相談援助指針(平成 17 年 2 月 14 日雇児発第 0214002 号)
- ・要保護児童対策地域協議会設置・運営指針(平成 17 年 2 月 25 日雇児発第 0225001 号)

(安全確認)

- ・措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について(平成 24 年 11 月 1 日雇児総発 1101 第 3 号)
- ・虐待通告のあった児童の安全確認の手引きについて(平成 22 年 9 月 30 日雇児総発 0930 第 2 号)

(連携体制・組織体制)

- ・居住実態が把握できない児童への対応について(平成 27 年 3 月 16 日雇児総発 0316 第 1 号他、総務省、文部科学省及び厚生労働省連名通知)
- ・養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について(平成 25 年 6 月 11 日雇児総発 0611 第 1 号、雇児母発 0611 第 1 号)
- ・養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について(平成 24 年 11 月 30 日雇児総発 1130 第 1 号、雇児母発 1130 第 1 号)
- ・児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について(平成 24 年 11 月 30 日雇児総発 1130 第 2 号、雇児母発 1130 第 2 号)
- ・児童虐待への対応における警察との連携の推進について(平成 24 年 4 月 12 日雇児総発 0412 第 1 号)
- ・児童虐待に係る速やかな通告等に関する学校との連携について(平成 24 年 3 月 29 日雇児総発第 0329 第 1 号)
- ・妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制の整備について(平成 23 年 7 月 27 日雇児総発 0727 第 1 号・雇児福発 0727 第 1 号・雇児母発 0727 第 1 号)
- ・妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について(平成 23 年 7 月 27 日雇児総発 0727 第 4 号・雇児母発 0727 第 3 号)
- ・学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(平成 22 年 3 月 24 日雇児発第 0324 第 1 号)

(保護者支援)

- ・児童虐待を行った保護者に対する指導・援助の充実について(平成 20 年 3 月 14 日雇児総発第 0314001 号)「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」,「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」,「チェックリスト記入上の留意点」を含む

(その他)

- ・「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付における児童虐待の被害者等の保護のための措置」について(平成 24 年 9 月 26 日雇児総発 0926 第 1 号)

【法令・通知等参照ウェブサイト】

◇ 厚生労働省 児童虐待に関する法令・指針等一覧

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/hourei.html

◇ 子どもの虹情報研修センター 児童虐待関連法令・通知等

<http://www.crc-japan.net/contents/statute/index.html>

参考文献

○厚生労働省

- ・「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月改正版）
- ・「市町村児童家庭相談援助指針」（平成22年3月改正版）
- ・「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」（平成22年3月改正版）
- ・「児童相談所運営指針」（平成25年12月改正版）
- ・「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）スタートアップマニュアル」（平成19年5月）
- ・『「要保護児童対策地域協議会」の実践事例集』（平成24年12月）
- ・「社会保障審議会児童部会 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」（平成28年3月）

○自治体作成マニュアル等

- ・奈良県：「まずはここからスタート！市町村要保護児童対策地域協議会実務マニュアルー私たちのまちの子ども・子育て家庭への支援のために」（平成25年3月）
- ・千葉県：「千葉県子ども虐待対応マニュアル」（平成26年1月）
- ・青森県：「市町村と児童相談所の機関連携対応方針」（平成25年7月改訂版）
- ・青森県：「市町村のための子ども虐待対応マニュアル」（平成18年3月）
- ・滋賀県：「市町向けの子どもの虐待対応マニュアル」（平成24年3月改訂版）
- ・愛知県：「市町村向け あいち子どもの虐待対応マニュアル」（平成17年）
- ・佐賀県：「要保護児童対応マニュアル（改定版）」（平成22年3月）
- ・大分県、大分県教育委員会：「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き」（平成24年7月）
- ・山形県：「市町村のための子ども虐待対応マニュアル」（平成22年3月）
- ・熊本市：「熊本市児童虐待防止ハンドブック」（平成27年3月）
- ・別府市：「別府市要保護児童対策マニュアル」（平成19年4月）
- ・神奈川県 Website：「児童虐待早期発見に関するチェックリストの紹介」（平成23年3月）

○その他

- ・在宅アセスメント研究会・加藤曜子：「要保護児童対策地域協議会（市町村虐待防止ネットワーク）個別ケース検討会議のための在宅アセスメント指標シートマニュアル」（平成24年2月）
- ・加藤曜子：「要保護児童対策地域協議会の機能強化―実務者会議を中心に全国市区町村調査及びヒアリング14例からの発信―」（2015年3月）
- ・加藤曜子：「要保護児童対策地域協議会の課題―死亡事例検証報告からの学び―」（2013年）
- ・山野則子：「要保護児童対策地域協議会におけるマネジメントに関するハンドブック」（平成23年）
- ・インスー・キム・バーグ他 桐田弘江他訳：「子ども虐待の解決」（2004年，金剛出版）
- ・ソニア・パーカー 井上直美監訳：「家族応援会議―児童保護ケースワークにおける安全パートナーリングによる会議の進め方」（2015年，安全パートナーリング研究会）
- ・ソニア・パーカー 井上直美・井上薫訳：「安全パートナーリングのアセスメントとプランニングの枠組み：家族と共働して包括的な児童保護リスクアセスメントとプランニングをするために、安全パートナーリングをどう使うか」（2012年，安全パートナーリング研究会）
- ・ニキ・ウェルド、ソニア・パーカー、井上直美：『「三つの家」を活用した子ども虐待のアセスメントとプランニング』（2015年，明石書店）

市町要保護児童対策地域協議会実務マニュアル

平成 28 年 11 月発行

編集発行：

愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課 電話 089-912-2410

愛媛県福祉総合支援センター 電話 089-922-5040